

# 検定審査不合格となるべき理由書

受理番号 102-306	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
--------------	--------	-------	--------------	--------

## 1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年8月10日文部科学省告示第105号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号。以下、学習指導要領という。）の社会科の目標、社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の社会科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。また、社会科の歴史的分野の目標においても、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して同様の資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。これらに照らして本申請図書は、学習する上で必要な課題の設定と主たる記述である本文との関係が不明であるため、学習指導要領に明示された活動を行うことが非常に困難な構成となっている。

しかも、特定の時代や題材に偏った構成となっており、全体として調和がとれていない。

さらに、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などを活用して、調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けさせるには不十分である。

また、「2. 欠陥箇所」のとおり欠陥が著しく多く、教科用図書として適切性を欠いている。

---

---

---

---

---

---

---

---

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(1)のイの「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集	1-(3)				
				し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。その際、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などの活用を十分に行うこと。)」					
2	全体		全体	学習指導要領に示す目標に照らして、扱いが不適切である。  (目標「課題を追究したり解決したりする活動を通して、」に照らして、ヘッダー部分にある課題の、	2-(1)				
				申請図書中における位置付けが不明であるために、主たる記述である本文との関係が分からず、目標を達成するには扱いが不適切である。)					
3	3 目次		第一章 神代・原始  13ページの章タイトル、15ページ、17ページ、19ページ、21ページ、23ページ、25ページ、27ページ、29ページ、	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
			31ページ、33ページ、35ページ、37ページ、39ページの各フッター「第一章 神代・原始」及び369ページ「巻末資料」中の「第一章 神代・原始——弥生時代」も同様。	付かせるよう留意すること。)」					
4	4 - 5		「巻頭言」及び「注釈」(全体)  42ページ下段11-18行目、87ページ囲み下段15行目 - 88ページ囲み上段1行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。  (「国」の定義、「国」と「王朝」「王権」との関係)	3-(3)				
5	4	3	中国大陸の商や殷という王朝	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (商と殷とが別の王朝であるかのように誤解する。)	3-(3)				
6	4	6 - 10	日本が成立したのが何年前であるか、その年代を示すことは困難です。なぜなら、古すぎてよく分からないからです。…日本の建国は五世紀より前のことなので…固有名詞や年月日はいっさ	生徒にとって理解し難い表現である。  (「日本」の指す意味が不明である。)	3-(3)				
			い伝わりません。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
7	4	7 - 8	日本列島で最初に文字が書かれたのは、五世紀のことです。それより前に日本列島に文字はありませんでした。 40ページ下段5-7行目、46ページ下段	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (5世紀以前の文字の使用状況)	3-(3)				
			16行目-47ページ上段2行目、49ページ上段15行目-下段2行目も同様。						
8	4	11 - 12	考古学の成果により、最も短く見ても過去一八〇〇年間、一度も王朝交代がなかったことが分かっています。 42ページ下段11-13行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (考古学の成果と王朝交代の有無との関係)	3-(3)				
9	4	12 - 14	一八〇〇年前の大王（後に天皇と呼ばれる）の居所や墓がかなり巨大であることから、起源はさらに数百年遡れると考えるのが一般的です。我が国は二〇〇〇年以上続いているといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の起源について誤解する。)	3-(3)				
			5ページ4-6行目、同ページ14-15行目、42ページ下段14-18行目、87ページ囲み上段1-5行目、249ページ囲み中段5-6行目、361ページ上段2-4行目、同						
			ページ下段3-4行目も同様。						
10	5	3 - 6	これは初代天皇から第一二六代の現在の天皇陛下までの皇位継承図です。このなかには一部の歴史学者が実在を疑問視している天皇も含まれますが、少なくとも二〇〇〇年前の天皇の子孫が	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
			現在の天皇陛下であり、万世一系の皇統が切れ目なく現在に継承されていることが分かるでしょう。	付かせるよう留意すること。）」					
11	6	表	「世界各国略年表」中、「李氏朝鮮」 142ページ年表中の「李氏朝鮮が朝鮮半島を統一（1392）」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記が適切でないため理解し難い。)	3-(3)				
12	6	表	「世界各国略年表」中、「イギリス領」	不正確である。 (同表中、すぐ上の「イングランド王国（プランタジネット朝）」に照らして、国名が正確ではない。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
13	6	表	「世界各国略年表」中、「(ローマ教皇領) イタリア王国」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「ローマ教皇領」と「イタリア王国」との関係)	3-(3)				
14	7	表	「世界各国略年表」中、「三競」	誤記である。 (「競」)	3-(2)				
15	7	表	「世界各国略年表」中、二つの「新羅」	生徒にとって理解し難い表である。 (二つの「新羅」の関係)	3-(3)				
16	7	表	「世界各国略年表」中、「↑前方後円墳出現」	生徒にとって理解し難い表である。 (「前方後円墳出現」と「日本」との関係)	3-(3)				
17	7	表	「世界各国略年表」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」及び「東ローマ帝国」との境界	生徒が誤解するおそれのある表である。 (同表中、「フランク王国」「西フランク王国」「東フランク王国」の表記に照らして、「ローマ帝国」「西ローマ帝国」「東ローマ帝国」の関係について誤解する。)	3-(3)				
18	8 - 9	図	「歴代天皇の皇位継承図」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (系図の表記法)	3-(3)				
19	8 - 9	図	「歴代天皇の皇位継承図」中、丸囲み中の数字	生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠)	3-(3)				
20	8	図	「歴代天皇の皇位継承図」中、「宮」と「親王」	生徒にとって理解し難い図である。 (宮と親王との関係)	3-(3)				
21	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」(全体)	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。  (内容Aの(1)のイの(ア)の「小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切	1-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				なものを取り上げ，時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。）」					
22	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」（全体）	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  （内容の取扱い（2）のアの「小学校での学習を踏まえ，扱う内容や活動を工夫すること。」）	1-(3)				
23	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして，扱いが不適切である。  （内容Aの（1）のアの（イ）の「資料から歴史に関わる情報を読み取ったり，年表などにまとめたりする	2-(1)				
				などの技能を身に付けること。）」					
24	11	中6	元号は，我が国独自の紀年法です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （元号が日本の生み出した特有の紀年法であるかのように誤解する。）	3-(3)				
25	11	下8-9	イエス・キリストが誕生した年を紀元として表す 11ページ下段13-16行目「イエス・キリストが生まれる前を「紀元前〇〇年	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （紀元1年がイエス・キリストの実際に誕生した年であるかのように誤解する。）	3-(3)				
			」と表し，それより後を「紀元〇〇年」と表します。」も同様。						
26	12	上6-8	現在から二一〇〇年までは「二十一世紀」と表すことができます。	生徒にとって理解し難い表現である。  （「現在」がどの時点なのか分からない。）	3-(3)				
27	12	上14-15	干支は，中華王朝の殷の時代から使われている紀年法で、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （殷の時代における干支の使用法について確定しているかのように誤解する。）	3-(3)				
28	12	上14	中華王朝 14ページ囲み「外交」中の「中華王朝」，36ページ上段3行目，4行目，17行目，18行目，37ページ上段8行目，40	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （36ページ上段16行目「中国王朝」などに照らして，一般的な呼称であるかのように誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			ページ下段8行目, 43ページ下段14行目, 47ページ上段4行目, 48ページ上段18行目, 55ページ上段10行目, 12行目, 13-14行目, 56ページ上段8行目, 下段2行目, 58ページ下段3行目, 59ページ下段15行目, 16行目, 62ページ下段16行目, 66ページ上段3行目, 6行目, 70ページ上段3行目, 71ページ囲み上段7行目, 243ページ下段2行目も同様。						
29	13 - 40		「第一章 神代・原始」（全体）	題材の選択が神話・伝承に偏っており, 全体として調和がとれていない。	2-(5)				
30	14	表	年表中, 「BC五 打製・磨製石器」 94ページ年表中の「BC5 打製・磨製石器」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。  (打製・磨製石器について紀元前5年の事象として特定されているのは理解し難い。)	3-(3)				
31	14	表	年表中, 「BC三 米の伝来」 94ページ年表中の「BC3 米の伝来」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (紀元前3年に「米」が伝来したかのように誤解する。)	3-(3)				
32	14	表	年表中, 「七～八C 撰閣政治が誕生する」 95ページ年表中の「7～8C 撰閣政治が誕生」も同様。	誤りである。  (年代)	3-(1)				
33	14	表	年表中, 「八九四 遣唐使の廃止」 85ページ上段1行目, 5行目, 13-14行目, 95ページ年表中894年の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (96ページ「古代のまとめ」の「文化」中, 「遣唐使の派遣が中止された」に照らして, 遣唐使を廃止したかのように誤解する。)	3-(3)				
34	15 - 17	上2- 下7	「イ 日本列島の誕生」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して, 当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)					
35	15	ヘッダー	課題 古来日本人が持っている信仰や自然観はどのようなものだろう。 『古事記』『日本書紀』から何が読み取れるだろう。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「古事記, 日本書紀, …などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				, 当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。）」		
36	15	上3-5	天武天皇の命令によって編纂された二つの文書が完成しました。『古事記』と『日本書紀』です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の性格)	3-(3)	
37	15	上6-8	『古事記』は日本の神話と日本の国の成り立ちを伝えるため、また『日本書紀』は日本の歴史を公式に伝えるために編纂されたと考えられています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の性格)	3-(3)	
			73ページ上段10-14行目, 同ページ表「対象」の項も同様。			
38	15	下11-12	地球は約四十六億年前に隕石同士が衝突してできたことが分かっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地球誕生の経緯)	3-(3)	
39	16	上16-17	神代七代の神々は、伊耶那岐神と伊耶那美神に、	生徒にとって理解し難い表現である。 (16ページ上段14-15行目「伊耶那岐神と伊耶那美神までの七代の神を神代七代と申し上げます。」との関係)	3-(3)	
40	16-17	下5-上2	このとき、伊耶那岐神は「あなたの体はどのように成っているか」とお尋ねになりました。…そして、二柱の神は神殿の寝室で、まぐわいをなさいました。	生徒の心身の発達段階に適応していない。 (妊娠の経過)	1-(5)	
41	17	上3	生まれてきたのは手足のない水蛙子でした。	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。 (出産及び身体障害児に関する情操)	1-(5)	
42	17	下4-7	考えよう それぞれの神話は何を伝えようとしているのだろうか？ ヒント→「事実かどうか」が重要なのだろうか？	学習指導要領に示す目標に照らして、扱いが不適切である。 (目標の「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、」)	2-(1)	
			40ページ下段8-14行目「地域に口伝によって伝承された逸話、後世に書かれた記紀などを総合的に眺めることで、この時代のことがぼんやりと見えてく			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			るのです。記紀の神話は、どこまでが事実であるかということより、そのような神話が長年伝承されてきたことを押さえておきましょう。」も同様。						
43	18	上19 -下2	地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきましたが、一番近いところでは、約一〇〇万年前から地球は氷河期に入っていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「氷河期」の年代)	3-(3)				
44	18 - 19	下19 -上1	猿人と原人との中間種が一体も発見されていないこと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (猿人と原人との中間種が一体も発見されていないかのように誤解する。)	3-(3)				
45	19	上18 -下5	このように、人の起源については、…人は猿から進化したのか、それとも最初から人だったのか簡単に答えは出ないかもしれません。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「人の起源」をめぐる学説状況)	3-(3)				
			20ページ下段12-14行目「もし、人は最初から人だったという見地に立ったなら、その最初の人日本列島で生じた可能性もあるのです。」も同様。						
46	19	下6	タイトル「ハ 日本の磨製石器は世界最古」 20ページ上段16-18行目「現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の磨製石器が世界最古であるかのように誤解する。)	3-(3)				
			世界最古の磨製石器になります。」、同ページ下段10-11行目「いまのところ世界最古の磨製石器が日本列島で出土している」、26ページ下段9-10行目「日本列島から最古の磨製石器…が発						
			見されている」も同様。						
47	19	下12	洪積世	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地質年代の呼称)	3-(3)				
48	19	表	「人類の類型」中、猿人・原人・旧人・新人の各「年代」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「年代」の意味及び「約500万年前」「約180万年前」「約20万年前」「約4万年前」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
49	19	表	「人類の類型」中、猿人・原人・旧人・新人の各「脳の容量」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての猿人・原人・旧人・新人の「脳の容量」がそれぞれ400cc, 1,000cc, 1,300cc, 1,500ccであるかのように誤解する。)	3-(3)	
50	20	上8-9	日本ではなぜか最も古い年代の石器が磨製石器で、その理由は謎とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (打製石器の存在)	3-(3)	
51	20	下9-10	今に伝わる人類最初の道具は磨製石器であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人類最初の道具が磨製石器であるかのように誤解する。)	3-(3)	
52	21	ヘッダー	課題 日本文明はどのように起こり発展したのだろう。 25ページ上段1行目「ニ 日本の文明	学習指導要領に示す内容に照らして扱いが不適切である。 (内容Bの(1)のAの(イ)の「東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったこ	2-(1)	
			と世界の文明」, 同ページヘッダー「課題 日本文明と世界の文明にはどのような違いがあるのだろう。」, 26ページ下段8-12行目「日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れ	とを理解すること。)」		
			ましたが、日本列島から最古の磨製石器と最古級の土器が発見されているのですから、日本は独自の文明の起源を持っていたこととなります。これを日本文明といいます。」も同様。			
53	21	ヘッダー	課題 日本文明はどのように起こり発展したのだろう。 25ページ上段1行目「ニ 日本の文明	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のAの「世界の古代文明」については、…諸文明の特徴を取り扱い、生産技術の	2-(1)	
			と世界の文明」, 同ページヘッダー「課題 日本文明と世界の文明にはどのような違いがあるのだろう。」, 26ページ下段8-12行目「日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れ	発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようにすること。)」		
			ましたが、日本列島から最古の磨製石器と最古級の土器が発見されているのですから、日本は独自の文明の起源を持っていたこととなります。これを日本文明といいます。」も同様。			
54	21	上2	タイトル「イ 世界最古級の土器は日本の縄文土器」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての世界最古級の土器が日本の縄文土器であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
55	21	下10-14	大気中の炭素一四の量はほぼ一定ですが、炭素一四は五七三〇年ごとに半減する性質を持っているので、動植物の遺物に含まれる炭素一四を測定すれば、死んだ年代を特定することができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (放射性炭素年代測定法の説明)	3-(3)				
56	21	下15-16	世界史においては、磨製石器と土器を使う時代を新石器時代といいます。 22ページ上段8-10行目「磨製石器と土器が揃いました。それにより、日本は人類史上で最初期に新石器時代を迎えました。」も同様。	不正確である。 (学説状況に照らして、「磨製石器と土器を使う時代を新石器時代」とすることは正しくない。)	3-(1)				
57	22	上3-4	水田稲作が広まる紀元前十世紀ごろ	相互に矛盾している。 (33ページ下段1-2行目「水田稲作が始まった紀元前十世紀」)	3-(1)				
58	24	下5-7	屈葬とは、手足を折り曲げて葬ることです。死霊の活動を防ぐためにも、寒さに耐えるための姿勢ともいわれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (屈葬の理由)	3-(3)				
59	25	囲み 中 14-下3	「縄文時代の大規模集落・三内丸山遺跡」中、「住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていることから、その規模も、これまでの縄文遺跡の常識を破るものでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (3000棟以上の住居が同時期に存在していたかのように誤解する。)	3-(3)				
60	26	上15-19	農耕を開始して、都市を形成し、文字を用いて、広範囲な貿易をしていることなどをもって文明の成立と考えられてきました。しかし、どの文明が世界の文明の祖であるかについては研究の	生徒にとって理解し難い表現である。 (「しかし」でつなぐ前後の文が逆接の関係になっていないため、文意が不明である。)	3-(3)				
			途上にあり、まだ定説はありません。						
61	27	上11-12	青銅器（銅と鉛で作った固い合金）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (青銅の成分)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
62	27	下15-17	六世紀のアラビア半島では、ムハンマドがユダヤ教とキリスト教をもとに、神アラーのお告げを受けたとしてイスラム教を起こしました。	不正確である。 (ムハンマドがイスラム教を起こした時期)	3-(1)	
63	28-31	上1-上3	「ホ 天孫降臨」 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		
64	28	下1-2	葦原中国は天照大御神が知らずことになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (30ページ下段12-13行目には「吾が子孫の王たるべき地なり。」とある。)	3-(3)	
65	28-29	囲み	「『古事記』の国譲り神話」 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝説などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		
66	30	上10-11	『日向国風土記』	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (史料の性格)	3-(3)	
67	30	上14-18	天孫降臨神話は、…まもなく社会の基盤となる稲作の起源は、天皇の先祖からもたらされたことを伝えようとしています。皇室が稲作と深い関係があることが分かります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (現在の皇室と「稲作の起源」との関係)	3-(3)	
68	30	下8-10	「読み下し文」とは、…ふり仮名やおくり仮名を付けて読みやすくしたものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (読み下し文の説明)	3-(3)	
69	30	下14	行矣 (ゆきくませ)	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (ルビ)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
70	31	上5	支那大陸 32ページ上段2行目, 70ページ囲み中段5行目, 316ページ囲み下段16行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (4ページ3行目「中国大陸」などに照らして, 一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
71	31	上15	紀元前一五〇〇年ごろには殷の国が興り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
72	32	上4-10	平成十五年(二〇〇三)に国立歴史民俗博物館が発表した研究成果は、弥生時代の開始年代を約五〇〇年早めることになりました。…本格的な水田稲作の開始は…紀元前一〇〇〇年ごろであることが分かったのです。 22ページ上段3-4行目「縄文時代は水田稲作が広まる紀元前十世紀ごろまで続きます。」、33ページ上段5-6行目	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の開始時期に関する学説状況)	3-(3)	
			「水稲栽培…が約三〇〇〇年前まで遡れることとなります。」、33ページ下段1-2行目「水田稲作が始まった紀元前十世紀から始まり、」も同様。			
73	32	下3-12	従来、水田稲作は朝鮮半島経由で日本にもたらされたとされてきましたが、…殷と周の政変で日本に亡命した人々が、大陸から直接日本に持ち込み、日本人が朝鮮半島に伝えたことが判明しました。 32ページ上段2-3行目のタイトル「イ稲作は支那大陸から伝わり朝鮮半島に伝えた」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作伝来ルートの学説状況)	3-(3)	
74	33	上14-下1	北部九州で水田稲作が始まると、比較的短期間のうちに、東北まで広がっていきました。そして、約二三〇〇年前になると、…弥生土器が用いられるようになり、稲作といっしょに全国に普及していきました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (稲作の普及の過程)	3-(3)	
75	33	下2-3	三世紀前期に巨大古墳が造営されはじめる	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
76	34	囲み下 17-19	「環濠集落を代表する「吉野ヶ里遺跡」」中、「吉野ヶ里遺跡はその後、…消滅・解散したと見られています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「消滅・解散」)	3-(3)	
77	35	下7	支那の統一	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「支那」が一般的な表現であるかのように誤解する。)	3-(3)	
78	36	下5- 6	皇帝が金印を授けたと書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (37ページ下段4行目には「光武賜ふに印綬を以てす。」とある。)	3-(3)	
79	36	下11	後に統一王権となる大和朝廷 42ページ下段9行目, 44ページ下段2行目, 45ページ囲み下段4行目, 46ページ下段12行目, 47ページ下段14行目,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「統一王権」)	3-(3)	
			49ページ上段15行目, 50ページ上段9-10行目, 同ページ下段1行目, 56ページ上段1行目, 58ページ下段2行目, 70ページ囲み下段6-7行目も同様。			
80	37	上5- 6	約四〇〇年の間、朝鮮半島に漢四郡が置かれます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「漢四郡」の存続期間)	3-(3)	
81	38 - 40	上3- 上17	「『二 日向三代と神武天皇の東征伝説』(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		
82	39	囲み	「『古事記』神武天皇東征の物語」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
83	39	囲み下 10-14	「『古事記』神武天皇東征の物語」中、「御子は長い東征を終え、橿原宮にて初代の天皇に即位なさいました。天皇の誕生です。神倭伊波礼毘古命は後に「神武天皇」と呼ばれるようになります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇号の成立時期)	3-(3)				
84	40	下1- 4	神代・原始は、…までを扱いました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (92ページ下段1-2行目「第二章「古代」では、古墳時代から平安時代までを扱いました。」に照らして、「神代・原始」は章名であることが理解し難い。	3-(3)				
85	42	上13- 下1	大きい墓を造っても、防衛には役立たないことから、平和な時代が訪れたことが分かります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大きい墓」の築造と「防衛」との関係)	3-(3)				
86	42	下6- 8	現在の天皇陛下は、この時代の前方後円墳に埋葬された大王の男系の子孫にあたります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の天皇と「前方後円墳に埋葬された大王」との関係)	3-(3)				
87	42	下8- 10	このときに成立した王権をヤマト王権といいます。これは、まもなく統一王権となる大和朝廷の前身となる王権です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ヤマト王権」と「大和朝廷」との関係)	3-(3)				
88	43	上5- 6	この形の古墳は日本民族独自のものといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (43ページ上段2-5行目には「朝鮮にある前方後円墳は、…日本の影響を受けた朝鮮人…が造ったものと考えられます。」とある。)	3-(3)				
89	44	上16- 17	ヤマト王権の存在を証明する前方後円墳は三世紀前期に造られていて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代、及びヤマト王権と前方後円墳との関係)	3-(3)				
90	45	囲み上 2-8	「初期の前方後円墳が密集する「纏向遺跡」中、「『日本書紀』は第十代崇神天皇の宮を…記述しています。いずれも、三輪山の麓に位置していて、これらの記述は考古学的事実と一致し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『日本書紀』の記述と考古学的事実との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			ます。						
91	46	図	3世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 （「黄河」「長江」を示す線、「匈奴」「楽浪」「帯方」の表現及び「魏」と「匈奴」の塗色）	3-(3)				
92	47	上8	高句麗の三九一年の好太王碑文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （三九一年に好太王碑文が作成されたかのように誤解する。）	3-(3)				
93	47	上15 -下4	好太王碑文によると、…ここには、日本が三九一年に朝鮮半島に出兵して百済と新羅を従え、…と書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （好太王碑文の解釈）	3-(3)				
			48ページ下段12-13行目も同様。						
94	47	下9- 15	また『日本書紀』にも、神功皇后が朝鮮半島に出兵したところ、新羅は戦わずして降伏し、高句麗と百済も朝貢を約束したという記事があります（三韓征伐）。…大和朝廷も統一王権として	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
			の国家基盤をすでに整えていたと思われれます。	付かせるよう留意すること。）」					
95	47 - 48	下19 -上2	この時期から五六二年に任那（加羅）が新羅に滅ぼされるまでの間、大和朝廷は朝鮮半島南部の任那に拠点を持っていたと考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の朝鮮半島の状況）	3-(3)				
			48ページ上段15-17行目「半島南部に大和朝廷の支配が及んでいたという説などが主張されています。」も同様。						
96	48	上18 -下1	『魏志』韓伝の記述から、当時の中華王朝は朝鮮半島の南部は倭国が支配していたと認識していたことが分かります（文献史料「『魏志』韓伝」参照）。	生徒にとって理解し難い表現である。 （49ページ上段3-10行目の「文献史料」との関係）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
97	48	下13-14	永楽六年丙申（三九六年）には、倭の王が自ら水軍を率いて百済を討伐した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (好太王碑文の解釈)	3-(3)				
98	49-50	上14-下9	「ニ 記紀が伝える日本統一」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」)					
99	49	下2-5	七世紀に編纂された記紀（完成は八世紀）には王権の勢力が拡大したことについて記述があります。そして、その記述は考古学の成果と一致します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (『古事記』『日本書紀』の記述と「考古学の成果」との関係)	3-(3)				
100	49	下13-15	これらには、神話的要素の強い逸話もありますが、この時期に王権が拡大したことは史実ですから、史実を反映した物語であると考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「神話的要素の強い逸話」と「史実を反映した物語」との関係)	3-(3)				
101	49-50	下17-上5	『古事記』にはかなり詳しい系譜が書かれていて、…事実を反映したものと考えられます。むしろ、戦いを経ずに、話し合いで国を統合していった壮大な日本統合の経緯を浮き彫りにする貴	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (『古事記』の系譜と「日本統合の経緯」との関係)	3-(3)				
			重な記録といえます。						
102	50	上6-下1	前方後円墳が造られるようになってから、日本列島では大規模な戦争を示す証拠は発掘されていません。…古墳時代は弥生時代後期と違って、平和な時代でした。…日本では平和な時代に統	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (古墳時代の説明)	3-(3)				
			一王権が成立したのです。						
103	50	下8-9	「出雲の国譲り」は「宗教戦争」なのかな？	生徒にとって理解し難い表現である。  (「宗教戦争」の説明がなく、理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
104	50 - 51	囲み	「『古事記』の倭建命の遠征物語」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。）」					
105	50	囲み上 3-4	「『古事記』の倭建命の遠征物語」中、「父の景行天皇は倭建命のことを恐れ、遠くへ左遷しようとなさいました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （「左遷」）	3-(3)				
106	51 - 52	囲み	「「聖帝」として歴代天皇が模範とした仁徳天皇」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。）」					
107	53	下6- 9	大和朝廷の大王は、…高句麗に対抗して朝鮮半島南部にある任那（加羅）の軍事指揮権を確実なものにするために、宋（南朝）にたびたび使いを送りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （遣使の目的）	3-(3)				
108	53	下12 -14	倭国が一〇回使者を送ってきたこと…が書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （遣使の回数）	3-(3)				
109	54	下4- 7	諸説ありますが、有力な説によると、讚が第十七代履中天皇、珍が第十八代反正天皇…とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （「讚」「珍」についての学説状況）	3-(3)				
110	54	下14 -16	四七八年に倭王武が使いを送ったとき、「倭国王」だけではなく、初めて朝鮮半島南部の軍政権が認められ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （倭王武の遣使の成果）	3-(3)				
111	54	下16	安東大將軍（あんどうだいしょうぐん）	誤記である。  （ルビ）	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
112	54	図	5世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 (「黄河」「長江」を示す線、「契丹」の表記及び北魏-高句麗間の塗色)	3-(3)				
113	55	上14 -15	宋が減びて戦乱の世の中に入った 60ページ上段1-2行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (南朝の状況)	3-(3)				
114	55	下10	稲荷山古墳は考古学では六世紀前半とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)				
115	56	上11 -下3	推古天皇の時代に、対等外交を目指した遣隋使が派遣されますが、その起点は独自の天下を創り出そうとして、中華王朝とのいっさいの関係を断ち切った、雄略天皇の国家戦略にあったと考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「雄略天皇の国家戦略」と推古朝の遣隋使との関連)	3-(3)				
116	58	上6- 10	『日本書紀』によると、欽明十三年(五五二)に百済の聖明王が、…仏像と経典を贈ったことが記されています。…(宣化天皇治世の宣化三年[五三八]の説もある)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「宣化天皇治世の宣化三年[五三八]」)	3-(3)				
117	58	下9	家族などをあとから追葬できる群集墳	生徒にとって理解し難い表現である。 (「家族などをあとから追葬できる」だけでは群集墳の性格が分からない。)	3-(3)				
118	58	下16 -17	天皇と豪族の区別をはっきりさせる必要があったためです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大化の薄葬令の目的)	3-(3)				
119	58 - 59	下19 -上1	氏寺は、氏族が自ら建立して一門の帰依を受けた仏教の寺院で、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「氏族」と「一門」との関係)	3-(3)				
120	59	上8- 10	七世紀中頃からは正八角形の八角墳や、壁画が描かれた壁画古墳といった別の形式に変化していきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「八角墳」のような墳丘の形による分類と「壁画古墳」との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
121	59	上18	現代においても、天皇は古墳に埋葬されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現代の天皇陵と歴史上の「古墳」との関係)	3-(3)				
122	59	下8-9	大和朝廷内部の豪族による腐敗した政治を払拭し、 65ページ下段9行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大和朝廷内部の豪族」による政治の説明)	3-(3)				
123	59	下12-13	考えよう 推古天皇が即位した背景を調べてみよう	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (58ページ上12行目から始まる「イ 古墳時代から飛鳥時代へ」の学習内容に対応した内容になっていない。)	2-(13)				
124	59-62	下14-下8	「ロ 聖徳太子の新政」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (推古朝の政治体制)	3-(3)				
125	60	上2-6	隋が大陸統一を果たしたのが五八九年のことです。…強大な軍事力により隋の天下が成立したことで、朝鮮半島の高句麗、新羅、百済はさっそく隋に朝貢しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (隋の統一以前に高句麗、百済が隋に朝貢していなかったかのように誤解する。)	3-(3)				
126	60	上12-14	『日本書紀』によると、聖徳太子は、一度に一〇人の請願者の言うことを漏らさず理解し、的確な答えを返したと伝えています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「的確な答えを返した」)	3-(3)				
127	60	下11-13	そこで聖徳太子は、…隋から先端の文化と制度を取り入れ、隋の冊封体制に組み込まれず対等な地位を築く方針を固めました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (63ページ上段5-6行目「隋は「朝貢すれども冊封は受けず」という日本の姿勢を黙認し、」との関係)	3-(3)				
128	61	図	「7世紀ごろの東アジアと遣隋使」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (図が凡例と一致していない。)	3-(3)				
129	63	下2-3	外交文書に「天皇」の文字が使われたのは、記録上、これが最初です	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述が断定的で、確定した事実であるかのように誤解する。)	3-(3)				
130	63	下15-19	唐の正史『旧唐書』には…遣唐使が唐の王子と、おそらく席次を争って問題となり、皇帝からの国書を伝えないうちに帰国したという奇妙な記事があります。	不正確である。 (『旧唐書』の内容)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
131	64	囲み上 2-4	仏教が日本に伝えられたのは飛鳥時代でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「飛鳥時代」)	3-(3)	
132	64	囲み上 12-中5	「聖徳太子はなぜ仏教を受容したのか」中、「神道は道の根本、…強いて之を好み之を悪むは是れ私情なり」(『聖徳太子伝暦補註解』)…太子の調和を重んじる「和の精神」を、分かりや	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『聖徳太子伝暦補註解』の成立年代及び性格)	3-(3)	
			すく表現しています。			
133	64	囲み中 15-16	「聖徳太子はなぜ仏教を受容したのか」中、「十七条の憲法も聖徳太子の著作です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「著作」)	3-(3)	
134	65	下6- 7	薨去 (皇族が亡くなること)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「薨去」の語義)	3-(3)	
135	66	上9- 10	翌六四六年に改新の詔が出され、公地公民制がとられ、班田収授法が施行されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (班田収授法の実施時期)	3-(3)	
136	66	上13	租は田の広さによって米を納めること、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「米」)	3-(3)	
137	66	下1- 2	聖徳太子が目指した律令国家への道に立ち戻ることができました。 70ページ上段2行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖徳太子と律令国家との関係)	3-(3)	
138	67 - 68	下11 -上1	この戦争では…結果として天皇の権威が高まりました。また、白村江の戦いの論功で一部土地の私有が認められていましたが、ここで…公地公民を復活させることができました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公地公民制の経緯)	3-(3)	
139	67	表	税の負担	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「土地税」「人頭税」「物納税」「労働税」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
140	68	上12-14	「令」は政治の仕組みを定めた、憲法の統治機構と行政法、そして民法などの要素を持つものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (令の説明)	3-(3)				
141	68	図	「律令政治の仕組み」中、「太政官（だじょうかん）」、「太政大臣（だじょうだいじん）」 114ページ下段6行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)				
142	68	図	「律令政治の仕組み」中、「群／郡司」	誤記である。 (「群」)	3-(2)				
143	69	下11-14	天照大御神という太陽の性格を持った神を皇室の先祖として仰ぐ我が国にとって、「日本」の国号は相応しいものと言うべきでしょう。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。）」					
144	69	下15-17	このときの日本は、かつての日本とは違う立派な国に成長していました。中央集権化した律令国家をすでに築き上げていたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二つの「日本」の関係)	3-(3)				
145	69	下17-18	この後の約一〇〇年間、日本は冊封を受けることなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本が冊封を受けた時期)	3-(3)				
146	69-70	下17-上1	この後の約一〇〇年間、日本は冊封を受けることなく、二十年に一度程度、遣唐使を送りつづけました。ここに日本は完全なる独立を手に入れました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「遣唐使」の派遣と「完全なる独立」との関係)	3-(3)				
147	70	上3-4	これから先、日本は中華王朝の冊封体制に組み込まれることなく、今日に至ります。	相互に矛盾している。 (124ページ上段5-10行目「義満は…応永八年（一四〇一）、明の皇帝に臣下となる旨を申し出て、王の称号を求めました。翌年、明の皇帝から、義満を「	3-(1)				
				日本国王」に任命する返書が届けられ、明との交易が許されました。）」					

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
148	70	囲み上 7-8	「日本語の起源」中、「もともと縄文語が存在していたところ、」	生徒にとって理解し難い表現である。  (70ページ囲み上段1-3行目「日本の先土器時代と縄文時代にどのような言葉が話されていたか、よく分かっていません。」との関係)	3-(3)				
149	70	囲み上 9	「日本語の起源」中、「オーストロネシア語系言語」	脱字である。  (「オーストロネシア」)	3-(2)				
150	70	囲み中 10-14	「日本語の起源」中、「総じて、日本語は縄文時代には日本列島に存在していて、長年にわたり他の地域の言語の影響を受けて徐々に現代語に変化したものです。そのため、どの語族にも属	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (日本語と語族との関係についての諸説の存在)	3-(3)				
			さず、」						
151	70	囲み下 2-5	「日本語の起源」中、「神道の考えによると神武天皇より前は神代ですから、日本語は高天原に通じる「神の言葉」ということになります。」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
152	70	囲み下 7-10	「日本語の起源」中、「大和朝廷が成立して以来、日本列島の隅々にまで和語が行き届き、日本人は一つの言語を共有して結束してきました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (大和朝廷と「言語」との関係)	3-(3)				
153	71	囲み中 8-下2	「日本語の起源」中、「アメリカ先住民、ケルト、アボリジニーなど、日本の縄文時代に他の地域に存在していた…民族は現存します。しかし、彼らは国土と国家を持たず、言語すら失われ	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (ケルトの例)	3-(3)				
			つつあります。」						
154	71	囲み下 2-5	「日本語の起源」中、「原始民族で国土、国家、言語を持ち、一億人以上の人口を擁しているのは世界で日本民族だけであり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「原始民族」と「日本民族」との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
155	71	囲み下 6-7	「日本語の起源」中、「日本は現存する唯一の古代国家といえるでしょう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本」と「古代国家」との関係)	3-(3)				
156	72	図	平城京 見取図	誤記である。 (図中の「平城京」)	3-(2)				
157	72	図	平城京 見取図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北辺及び長屋王邸の形状)	3-(3)				
158	73	上3- 6	この時期に遷都したのは、国の政務が多くなり官庁の設備を整える必要があっただけでなく、朝廷の儀式も荘厳となり、それを執り行う宮殿が必要になったからと思われます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遷都の理由)	3-(3)				
159	73	上7- 9	遷都からまもない和銅五年（七一二）、天武天皇の命令によって編纂された『古事記』『日本書紀』が完成しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『日本書紀』の完成年)	3-(3)				
160	73	上14 -16	『古事記』は万葉漢字を用いて、外国人には判読不能ですが、『日本書紀』は完全なる漢文（古代中国語）で書かれているため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の表記法)	3-(3)				
			73ページ「記紀の対照表」中の「表記」の項も同様。						
161	73	上16	支那王朝 73ページ上段16行目、98ページ囲み「外交」中の「支那王朝」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (36ページ上段16行目「中国王朝」などに照らして、一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
162	73	上19 -下1	『古事記』は稗田阿礼が日本各地の神話を覚え、それを太安万侶が文字に書き表しました。 73ページ表「記紀の対照表」中の「編	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』の編纂過程)	3-(3)				
			纂」の項も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
163	74	上11-16	現在でも皇居で歌会始の儀が毎年行われていて、優れた和歌を詠んだ民間人が招かれています。平成二十五年（二〇一三）の歌会始の儀では、…和歌が入選して話題となりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (万葉集と現代の歌会始の儀との関係)	3-(3)	
164	74	下3	国原は煙立ち立つうまし国ぞ	不正確である。 (脱文がある。)	3-(1)	
165	75	上10-15	不比等は…娘である宮子を文武天皇に嫁がせ、その息子を…聖武天皇として即位させ、自ら天皇の外祖父となりました。…後妻との間に生まれた光明子を聖武天皇の皇后とすることに成功し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原不比等の没年と聖武天皇の即位年及び光明子の立后との前後関係)	3-(3)	
			ます。			
166	75	上19-下2	正妻である皇后については、皇室外からは皇別氏族（皇族から分かれた氏族）以外の家から迎え入れたことは先例がなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「氏族」と「家」との関係)	3-(3)	
167	76	下4-5	天平勝宝四年（七五七）	誤りである。 (西暦)	3-(1)	
168	76	下7-8	新羅からは七〇〇人の使節が参加し、盛大な儀式が執り行われました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新羅使が大仏開眼供養に参加したかのように誤解する。)	3-(3)	
169	76	下10-12	大仏建立には膨大な資金を要したため…墾田永年私財法を制定して土地の私有を認めて課税することで費用の一部を捻出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (墾田永年私財法制定の意図)	3-(3)	
170	77	囲み上1-2	「男系で継承されてきた皇統」中、「天皇の皇位継承の原理は、血統です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述が断定的で、確定した事実であるかのように誤解する。)	3-(3)	
171	77	囲み上3-4	「男系で継承されてきた皇統」中、「父と子の間の皇位継承を男系継承といいます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「男系継承」の定義)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
172	77	囲み上 19-中1	「男系で継承されてきた皇統」中、「初代神武天皇から一二五回の皇位継承があったこととなります」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
173	77	囲み中 16-下 11	「男系で継承されてきた皇統」中、「その最初が第二十五代武烈天皇から第二十六代継体天皇への継承でした。…これが古代の人の知恵でした。」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
174	78	上2- 6	当時、天皇は神のような存在と考えられていましたが、その天皇が出家して仏にひざまずくことで、仏の偉大さを広く伝えることになりました。以降、神仏習合が加速します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (天皇の出家と神仏習合との関係)	3-(3)				
175	78	下13 -14	女帝は中継ぎであり、皇位の正当な継承者にはなれないという一致した考えがありました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (女帝についての学説状況)	3-(3)				
176	79	下10 -14	その信託は…まったく正反対の内容でした。	誤記である。  (「信託」)	3-(2)				
177	80	上4- 9	光仁天皇の即位は、…先祖を同じくする二つの系統の家が一つに融合したことを意味します。…綱渡りの的であるとはいえ、見事な皇位継承を成し遂げたといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「家」)	3-(3)				
178	80	下16 -18	各地方と都は、そういった役人が往来し、また各地域が庸と調を都に納めるために、街道が整備されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「街道」が整備される時期及び背景)	3-(3)				
179	81	下10 -13	また、諸国では民衆に兵役を課し、国司や郡司らが私的な仕事に使うことが横行していました。そのため桓武天皇は、辺境を防衛する兵士以外は、すべて廃止させました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (兵士廃止の理由)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
180	81	下14-15	桓武天皇は、長年の懸案だった蝦夷征伐でも成果をあげました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「蝦夷征伐」)	3-(3)				
181	82	図	平安京 見取図	生徒にとって理解し難い図である。 (大内裏の位置, 条坊の形状)	3-(3)				
182	82	図	平安京 見取図	誤記である。 (図中の「平安京」「一北大路」「大辻大路」)	3-(2)				
183	83	表	「天台宗と真言宗」中, 「金剛峰寺」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (83ページ上段10行目には「金剛峯寺」とある。)	3-(3)				
184	84	上12-13	これまで、天皇が子供や女性るとき、あるいは病気るときに、天皇の役割を担う摂政が置かれてきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂政が常置されていたかのように誤解する。)	3-(3)				
185	84	下5-7	そこで光孝天皇は、関白という新しい役職を作り、政治は関白に一任することにしたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一任」)	3-(3)				
186	85	上13-14	遣唐使が廃止されると、国風文化が発達しました。 96ページ囲み「古代のまとめ」の「文化」中, 「遣唐使の派遣が中止された	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣唐使「廃止」と国風文化発達との関係)	3-(3)				
			ことから、…栄えた日本特有の文化」も同様。						
187	85	上14-16	宮廷では建設や服装まで、国風のものが好まれるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「建設」)	3-(3)				
188	85	上16-17	貴族の間では和歌よりも漢詩が好まれる傾向がありましたが、それも変化します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貴族にとっての漢詩の意味)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
189	85	下14-15	世界最古のSF作品ともいわれる『竹取物語』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「世界最古のSF作品」)	3-(3)	
190	85	下16-18	『日本書紀』に続いて『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』が編纂されたのもこの時代です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (六国史の編纂時期)	3-(3)	
191	86	上9-12	安定した摂関政治が続くと、政治はしだいに腐敗していきました。それに対して朝廷は、天皇の親政、上皇の院政の二つの段階を踏んで政治の実権を取り戻していきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇と摂関政治との関係)	3-(3)	
192	86	上15-下11	奈良時代に墾田永年私財法を定めたことで、貴族や寺院などの有力者らは、農民を使って開墾に励み、私有地を広げていきました。…こうして、徐々に政治体制は腐敗し、公地公民制は崩れ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (私有地の拡大と政治体制の腐敗との関係、及び政治体制の腐敗と公地公民制の崩壊との関係)	3-(3)	
			ていきました。			
193	86	上17	輪祖田と不輪祖田 86ページ下段1行目、3行目、8-9行目も同様。	誤記である。 (「祖」)	3-(2)	
194	86	下13-15	藤原氏を中心とする貴族らが荘園を大量に所有して、贅沢な暮らしをするようになり、政治を顧みなくなっていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治期の政治の実態)	3-(3)	
195	87	囲み上5-7	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「むしろ歴史的に天皇は軍を持たない存在だったのです。」 87ページ囲み中段14-16行目「御所内	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇を警護する兵士がいなかったかのように誤解する。)	3-(3)	
			には兵を駐屯させる施設ですら存在しません。京都御所はまったくの丸腰なのです。」も同様。			
196	87	囲み中3-8	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「そのことが視覚的によく分かるのが、京都御所のたたずまいです。…平安時代から明治初期までの一〇〇〇年以上、機能してきた京都御所こそが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (京都御所の位置及び「機能」の意味)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			本来の皇居の姿といえます。」			
197	87	囲み中 8-下3	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「その京都御所にはお堀がありません。…京都御所は設計の段階から、敵が攻めてくることなど考慮していませんでした。…民衆の蜂起に怯えるよ	生徒にとって理解し難い表現である。 (「設計」時の状況を勘案せずに断定しており、理解し難い。)	3-(3)	
			うな事態も起きたことはありません。」			
198	87	囲み中 12	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「天守閣」	表記が不統一である。 (180ページ下段2行目「天守」)	3-(4)	
199	87	囲み下 3-5	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「京都御所の前身である平城京や藤原京、そしてそれ以前の都でも同じでした。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (京都御所と平城京・藤原京及びそれ以前の都との関係)	3-(3)	
200	88	囲み上 2-13	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「天皇や皇族が攻撃の対象となり、また皇居の周辺で戦闘が行われた例はあります。…やはり天皇を殺害し、または王朝を倒すためのものではありません。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇殺害の例がなかったかのように誤解する。)	3-(3)	
			ませんでした。」			
201	88	囲み上 6	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「承久の変」 98ページ年表中1221年の項、102ページ上段5行目、103ページ上段7行目、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			135ページ下段2行目、141ページ年表中1221年の項、374ページ図10囲み「鎌倉時代の東国」中の「1225承久の変後」、375ページ図11のタイトル「承久の変 承久3年(1221)」、凡例中の			
			「承久の変後の新地頭」及び囲みタイトル「承久の変の結果」、376ページ図14グラフ中の「承久の変後」も同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
202	88	囲み下 2-5	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「日本では歴史上、天皇と国民の利害が対立したことはなく、敵対関係になったこともありません。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (歴史上の「国民」)	3-(3)				
203	88	下3- 6	十世紀中頃には、摂関政治への不満から、北関東では平将門が、瀬戸内では藤原純友がそれぞれ武士団を率いて反乱を起こしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治への不満が反乱の原因であったかのように誤解する。)	3-(3)				
204	89	下3- 4	後三条天皇は藤原氏と縁戚関係にありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後三条天皇と藤原氏との関係)	3-(3)				
205	89	下7- 13	後三条天皇は…院政を行うことによって、摂政や関白の力を抑えようとした。…しかしその前に崩御となり、そのあとの第七十二代白河天皇（後に上皇）が、先帝の意志を継いで院政を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政開始の経緯)	3-(3)				
			始めました。						
206	89	下15 -17	摂関政治が天皇の母方の祖父（藤原氏）が実権を握るのに対して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治における天皇と藤原氏との関係)	3-(3)				
207	89 - 90	下17 -上1	院政は天皇の父方の祖父（上皇）が実権を握ります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政における天皇と上皇との関係)	3-(3)				
208	90	下2	白河上皇は平氏の一族を北面の武士として重用し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平氏の一族」と「北面の武士」との関係)	3-(3)				
209	90	下10 -12	平治の乱は、…後白河天皇について武士の勢力争いにより起きた争乱で、平清盛が源義朝を破りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平治の乱の原因)	3-(3)				
210	90	図説明	腐敗政治の横行を受けて、朝廷が権力を取り戻すために、天皇と摂関家のつながりから抜け出た政治機構を構築する必要があった。そして、上皇とその近臣から成る院政をすることでそれを	生徒にとって理解し難い表現である。 (院政の成立した経緯、及び図との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			実現した。			
211	91	下1-8	清盛は後白河上皇の院政を停止させると、…贅沢な暮らしをするようになりました。これに不満を抱いた以仁王…の平氏追討の令旨…に呼応して源頼政が挙兵しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政の停止と「贅沢な暮らし」との関係、清盛の「贅沢な暮らし」と以仁王の挙兵との関係、及び以仁王と源頼政との関係)	3-(3)	
212	91	表	タイトル「保元の乱と平治の乱の勢力図」	生徒にとって理解し難い表現である。 (図とすることは理解し難い。)	3-(3)	
213	91	表	「保元の乱」中、「藤原忠道」	誤記である。 (「忠道」)	3-(2)	
214	91 - 92	下16 - 上15	「文献史料 以仁王の令旨」(全体)	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
215	91 - 92	下18 - 上8	「文献史料 以仁王の令旨」中、「平清盛とその一族ら、反逆の輩の追討に早く応じること。以仁王の勅を奉じ、次のように称する。…日本全国を攻略し、天皇、上皇を幽閉し、…諸寺の高	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「応じること」「以仁王の勅を奉じ、次のように称する」「攻略」「天皇、上皇」「取り込んで」)	3-(3)	
			僧を取り込んで修学の僧徒を禁獄し、」			
216	92	下4-5	第一章で扱った「神代・原始」を含めて古代とする分類方法もありますので注意してください。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」		
217	92	下16 - 17	平氏が滅亡して鎌倉幕府が成立したことで、朝廷から政治権力が切り離されます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉幕府の成立により、朝廷が政治権力を失ったかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
218	93	上2-4	古代は、古墳時代、飛鳥時代、奈良時代、平安時代の四つに区分されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「古代」が、章名であることが分からない。)	3-(3)				
219	93	表	表中、「神功皇后」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)					
220	94	表	年表中、「始皇帝による中華統一(BC221)」  94ページ年表中の「隋が中華を統一(589)」, 「唐が中華を統一(618)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称と誤解する。)	3-(3)				
			」, 95ページ年表中の「宋が中華を統一(960)」, 142ページ年表中の「明が中華を統一(1368)」も同様。						
221	94	表	年表中、「イエス・キリストが誕生(?)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「誕生(?)」では、生年についての疑問符であることが分からない。)	3-(3)				
222	94	表	年表中、「イスラム教が起こる(610)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (イスラム教の発生について年代を確定できるように誤解する。)	3-(3)				
223	95	表	年表中、「1051 平等院鳳凰堂が完成」	不正確である。 (完成の年代)	3-(1)				
224	95	表	年表中、「1075 法然が浄土宗を開く」	不正確である。 (年代)	3-(1)				
225	95	表	年表中、「1160 平治の乱」	不正確である。 (年代)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
226	99	下3-4	頼朝は平泉に派兵し、奥州藤原氏とともに義経を討ちました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (頼朝が奥州藤原氏を討つまでの過程)	3-(3)				
227	99	下5-7	建久三年（一一九二）、…後鳥羽天皇が頼朝を征夷大將軍に任命し、政権を委任しました。ここに鎌倉幕府が成立し、武家政権が誕生しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉幕府の成立過程)	3-(3)				
			98ページ年表中、「一一九二 源頼朝が…鎌倉に幕府を開く」、141ページ年表中、「1192 鎌倉幕府の成立」も同様。						
228	99	下6	政権を委任しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政権の状況)	3-(3)				
229	99	下14-15	頼朝は朝廷から下賜された東国の広大な土地を活用して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (土地に関する、頼朝と朝廷との関係)	3-(3)				
230	99	下14-16	頼朝は…東国の広大な土地を活用して、将軍と御家人の間に御恩と奉公に代表される強い主従関係を結びました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「東国の広大な土地」と「主従関係」との関係)	3-(3)				
231	100	上2-4	鎌倉幕府は約一五〇年間続く長期政権になります。	相互に矛盾している。 (116ページ上段7行目「約一四〇年続いた鎌倉幕府は滅びました。」)	3-(1)				
232	100	図	「鎌倉幕府の仕組み」中、「朝廷監視」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (京都守護の役割)	3-(3)				
233	100	図	「御恩と奉公」中、二つの矢印の向き	生徒にとって理解し難い図である。 (御家人から将軍に向けられた御恩を示す矢印、及び将軍から御家人に向けられた奉公を示す矢印)	3-(3)				
234	101	図	「源氏・北条氏系図」中、源氏の系図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原姓の人物)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
235	102	上1-4	北条氏は…執権の地位を代々独占していくこととなります。これが執権政治です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (105ページ下段7-8行目「合議制だったこれまでの執権政治から、北条得宗家による専制政治に移行します。」に照らして、執権政治について誤解する。)	3-(3)	
				)		
236	102	上6-10	武家政権が成立したこと自体、朝廷にとっては由々しきことでした。…幕府に対抗するために新たに西面の武士を設置するなどして朝廷の実力を回復させることに注力していきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「西面の武士を設置する」経緯と目的)	3-(3)	
237	102	下4	『吾妻鑑』 102ページ下段7行目、103ページ下段6行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (111ページ下段13行目「『吾妻鑑』」に照らして、誤解する。)	3-(3)	
238	102	下5	涙ながらの大演説	不正確である。 (『吾妻鑑』と『承久記』の記述)	3-(1)	
239	103	上9-10	後堀川天皇	誤記である。 (「後堀川」)	3-(2)	
240	103	下2-3	幕府は朝廷を監視するため京都に六波羅探題を置き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (六波羅探題設置の主たる目的)	3-(3)	
241	104	上7-8	幸の嚴重なる事も侍らんに参りあへらば、	不正確である。 (「幸」)	3-(1)	
242	104	上13	弦(げん)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
243	105	上13-14	鎌倉時代の武家社会では、女性も男性と同様に領地を与えられ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (女性への領地分配について「男性と同様に領地を与えられ」では誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
244	105	下6-9	これを宝治合戦といいます。これにより、…北条得宗家による専制政治に移行します。これを得宗政治といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗政治への移行時期)	3-(3)				
245	106	下15-17	布の原料の麻、蚕を育てる桑、…多くの種類の作物が栽培されるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (麻・桑の栽培開始時期)	3-(3)				
246	107	上17-18	同業者たちが集団となり座を結成し、寺社や公家を本拠地として、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「本拠地」)	3-(3)				
247	107-110	下1-10	「ホ 蒙古襲来と亀山上皇の祈り」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの(2)のAの(ア)「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。」)	2-(1)				
248	107-110	下1-10	「ホ 蒙古襲来と亀山上皇の祈り」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること	2-(1)				
				。」)					
249	107	下10-11	高麗はフビライを焚きつけ、元は日本にも服従を要求しました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高麗が日本に対する元の服属要求の直接的原因であったかのように誤解する。)	3-(3)				
250	108	上2	対馬守の宗助国	不正確である。 (「対馬守」)	3-(1)				
251	108	上4	壱岐守の平景隆	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「壱岐守」)	3-(3)				
252	109	図説明 右下6-7	巻末には次のような家訓が記されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「家訓」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
253	109	図説明 右下8	およそ皆勤に預かった者は百二十余人あったが、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「皆勤」)	3-(3)	
254	111	上8-9	北条氏の権力は元寇での全国的な軍事動員によりさらに強まりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北条氏が「全国的な軍事動員」を行ったかのように誤解する。)	3-(3)	
255	111	上9-10	得宗家の家臣である御内人が幕政を主導するようになり(得宗専制政治)、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗専制政治の意味)	3-(3)	
256	111	下9-10	二人の合作となる東大寺南大門金剛力士像が有名です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南大門金剛力士像の制作者)	3-(3)	
257	112	表	「主な鎌倉仏教」中、「只管打座」	表記が不統一である。 (113ページ下段6行目「只管打坐」)	3-(4)	
258	115	上6	後醍醐天皇の討幕運動と建武の中興	表記が不統一である。 (115ページ下段11行目、15行目、18行目、116ページ上段12行目には「倒幕」とある。)	3-(4)	
259	115	上6	建武の中興 116ページ上段11行目「建武の中興(建武の新政)」, 同ページ下段13行目「建武の中興」, 142ページ年表中	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (98ページ年表中1334年の項「建武の新政が始まる」に照らして, 一般的な名称と誤解する。)	3-(3)	
			1333年の項「後醍醐天皇が鎌倉幕府を滅ぼし、天皇親政を再開(建武の中興)」, 377ページ図タイトル「㊦建武の中興のときの戦い」も同様。			
260	115	下6-8	皇位継承のたびに幕府が主導権を握ることになりました。幕府が皇位継承の順序を決定する権限を持ったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「主導権」と「決定する権限」との関係)	3-(3)	
261	115	下9-11	後醍醐天皇は保元の乱以来、朝廷から切り離されていた政治権力を取り戻すため、倒幕を計画しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (保元の乱以降、朝廷が政治権力を失っていたかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
262	116	上14-15	足利尊氏は征夷大將軍の地位を求めましたが、天皇は護良親王を將軍に任じました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (護良親王が征夷大將軍となった経緯)	3-(3)				
263	116	上10	年号を建武と改元したことから、	誤植である。 (「改元したした」)	3-(2)				
264	116	下4-6	尊氏は…後醍醐天皇の討伐を命じる光厳上皇の院宣を携えて兵を募り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院宣の内容)	3-(3)				
265	117	下10	軍を補佐する管領	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領の職務)	3-(3)				
266	117	下12-13	鎌倉幕府のような御恩と奉公により將軍と武士たちが強く結束することはなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「御恩と奉公」と「將軍と武士たち」との関係)	3-(3)				
267	118	上1-2	各地の守護たちは荘園や公領を自らの土地に組み入れ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (118ページ下段1行目「荘園や公領は事実上、守護の所領となり、」との関係)	3-(3)				
268	119	図	「室町幕府の仕組み」中、「奉公衆」の説明	生徒にとって理解し難い表現である。 (「將軍直轄」)	3-(3)				
269	119	図	「室町幕府の仕組み」中、「[中央]」と「鎌倉府」を結ぶ実線	生徒にとって理解し難い図である。 (中央と鎌倉府との関係)	3-(3)				
270	120	図	「天皇権の盛衰」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (「権力」と「権威」の欄の、グラフの示す内容が理解し難い。)	3-(3)				
271	120	図	「天皇権の盛衰」中、「一六〇〇 徳川幕府の成立」	不正確である。 (年代)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
272	120	図	「天皇の盛衰」中、「一一八五 鎌倉幕府の成立」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (鎌倉幕府の成立)	3-(3)				
273	121	上1-2	西園寺寧氏を口説き、	誤植である。  (「寧氏」)	3-(2)				
274	121	上4-7	讓国者に見立てられた人物は上皇でないばかりか、皇族でもなく、天皇の臣下が天皇を任命するという離れ業をやったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (広義門院藤原寧子の立場)	3-(3)				
275	121	上19-下1	第九九代後龜山天皇	表記が不統一である。  (115ページ下段9行目「第九十六代後醍醐天皇」などに照らして、代数の表記が統一されていない。)	3-(4)				
276	121	下5-14	後円融院（北朝第五代天皇）が崩御となると、上皇の権限は義満が掌握することとなり、…天皇に残された権限は、将軍を任命することただ一点になってしまったのです。朝廷は足利将軍の	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (将軍と天皇との関係)	3-(3)				
			正当性を示すための道具のような扱いを受けるようになりました。						
277	121-123	下17-上5	権力の頂点を極めた義満は、次男の義嗣を天皇に即位させようとしていました。…義満は病に倒れ、数日のうちに死にました。義満の皇位篡奪の野望はおのずと打ち砕かれたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (足利義満の「皇位篡奪」に関する学説状況)	3-(3)				
278	122	図説明	「室町第（花の御所）」中、「三代将軍・足利義満が崇光上皇の御所跡に建てた足利家の邸宅で、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (義満が図に描かれた建物を建てたかのように誤解する。)	3-(3)				
279	122	図説明	「室町第（花の御所）」中、「（上杉本陶版）『洛中洛外図』」	不正確である。  (「陶版」)	3-(1)				
280	122	図	タイトル「後龜山天皇（1249～1305）」	不正確である。  (生没年)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
281	123	上1-2	公卿の記録には義嗣のことを「若宮」と記していて、皇族になることが予定されていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「皇族になることが予定されていました」)	3-(3)	
282	123	上11-15	十四世紀前後から朝鮮半島や中国大陸沿岸部では、…倭寇には日本人も含まれていましたが、明国人や朝鮮人が多くを占めていて、日本人の割合はわずかでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本人の割合)	3-(3)	
283	123	上16-下2	明は我が国に朝貢と倭寇の取り締まりを求め、南朝の懐良親王に使節を幾度も送ってきました 123ページ下段9-10行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明の外交交渉の相手)	3-(3)	
284	123	下5-6	勘合と呼ばれる合い札	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「合い札」では誤解する。)	3-(3)	
285	123-124	下13-上1	懐良親王は朝貢を拒絶し、皇帝への返書も渡しませんでした。…親王からの書簡を受け取った洪武帝は…兵を送らなかったと記録されています。	不正確である。 (懐良親王が明から冊封されている事実を踏まえていない。)	3-(1)	
286	124	上2-8	なりふりかまわず明に通交を求めたのは将軍・義満でした。…義満は天皇から将軍に任命されているにもかかわらず、しかも朝廷の許可も得ずに、応永八年(一四〇一)、明の皇帝に臣下となる旨を申し出て、王の称号を求めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1401年時点の義満の身分)	3-(3)	
287	124	上10-12	義満は「日本国王臣源道義」(道義は義満の法号)と明記した上表文を送って	不正確である。 (上表文での義満の署名)	3-(1)	
288	124	上17-19	足利義持は…日明貿易を廃止しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日明貿易に対する足利義持の行動)	3-(3)	
289	124	下7	蒔絵を輸出しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (輸出品目)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
290	125	下9-15	琉球の人々の由来について…源為朝が琉球に現れ、その子が琉球王家の始祖・舜天（初代中山王）だということです。真偽は不明ですが、…興味深いことです。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」)					
291	126	上16-17	琉球国 125ページ下段10行目、14行目、243ページ上段10行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
292	126	上7	北里大学（きたざとだいがく）	誤りである。  (ルビ)	3-(1)				
293	126	下11	流歌	誤植である。  (「流」)	3-(2)				
294	127	下13-15	四代将軍・足利義持と五代将軍・足利義量とともに後継者を指名せずに死亡したため、六代将軍はくじ引きによって足利義教が選ばれました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (義量の死に伴ってくじ引きが行われたかのように誤解する。)	3-(3)				
295	127	上4-6	蝦夷地の渡島半島のアイヌ人が津軽（青森県）の十三湊を往来して津軽人たちと交易するようになりました。  127ページ上段7行目、9行目の「津軽	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (アイヌ人・和人と並ぶものとして津軽人が存在していたかのように誤解する。)	3-(3)				
			人」も同様。						
296	127	上6-9	狩猟を主とするアイヌ人と、農耕を主とする津軽人の中で物々交換をしたのです。アイヌ人からは…買い受け、また津軽人は…譲り渡しました。	生徒にとって理解し難い表現である。  (物々交換の方法)	3-(3)				
297	127	下2-10	正長元年（一四二八）、最初の土一揆が起こりました。…幕府は土一揆の要求に押され、土地の返却や借金の帳消しを認める徳政令をたびたび出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (正長元年にも幕府が徳政令を出したかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
298	128	下8	禁裏御料や公家の所領の多くが剥奪され、	生徒にとって理解し難い表現である。 (166ページ上段3-4行目「朝廷の御料地（領地）も下剋上の風潮の影響で減っていきました。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
299	128	下17-18	幕府が事実上の機能を停止したため幕府に頼れるものは何もなくなり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (応仁の乱後の室町幕府の実態について誤解する。)	3-(3)				
300	129	上2-5	山城国一揆では、…守護大名の北畠氏を追放して	誤りである。 (「北畠氏」)	3-(1)				
301	129	表	「応仁の乱の対立関係」(全体)	生徒にとって理解し難い表である。 (対立関係の時点が明示されておらず理解し難い。)	3-(3)				
302	129-132	下12-上2	「ト 破綻した朝廷の財政」(全体)	題材の選択が具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)				
303	130	下11	主紀(ぬしき)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
304	134	下16	上杉憲実が足利学校を創設しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (上杉憲実が足利学校を創設したかのように誤解する。)	3-(3)				
305	135	上10-11	盆踊りや節分・七夕の行事…もこのころ生まれたものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「節分・七夕の行事」が「生まれた」時期)	3-(3)				
306	135	上16-17	第三章では、…室町幕府が滅亡するまでを扱いました。 135ページ下段12-14行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (第三章の内容に含まれていない。)	3-(3)				
307	135	下1-2	鎌倉幕府が成立した直後は、まだ幕府の支配は西日本には及んでいませんでしたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (99ページ上段14行目-下段1行目には「頼朝は全国の武士を掌握しようとした」、同ページ下段12-13行目には「九州には鎮西奉行を…置きました」と	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				ある。)					
308	135	下2-4	承久の変によって幕府の権力が拡大し、朝廷から政治権力が切り離されることになりました。	相互に矛盾している。 (92ページ下段16-17行目「平氏が滅亡して鎌倉幕府が成立したことで、朝廷から政治権力が切り離されます。」)	3-(1)				
309	138	表	年表中、「健保7(1219)年」	誤記である。 (「健保」)	3-(2)				
310	138	表	年表中、「源頼義が京都の石清水八幡宮を移して建てる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「移して建てる」)	3-(3)				
311	139	表	年表中、「12月 天長祭」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開催月)	3-(3)				
312	141	表	年表中、「1253 日蓮が法華宗を開く」	生徒にとって理解し難い表現である。 (113ページ下段1行目「日蓮は日蓮宗の開祖となり、」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
313	141	表	年表中、「1297 永仁の徳政令 元寇に出征した御家人らの困窮を救済」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (徳政令の説明)	3-(3)				
314	142	表	年表中、「1392 南北線が統一」	誤植である。 (「南北線」)	3-(2)				
315	142	表	年表中、「1392 能や狂言」 223ページ年表中、「1573 茶の湯」 224ページ年表中、「1612 人形浄瑠璃」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (1392年の事象として「能や狂言」という記述のみでは理解し難い。)	3-(3)				
316	145-162		「承久の変」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Bの(2)のイのイ)「中世の日本を大観して…表現すること。」の次には内容Bの(3)「近世の	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				日本」が続くが、本申請図書は、143ページの「中世のまとめ」と163ページの「第四章 近世」との間に挿入ページがある。）		
317	164		「政治」中、「幕府の政治は、後の明治政府の政治と比べてはたして劣ったものだったのでしょうか」	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世学習の課題設定として、未学習の内容と比較した価値評価を求めるのは理解し難い。)	3-(3)	
318	164	表	年表中、「一六一五 三代将軍・家光が武家諸法度を制定する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代と発布者との関係)	3-(3)	
319	165 - 166	上2- 上4	「イ 戦国大名の登場」(全体) 165ページ上段1行目のタイトル「一戦国時代」、218ページ上段17行目「第四章は、戦国時代と江戸時代を扱い	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うように	2-(1)	
			ました。」も同様。	すること。)		
320	165	上4- 5	身分を問わず実力のある者が国を支配する	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦国大名の登場について誤解する。)	3-(3)	
321	165	上6- 8	彼らは朝廷の信任を得ることによって、全国の支配権を獲得しようと争うようになります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦国大名の性格)	3-(3)	
322	165	図	戦国大名と分国支配・分国法	生徒にとって理解し難い図である。 (武田信玄・今川義元・北条氏康それぞれの分国支配を示す塗色)	3-(3)	
323	165	図	「戦国大名と分国支配・分国法」中、「朝倉義景(朝倉孝景条々)」及び「今川義元(今川仮名目録)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義景が朝倉孝景条々を定めたかのように、また義元が今川仮名目録を定めたかのように、誤解する。)	3-(3)	
324	168	上12- 13	偶然にアメリカ大陸を発見しました。 223ページ年表中の「コロンブスがアメリカ大陸を発見(1492)」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発見」されるまでアメリカ大陸が存在していなかったかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
325	168	上13-14	アメリカ大陸に到達したスペイン人は武力によって先住民族を滅ぼし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン人が先住民族を「滅ぼし」たかのように誤解する。)	3-(3)	
326	168	上17-下1	この十五世紀後半の海洋進出と植民地拡大の時代をヨーロッパでは大航海時代といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヨーロッパで大航海時代とっているかのように誤解する。)	3-(3)	
327	168	下2-5	一四九四年、スペインとポルトガルはトルデシリャス条約を結びました。これは…両国が世界を二分して支配し、互いの領土を認め合うというものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルデシリャス条約の説明)	3-(3)	
328	168	下8-9	台湾はフェリペ二世の名のもとにスペインに支配されていきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (台湾がスペインに支配されたかのように誤解する。)	3-(3)	
329	168	下10-11	考えよう 「出雲の国譲り」と比べてみよう	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)		
330	170	下1-2	キリシタン大名はキリスト教を保護するとともに領地をイエズス会に寄進しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (キリシタン大名と寄進との関係)	3-(3)	
331	170	下4-6	スペインやポルトガルのアジア進出は日本にも伝わっていました。そのため、一刻も早く天下を統一する必要が出てきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン・ポルトガルの動きと天下統一との関係)	3-(3)	
332	171	図説明	「南蛮人渡来図(右隻)」中、「支那の生糸や絹」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (170ページ上段11行目「生糸、絹織物などの中国の品物」に照らして、一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
333	172	上1	大坂本願寺 173ページ下段7行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
334	174	図説明 右1	大東亜戦争 228ページ年表1941年の項, 289ページ 図説明右段2行目, 295ページ下段12行 目, 312ページ上段11行目, 340ページ	生徒にとって理解し難い表現である。 (広く普及している名称との関係)	3-(3)	
			囲み上段9行目, 中段8行目も同様。			
335	175	上2- 5	天正十三年(一五八五)、秀吉は…惣 無事令を発令して大名間の私闘を禁じ ました。これにより、…戦国時代は終 わりを告げました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (惣無事令「発令」の効果)	3-(3)	
336	175	上14	天瑞院を人質として浜松城に差し出す 意思を示した	誤りである。 (「浜松城」)	3-(1)	
337	176	表	「信長の天下統一事業」中、「天正10 年(1582)3月 本能寺の変」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3月」)	3-(3)	
338	177	上1	岩見(島根県)	誤植である。 (「岩見」)	3-(2)	
339	177	上12	秀吉は刀狩令を出して、戦争を禁止し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (刀狩令の目的)	3-(3)	
340	178	囲み下 1-4	「明の滅亡を早めた文禄・慶長の役」 中、「明は朝鮮に出兵したことで東部 方面が手薄になり、女真の統一を許し たため、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明の朝鮮出兵と女真統一との関係)	3-(3)	
341	179	上1- 5	秀吉は、北京を陥落させたら、北京に 遷都する計画でした。…これを止めた のが正親町上皇でした。朝鮮半島へ渡 航する予定だった秀吉に、渡海論止の 勅書を発したのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勅書の発布者)	3-(3)	
342	180	図説明	浴中浴外図屏風…狩野永徳筆	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (作品名及び作者)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
343	183	下3-4	大名の領地とその統制を藩といい、	生徒にとって理解し難い表現である。 (藩の定義)	3-(3)	
344	186	上15-17	スペインとポルトガルの来航を禁止しました。この結果、朱印船貿易も停止されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン・ポルトガルの来航禁止と朱印船貿易停止との関係)	3-(3)	
345	186	下1-7	キリシタンを見つけ出すための絵踏みをはじめとした厳しい弾圧に抵抗したのは、キリシタンの多かった九州の島原と天草地方の百姓とキリシタン教信者の百姓でした。…島原・天草一揆が起	生徒にとって理解し難い表現である。 (「キリシタン教信者の百姓」以外に区別して記述される「島原と天草地方の百姓」が一揆に加わった理由が理解し難い。)	3-(3)	
			こりました。			
346	186	下7-9	幕府は大軍を送り、三カ月かけてこれを鎮圧すると、…宗門改を強化しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (宗門改が島原・天草一揆以前から行なわれていたかのように誤解する。)	3-(3)	
347	186	下10-13	島原・天草一揆では、キリシタン教徒たちが寺社に放火し、僧侶を殺害しました。江戸幕府が、布教のためにこのような残虐な行為に及ぶキリシタン教徒たちに危機感を抱いたのも無理はありま	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江戸幕府がキリシタン教徒に「危機感を抱いた」理由)	3-(3)	
			せんでした。			
348	187	下2	日本に渡海するとき、	不正確である。 (「日本に」)	3-(1)	
349	187	下4	異議なく	不正確である。 (「異議」)	3-(1)	
350	188-191	上1-上4	「ハ 鎖国下の対外窓口」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(3)のウの「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。』)					
351	188	上2- 下1	慶長七年（一六〇二）に、難破した琉球船が仙台藩に漂着する事件が起きました。…（文献史料「島津氏から尚氏への最後通牒」参照）。	題材の選択が具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)				
			190ページ下段7行目-191ページ上段4行目も同様。						
352	188	上10- 11	幕府から薩摩藩に琉球征伐の命令が下りました。 240ページ下段12行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「征伐」）	3-(3)				
353	188	下2- 4	慶長十四年（一六〇九）、薩摩藩は琉球に出兵して薩摩の附属国としました。 240ページ下段13行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「附属国」）	3-(3)				
354	188	下8- 9	日本列島に一〇〇ほどの小国が分立していた三世紀初頭	生徒にとって理解し難い表現である。 （36ページ上段14-15行目「紀元前一世紀ごろの日本は、一〇〇以上の小国が分立していて、」に照らして、理解し難い。）	3-(3)				
355	188	下10- 12	江戸時代になって琉球が薩摩に組み込まれたことにより、日本の統一が完成したといえます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （240ページ上段17-18行目「中央集権国家を目指す新政府は、蝦夷地や琉球についても、同様に中央集権に組み込みました。」との相互関係）	3-(3)				
356	188	下13	蝦夷地は松前藩が領地とし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （蝦夷地と松前藩との関係）	3-(3)				
357	190	上8- 9	松前藩の商人が交易の大部分を請け負うようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「松前藩の商人」）	3-(3)				
358	190	上13- 14	九州の出島では、キリスト教を布教しない清国とオランダのみは貿易が許可されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出島で清国との貿易が行われたかのように誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
359	190	上14-16	幕府はオランダに「オランダ風説書」を提出させ海外の情報を得ていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「オランダ風説書」を提出した主体)	3-(3)				
360	191	下1-3	人々の暮らしを豊かにした綱吉の治世を、その功績を讃えて天和の治といます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天和の治」の時期)	3-(3)				
361	191	下6	正徳（せいとく）の治	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
362	191	下18-19	屏風や蒔絵などに…装飾画を描きました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (装飾画を描く対象物)	3-(3)				
363	192	下2-3	朱熹によって再構築された朱子学	生徒にとって理解し難い表現である。 (朱熹が朱子学を2回構築したかのように理解し難い。)	3-(3)				
364	192	下3-4	林羅山を重用して、これを幕府の正学としました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正学とした時期)	3-(3)				
365	192	下16-17	大塩平八郎や吉田松陰は陽明学の教科書を書きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (元禄時代の出来事と誤解する。)	3-(3)				
366	192	下18-19	『論語』などの経典（きょうてん）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
367	195	上12-13	それまで禁止されていた洋書の輸入制限も緩和され、 200ページ上段17行目-201ページ上段1行目「徳川吉宗は…洋書の輸入を許し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「洋書」)	3-(3)				
			たため、」も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
368	196	上4	安永元年(一七七二)に徳川吉宗が將軍を退くと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)				
369	196	下14-19	湯島(東京都)に幕府直轄の昌平坂学問所を作って朱子学を学ばせ、…しかし、…朱子学以外の学問を禁じる寛政異学の禁を発令して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)				
370	196	下18-19	昌平坂での朱子学以外の学問を禁じる寛政異学の禁を発令して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朱子学以外の学問を禁じる範囲)	3-(3)				
371	198	上7-11	当時の総人口の八割以上を占めていたのは百姓でした。彼らは農地を持ち年貢を納める本百姓と、農地を持たない水呑百姓などに分かれていて、…農民には年貢を藩や幕府に納め、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「百姓」と「農民」との関係)	3-(3)				
372	198	上9-10	村の有力者は名主・組頭・村方三役といった役に就き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名主・組頭と村方三役との関係)	3-(3)				
373	198	上11-13	農民には年貢を藩や幕府に納め、幕府や藩は五人組を作り年貢の納入に連帯責任を取らせました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (年貢納入をめぐる「農民」と幕府・藩との関係)	3-(3)				
374	198	上15-16	このなかで百姓や町人に組み入れられなかった一部の人々はえた・ひにんと呼ばれる被差別階級とされ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「被差別階級」と197ページ下段7行目のタイトル「ト身分制社会」との関係)	3-(3)				
375	200	上4-5	打ちこわしなどの実力行動をとまうと百姓一揆といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (127ページ下段3行目「ある目的のために団結して行動することを一揆といい、」に照らして、百姓一揆と打ちこわしとの関係を誤解する。)	3-(3)				
376	200	上13-16	宣長は…「漢心(からごころ)」を排し「真心(やまごころ)」の重要性を説いています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (通常の読み方とは異なるため、「真心(やまごころ)」では理解し難い。)	3-(3)				
377	201	囲み	「真の勉強とは」(全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (200-201ページの主たる記述に対応した内容になっていない。)	2-(13)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
378	201	上4	平賀源内はエレキテルを発明し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平賀源内がエレキテルを「発明」したかのように誤解する。)	3-(3)				
379	202 - 218	下1- 上16	「ル イギリス革命とアメリカ独立戦争」「ヲ 啓蒙思想とフランス革命」「ワ イギリス産業革命と資本主義」「カ 欧米諸国の世界進出」「タ ペリー来航と開国」「レ 幕府の衰退と	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Cの(1)「近代の日本と世界」のAの(ア)の「欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸	2-(1)				
			大政奉還」(全体)  222ページ囲み「幕末新聞」も同様。	国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。」及び(イ)の「開国とその影響…を基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。」)					
380	203	上16 - 下2	十八世紀に入ると、すべての人は生まれながらに自由・平等であり、そうした基本的人権を尊重する公正な社会を作ろうとする啓蒙思想が盛んになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (啓蒙思想の説明)	3-(3)				
381	208	下2- 12	一八五七年、…インド大反乱を起こしました。しかしイギリスはこれを鎮圧すると…アジアへの進出を加速させました…やがて江戸時代には、幕府が許したオランダ以外の国々の船が日本の	生徒にとって理解し難い表現である。  (時系列)	3-(3)				
			周囲にも姿を現すようになります。十八世紀末から日本の沿岸には、ロシア、イギリス、アメリカなどの外国船が頻繁に現れるようになりました。						
382	208	下12 - 14	特にロシアの使節レザノフは日本人漂流民の大黒屋光太夫らをともなって来航し、彼らの返還を口実に通商を求めました。	誤りである。  (大黒屋光太夫らをともなって来航した使節)	3-(1)				
383	209	図	「押し寄せる列強」中、「歯舞諸(群)島」  241ページ図「北方領土、千島列島、樺太の領有」中の「歯舞諸島」、巻末	生徒にとって理解し難い表現である。  (240ページ上段14行目「歯舞群島」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
			資料の図41中の「歯舞諸島」も同様。						
384	211	上15 - 下4	アメリカの東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーは嘉永六年(一八五三)に浦賀(神奈川県)に軍艦四隻で来航すると、…幕府は日米和親条約を結び、下田(静岡県)と箱館(函館、北海	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (日米和親条約の締結年及び開港年)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			道)の二港を開きました。			
385	213	上9-12	井伊は朝廷の意向を無視して、日米修好通商条約を締結し、箱館に続いて新たに神奈川（横浜）、新潟、兵庫（神戸）、長崎の四港を開港してしまいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開港時期)	3-(3)	
386	213	下14-17	井伊は…攘夷派の志士や政敵をも次々と逮捕し処罰しました。このときに処刑された人のなかには梅田雲濱…がいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (梅田雲濱を処刑したかのように誤解する。)	3-(3)	
387	214	上3-5	幕府も井伊の跡を継いだ安藤信正が薩摩藩の島津久光の助言を受けて、孝明天皇の妹である皇女・和宮の降嫁を仰ぎ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (和宮降嫁の経緯)	3-(3)	
388	214	下4	変事（じへん）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
389	216	下13-14	八一八の政変	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
390	217-218	上18-上5	文久三年（一八六三）に薩英戦争が起きました。…このころに薩摩藩では西郷隆盛や大久保利通らが実権を掌握し、第二次長州征伐の失敗などもあって幕府を見限り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (薩摩藩が幕府から離反する時期)	3-(3)	
391	218	上8	慶応元年（一八六六）	誤りである。 (「元年」)	3-(1)	
392	219	上17-18	これまで学んできた古代の知識と照らし合わせながら考えることも大切です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (219ページ上段2行目「ここまで、我が国の近世まで学習してきました。」との関係)	3-(3)	
393	220		「たとえば——正倉院展について調べたとき」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世学習に関わる「フィールド・ワーク」の例として天平文化を扱っているのは、理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受審番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
394	222	囲み	「幕末新聞」中、「ペリーをも驚愕させた明治期の奇跡的な急成長」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ペリーが明治期に生存していたかのように誤解する。)	3-(3)				
395	222	囲み	「幕末新聞」中、見出し「幕臣・阿部正弘、明治維新の礎を築く」、小見出し「安政の改革」及び本文(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (221ページ上段2-5行目「ここまで、我が国の近世について学習してきました。…新聞にまとめてみましょう。」に照らして、学習本文中に記述がない内容のまとめであり、理解し難い。)	3-(3)				
396	223	表	年表中、「1586 羽柴秀吉、後陽成天皇から関白の地位と豊臣姓を賜る」	不正確である。 (173ページ下段13-14行目「正親町天皇から関白の位を授けられ」に照らして、関白の位を賜った年代が正しくない。)	3-(1)				
397	223	表	年表中、「スペインとポルトガルが世界を二分して支配することを認め合う」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルデシリャス条約の性格について誤解する。)	3-(3)				
398	223	表	年表中、「マゼランの一行が世界一周を達成(1519)」	不正確である。 (世界一周達成の年代)	3-(1)				
399	224	表	年表中、「アメリカ独立(1776)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1776年にアメリカ独立が国際的に承認されたかのように誤解する。)	3-(3)				
400	224	表	年表中、「1615 禁中並公家所法度」	誤植である。 (「所法度」)	3-(2)				
401	224	表	年表中、「1671 川村瑞賢が東廻り航路を開く」	誤植である。 (「川村」)	3-(2)				
402	224	表	年表中、「1782 浅間山大噴火」	不正確である。 (年代)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
403	226	囲み	「近世のまとめ」の「文化」中、「Q. ア～オをそれぞれ当てはまる文化に正しく分類しなさい。A. 元禄文化 B. 北山文化」	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世のまとめの設問として理解し難い。)	3-(3)	
404	226	囲み	「近世のまとめ」中の「産業」中、「脇街道」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に記述がない内容のまとめであり、理解し難い。)	3-(3)	
405	227 - 326		「第五章 近代」(全体)	題材の選択が終戦の過程に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
406	228	表	年表中、「一九一四 第一次世界大戦」 同ページ表「一九三七 支那事変(日中戦争)」「一九四一 大東亜戦争」の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ表「一八九四 日清戦争が起こる」に照らして、1年間の出来事であるかのように誤解する。)	3-(3)	
407	228	表	年表中、「一九三七 支那事変(日中戦争)」 283ページ下段10行目、同ページ「課題」、284ページ下段13行目、285ページ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			ジ下段5行目、286ページ下段3行目、287ページ下段5行目、295ページ下段11行目、312ページ上段10行目、325ページ年表中1937年の項も同様。			
408	228	表	年表中、「八月十五日 ポツダム宣言受諾」	不正確である。 (ポツダム宣言受諾の日付)	3-(1)	
409	229	上9-12	鳥羽伏見の戦いが起き、各地で戦端が開かれ、内戦状態になりました。しかし、慶喜には天皇に背く意思はなく、錦の御旗(天皇を象徴する旗)を見ると、戦闘を放棄しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「各地」と慶喜の関係及び慶喜の行動)	3-(3)	
410	229	下3-5	特に会津藩などの旧幕府軍を構成する奥羽越列藩同盟には多くの死者が出ました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会津藩と奥羽越列藩同盟との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
411	229	下7-9	榎本武揚は、そこで独立国の建国を目指して、イギリスなどの諸外国にその地位を認めさせましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イギリスなどの諸外国」の実際の態度)	3-(3)				
412	229	下14	国を二分する内戦を制して新政府が発足し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)				
413	229	下14	新政府が発足し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ上段3-7行目「慶応三年(一八六七)…新たな政府を組織することを宣言しました。新政府は…徳川慶喜は加えられませんでした」との関係)	3-(3)				
414	229	下14-15	新政府が発足し、明治維新と呼ばれる変革が行われていきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新の定義)	3-(3)				
415	230	上8-9	慶応四年・明治元年三月十四日	生徒にとって理解し難い表現である。 (元号の二重表記)	3-(3)				
416	231	上7	新政府は士農工商の身分を改めて、 232ページ「明治初期の人口構成」の説明中、「士・農・工・商の身分制度を廃止し、」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (197ページ下段8-9行目「幕府は武士・百姓・町人の身分の区別を進めました。」に照らして、江戸時代の身分制度が理解し難い。)	3-(3)				
417	231	上9-10	氏族の特権である帯刀が禁止されました。	誤記である。 (「氏族」)	3-(2)				
418	231	下11-13	明治六年(一八七三)に徴兵制を定めて、士族に限らず満二十歳の男子に兵役の義務を課しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (満20歳に限られるかのように誤解する。)	3-(3)				
419	231	下15-18	徴兵に反対した農民らの一揆や、税負担が幕府の年貢と変わらないことを不満に思った平民らの一揆などの反発を招きつつも、	生徒にとって理解し難い表現である。 (農民と平民の並記)	3-(3)				
420	232	図	「明治新政府の構成」中、「右院」中の「山形有朋」	誤記である。 (「山形」)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
421	232	図	「明治新政府の構成」中、「司法卿 江藤新平」	誤りである。 (明治4年8月10日時点での司法卿)	3-(1)	
422	233	上15-16	建国以来の道徳的支柱となっていた神道	生徒にとって理解し難い表現である。 (「建国」と「神道」概念との関係)	3-(3)	
423	234	表	「明治初期の年表」中、「解放令交付」 「学制交付」「徴兵令交付」「地租改正条例交付」も同様。	誤記である。 (「交付」)	3-(2)	
424	235	上8-15	岩倉使節団を欧米に派遣しました。…しかし、当時の我が国は憲法などの法整備の不足や、明治天皇の委任状を持参し忘れていたことなどから、条約改正の交渉は受けつけられず、欧米諸国	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (岩倉使節団の当初の目的)	3-(3)	
			の進んだ技術や社会の視察へと目的を変更して			
425	235	上16-17	帰途に欧米諸国に植民地化されたアジア諸国の惨状も視察し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (視察したアジア諸国の中にアメリカ合衆国に植民地化された国も入っていたかのように誤解する。)	3-(3)	
426	239	下1	北里柴三郎(きたざとしばさぶろう)	不正確である。 (「きたざと」)	3-(1)	
427	239	下4-9	また、工学者の宇田新太郎と八木秀次によって共同開発された「八木・宇田アンテナ」は、…原子爆弾投下の際にも用いられました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (236ページ下段3行目のタイトル「ニ 明治時代の文化」と合致しない。)	3-(3)	
			238ページ表「近代学問の発展」中、「工学 宇田新太郎 八木秀次：八木・宇田アンテナの発明(1926)」も同様。			
428	239-244	下10-上7	「ホ 領土確定と朝鮮政策」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(4)のアの「領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れると	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				ともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。）」					
429	239	下10	領土確定 同ページ下段12行目、240ページ下段19行目も同様。	表記が不統一である。 (240ページ下段には「画定」とある。)	3-(4)				
430	239	下14-16	広大な土地を擁する樺太ではなく、ロシアの太平洋進出を阻むように位置する千島列島に重きを置いて、交渉に臨みました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (樺太・千島交換条約締結の意図)	3-(3)				
431	241	図	「北方領土、千島列島、樺太の領有」中、「宗谷海峡(ラベルズ海峡)」	誤記である。 (「ラベルズ」)	3-(2)				
432	242	表	「明治・大正期の北海道」中、「【明治】4年 蝦夷地を北海道と改称」	不正確である。 (年代)	3-(1)				
433	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】7年 征台の役(台湾出兵)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
434	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】4年 琉球藩を設置(尚泰を藩王とする)」	不正確である。 (年代)	3-(1)				
435	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】3年 琉球が鹿児島県の管轄となる台湾で琉球漂流民殺害事件が起きる」	不正確である。 (年代)	3-(1)				
436	243	上18-19	政治的に断絶していたため、本土との同化政策がとられました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (薩摩藩の琉球支配との関係)	3-(3)				
437	243	下16-17	ついに日本の艦艇が朝鮮の砲台から砲撃を受ける江華島事件が起き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江華島事件発生の経緯)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
438	246	下12-14	行政は各大臣の輔弼（助言）、立法は議会の翼賛（助言）に基づいて行わなければならない、 248ページ図「帝国憲法下の統治機構」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「議会の翼賛（助言）とするのは、大日本帝国憲法下の議会の役割を誤解する。）	3-(3)				
			」中の「翼賛」も同様。						
439	247	写真説明	「タイトル：帝国憲法の御名御璽と大臣の署名」中、「国立古文書館蔵」 248ページ写真「帝国憲法第一条」説明も同様。	誤記である。 （所蔵館名）	3-(2)				
440	247	写真説明	「タイトル：帝国憲法の御名御璽と大臣の署名」中、「陸仁」とは明治天皇の御名。」	誤りである。 （「陸仁」）	3-(1)				
441	248	図	「帝国憲法下の統治機構」中、「常時輔弼」	誤記である。 （「常時」）	3-(2)				
442	249	囲み下8-10	「修身道德の根本規範『教育勅語』」中、「天皇と国民が一体となって歩んできた日本を支えなさい」	生徒にとって理解し難い表現である。 （249ページ囲み中段17行目「皇運ヲ扶翼スヘシ」の現代語訳）	3-(3)				
443	250	上1-3	多くの国民はこれをよく守り、修身道德の根本規範としました。 249-250ページ囲み「修身道德の根本規範『教育勅語』」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （教育勅語の失効）	3-(3)				
444	250	上4-9	明治二十三年（一八九〇）、…制限選挙でした。このころは欧米列強でも制限選挙が行われていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アメリカ合衆国でも男子の制限選挙が行われていたかのように誤解する。）	3-(3)				
445	251	下6-7	不平等条約の改訂	誤記である。 （「改訂」）	3-(2)				
446	251	下11-12	大隈重信や青木周蔵、榎本武揚といった、その時々々の外務卿も	不正確である。 （「外務卿」）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
447	253	下2-4	暴動はすぐに鎮圧されますが日清両国はついに軍事衝突し、…日清戦争が勃発しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
448	253	下3-4	遼島半島	誤記である。 (「遼島」)	3-(2)	
449	253	図	「日本とロシアの関係図」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (海南島の向かいの地形が理解し難く、また方位、縮尺、境界線、図中の太い実線の説明がないため「関係」を理解し難い。)	3-(3)	
450	254	囲み上2	「トルコと日本の意外なつながり」中、「オスマン・トルコ」 254ページ囲み中段18行目及び21行目の「オスマン・トルコ」、6ページ「	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (王朝の呼称と「トルコ」表記の意味)	3-(3)	
			世界各国略年表」中、「オスマントルコ」も同様。			
451	255	囲み中11-13	当時の駐日トルコ大使のネジアティ・ウトカン氏は次のように語ったといます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「当時の」)	3-(3)	
452	256	上16-下1	我が国は、ロシア・イギリスなど八カ国とともに軍隊を派遣し、…鎮圧しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「我が国は、ロシア・イギリスなど八カ国とともに」では、日本がいわゆる8カ国連合軍の中に含まれていないかのように誤解する。)	3-(3)	
453	257	上4-6	アジアにおいて有色人種で国家の独立を保っていたのは日本を含め、シヤム(タイ)とトルコしかありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のアジアにおける独立国の状況及び「トルコ」における人種の状況)	3-(3)	
454	257	上6	トルコ 262ページ下段7行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国名)	3-(3)	
455	258	下8-10	明治天皇はおびたしい数の兵士が命を落としていることを知り、戦争の最中、次の御製を詠みました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (御製が読まれた時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
456	260	上12	『日露戦役記録』	誤記である。 (書名)	3-(2)	
457	263	上1	朝鮮併合 263ページ上段3行目「朝鮮の外交権」 、同ページ上段8行目「朝鮮の併合」 、同ページ上段11行目「朝鮮併合」及	生徒にとって理解し難い表現である。 (263ページ上段12行目「日韓併合条約が締結され」 に照らして、国名の表記法が理解し難い。)	3-(3)	
			び同ページ上段12-13行目「朝鮮を統 治下に置く」も同様。			
458	263	上2- 7	明治三十八年(一九〇五)、日本は大 韓帝国と保護条約を締結し、朝鮮の外 交権を取得しました。…大韓帝国を保 護国とし、近代化を進めていきました 。このとき、伊藤博文が初代統監に就	生徒にとって理解し難い表現である。 (外交権の「取得」と近代化との関係及び伊藤博文 の統監就任の時期)	3-(3)	
			任しました。			
459	263	上8- 下1	しかし、明治四十二年(一九〇九)、 …この事件をきっかけに日本でも朝鮮 でも朝鮮併合の機運が高まり、…併合 後に置かれた朝鮮総督府は、鉄道の開 発や土地調査を行いました。また、学	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮併合に至る経緯と併合後の統治の実態)	3-(3)	
			校も開設し、日本語とともに、…ハン グル文字の教育も行いました。			
460	263	上17 -下1	当時は衰退し忘れられていたハングル 文字の教育も行いました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の「ハングル文字」をめぐる状況)	3-(3)	
461	264	上15 -17	紡績織物業や製紙業などの軽工業が発 展し綿糸や生糸、織物は輸出品の主軸 になりました。	誤植である。 (「製紙業」)	3-(2)	
462	264	ヘッダ ー	「課題」中、「近代産業の発展は、近 代文化の形成にどのように影響を与え たのだろう。」	課題は、主たる記述と適切に関連付けて扱われてい ない。	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
463	268	下4-6	それでも交渉は妥結の目途が立たず、日本は要求項目を十カ条にまで減らしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (要求項目縮減の経緯)	3-(3)				
464	268	上9-10	自主存亡に関わる中国大陸に本土防衛のための拠点を確保したいと考えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の日本の中国政策)	3-(3)				
465	268	上5	対支要求 268ページ下段3行目, 4行目, 16行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (324ページ年表1915年の項「対華二十一カ条の要求」に照らして, 一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
466	268	下9-10	我が国は後のワシントン会議において山東半島を返還しますが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ワシントン会議において山東半島を返還したかのように誤解する。)	3-(3)				
467	268	下1-3	イギリスやアメリカが日本に味方したため、我が国は計二十一カ条を要求しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (二十一カ条の要求に関する経緯)	3-(3)				
468	269	下3-8	ロシア革命は…二月革命と、…十月革命の総称です。ここに世界史で初めての社会主義・共産主義国家であるソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）が成立しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソ連の成立時期)	3-(3)				
			269ページ下段13行目, 17行目, 18行目及び270ページ上段11行目「ソ連」も同様。						
469	269	下9-11	社会主義は…民主主義や資本主義といった価値観に替わる新しい思想として期待されました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (民主主義の捉え方)	3-(3)				
470	270	上5-16	スターリンが国家主導のもと五カ年計画を実施し、…粛清や弾圧によって流された血はあまりに大きな代償として記憶されることになります。このような状況下で我が国でもソ連のコミンテ	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)				
			ルン日本支部として、秘密裏に日本共産党が結成されました。…治安維持法を制定しました。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
471	270	上14-19	日本共産党を中心とする共産主義勢力が反天皇制、反私有財産制を主張する破壊活動を抑止するために、治安維持法を制定しました。…制定当時は暴力を抑え込む目的がありました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (治安維持法制定の目的)	3-(3)	
472	271	下2-7	国際連盟の設立にあたり、我が国は人種差別撤廃を規約に盛り込むように提案しました。…アジア地域での有色人種への迫害を目の当たりにしてきた我が国としては何としても採択を目指し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人種差別撤廃提案の意図)	3-(3)	
			たい思いがありました、			
473	272	表	「国際協調時代の主な条約」中、「九カ国条約」「参加国」の「支」及び「条約の内容」の「支那」、また「山東懸案解決条約」「参加国」の「支」及び「条約の内容」の「支那」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
474	273	上4-下5	世界大戦によって、我が国の経済は大戦景気と呼ばれる活況を呈していました。…米騒動と呼ばれる暴動にも発展しました。また、このころには護憲運動が盛り上がりを見せていました。…	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
			桂太郎が組閣した際にそれは大きな波となって第一次護憲運動として現れました。			
475	273	下7-8	平民出身の原敬が内閣を組閣しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平民出身」)	3-(3)	
476	273	下8-17	原敬は…初の本格的な政党内閣を成立させました。これを期に、…「憲政の常道」が、犬養毅首相がテロリストの凶弾に倒れるまでの八年間続きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原敬内閣と「憲政の常道」との関係)	3-(3)	
477	273	下12	これを期に、	誤記である。 (「期」)	3-(2)	
478	278	上10-13	この事件は、…関東軍の一部軍人による暗殺といわれていますが、ソ連の特務機関が関東軍の仕業に見せかけて行ったとの説もあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (張作霖爆殺事件についての学説状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
479	280 - 281	下15 -上4	世界がブロック経済に移行すると、日本、ドイツ、イタリアのような世界中に植民地を持たない工業国は大打撃を受けました。…日本はこの事態に対処するため、金の輸出を解禁しますが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金解禁の経緯)	3-(3)	
480	281	上7- 8	また北海道と東北の冷害が拍車をかけ深刻なデフレ不況が起き、昭和恐慌に突入します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
481	281	下5- 9	昭和五年（一九三〇）、アメリカとイギリスと協調してロンドン軍縮条約を批准し、補助艦を制限することが決まりました。ところが、海軍の統帥部…から不興を買ったほか、	不正確である。 (「批准」)	3-(1)	
482	281	下8- 9	海軍の統帥部（軍の作戦を担当する部署） 281ページ下段9-10行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (海軍の統帥機関名)	3-(3)	
483	281	下12 -13	統帥権干犯問題です。軍の編成にまで統帥部の承認を要するというこの考えは、	不正確である。 (「編成」)	3-(1)	
484	281	下13 -14	軍の予算にまで軍が関与できることになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (陸軍省、海軍省が所管の予算を編成してきた経緯に照らして誤解する。)	3-(3)	
485	281	下16 -17	政府は海軍と野党の反対を押し切って、条約を履行しようとしたが、	生徒にとって理解し難い表現である。 (政府の行動)	3-(3)	
486	283	上2- 3	イタリアでは大正十一年（一九二二）にムッソリーニ率いるファシスト党が選挙で政権を獲得し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政権獲得の経緯)	3-(3)	
487	284	上4- 5	昭和天皇は「徹底的ニ圧鎮セヨ」と勅命を発せられ、	誤記である。 (「圧鎮」)	3-(2)	
488	284	上17 -18	日本軍が北京郊外の盧溝橋付近で銃撃を受けたのがきっかけとなり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (盧溝橋事件発生の際の経緯)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
489	284	下4-7	当初、政府は不拡大の路線を取りましたが、現地では拡大の一途をたどり、やがて全面戦争に発展してしまいます。その要因として七月二十九日未明に起きた通州事件がありました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (現地の状況及び全面戦争に発展する要因)	3-(3)	
490	285	上4-6	国民政府は、アメリカ、イギリス、ドイツなどの支援を受けて抗日戦争を継続しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民政府の支援国)	3-(3)	
491	285	上7-下3	現在、中華人民共和国政府は、…これに対しては、市民の虐殺は一部あったという主張や、市民の虐殺はまったくなかったという主張も根強く、…三〇万人大虐殺の根拠はいまだ示されたこ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「主張」と学説との区別)	3-(3)	
			とがありません。			
492	286	上1-2	昭和十五年（一九四〇）から砂糖、マッチ、衣類、木炭などが切符制に、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (昭和15年から切符制になった品目)	3-(3)	
493	286	上4-6	第二次近衛内閣は昭和十五年、新体制運動を推進するために大政翼賛会を発足させました。ほとんどの政党は解党して合流し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大政翼賛会発足と諸政党の解党との時系列)	3-(3)	
494	286	上6	一国一党の体制になりました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (286ページ上段8-9行目「大政翼賛会は政府に指導される結社に成り下がり」との関係)	3-(3)	
495	286	上13-16	昭和十五年は日本にとって特別な年でした。『日本書紀』によると、初代神武天皇即位から二六〇〇年にあたる年だったからです。紀元二六〇〇年を祝うために、国を挙げた祝賀行事が行わ	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
			れました。	付かせるよう留意すること。）」)		
496	286	上17-18	「ゼロ戦」は正式名称を「零式（ぜろしき）艦上戦闘機」といいます。	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
497	286	下9-13	ナチス・ドイツが、…周辺地域を併合していきました。…ラインラント…などです。	不正確である。 (併合地域)	3-(1)	
498	287	下12-14	アメリカが蒋介石に物資を送る輸送線を援蔣ルートといいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (援蔣ルートの利用国)	3-(3)	
499	288	上3-4	アメリカは昭和十四年（一九三九）には日米通商航海条約の破棄を通告し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」を通告したかのように誤解する。)	3-(3)	
500	288	上7-16	昭和十六年（一九四一）四月には日ソ中立条約を締結しました。ところが、そのわずか二カ月後、ドイツは独ソ中立条約を破ってソ連に攻め込みました。…日本は日米関係を修復しようと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日米交渉の開始時点)	3-(3)	
			この月、ワシントンでの日米交渉に臨みました。			
501	288	上8-9	ドイツは独ソ中立条約を破ってソ連に攻め込みました。	誤りである。 (「中立条約」)	3-(1)	
502	288	下4-11	日米交渉が継続している最中の七月、日本軍は南部仏印に進駐しました。…しかし、このことは、日米関係を決裂させてしまいます。…アメリカは早くも七月二十五日に在米日本資産を凍結	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
			し、			
503	288	下5-7	日本軍は南部仏印に進駐しました。石油やゴムなどの資源も確保しつつ、開戦拠点を確保するのが目的でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南部仏印進駐の目的)	3-(3)	
504	288	下14-16	この三カ国と中華民国を加えた四カ国による対日経済封鎖は、その頭文字をとってA B C D包囲網と呼ばれます	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「A B C D包囲網」と呼んだ主体)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
505	289	図説明	「タイトル：戦艦大和」中、「大神神社蔵」	誤記である。 (所蔵者名)	3-(2)				
506	290	下10-12	原嘉道枢密院議長が政府と統帥部に、外交と戦争準備のどちらを軸にするか問うたところ、明確な返事ができませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原枢密院議長の質問を受けた際の政府の態度)	3-(3)				
507	291	上11-13	近衛内閣は総辞職になりました。そして、翌日、東條が内閣総理大臣に就任しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (総辞職の翌日に就任したかのように誤解する。)	3-(3)				
508	291	上13-18	昭和天皇は、東條を首相に任命するにあたり、九月六日の御前会議の決定を白紙に戻すように命ぜられました。近代日本の憲政史上、政府と統帥部が決定した国策が天皇の言葉によって覆つ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「白紙還元の御詔」の意義)	3-(3)				
			た最初で最後の出来事です。これを白紙還元の御詔とといいます。						
509	294	上14-下1	「考えよう」 (全体)	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 (ヒントがアメリカ側の要因に偏っている。)	2-(6)				
510	295	上17-18	巡洋艦レパルス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「巡洋艦」)	3-(3)				
511	295	下18-19	このように日本の影響下にある地域を大東亜共栄圏とといいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大東亜共栄圏」と呼んだ主体)	3-(3)				
512	296	下6-10	しかし、日本軍がアジア地域で欧米の軍隊と戦うにあたり、民衆の多くが犠牲になった地域もあります。…民衆と戦闘になることもあり、また、市街戦に巻き込まれた民衆もいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍とアジアの民衆との関係)	3-(3)				
513	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」 (全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例と縮尺)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
514	296	図	タイトル「我が国の最大領土と主な要地」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「最大領土」と図との関係)	3-(3)				
515	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」中、カムチャツカ半島の南及び東	不正確である。 (境界線の位置)	3-(1)				
516	296	図	我が国の最大領土と主な要地	誤りである。 (台湾の塗色)	3-(1)				
517	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」中、「バタヴィア (ジャカルタ) 島」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (島名)	3-(3)				
518	300	囲み	「対米戦争に勝算はあったのか」 (全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Cの(1)のAの(カ)の「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解すること」)	2-(1)				
519	300	囲み	「対米戦争に勝算はあったのか」 (全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(4)のAの「国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるよ うにすること」)	2-(1)				
520	300 - 301	下4- 上2	日本軍の戦死者は約六万五〇〇〇人、島民の死者は約一〇万人に上りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「約六万五〇〇〇人」, 「約一〇万人」の内容)	3-(3)				
521	305	下3- 5	広島に原子爆弾が投下されたことで、一〇万人から一四万人が即死し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「即死」と人数との関係)	3-(3)				
522	307	下7- 11	アメリカ政府はこの日、事前に用意してあった大統領声明を発表しました。それは、戦争を早く終わらせてアメリカ人の命を救うために原子爆弾を投下したという内容でした (文献史料「原	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (309ページ上段17-18行目「原子爆弾投下の大統領声明 (昭和四十五年八月九日、抄録)」に照らして、広島へ原子爆弾を投下した「この日」に発表した	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			子爆弾投下の大統領声明」参照)。	かのように誤解する。)		
523	307	下14-16	原子爆弾投下の翌日、日本政府は中立国スイスを通じて、アメリカ政府に抗議文を寄しました(文献史料「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文」参照)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (309ページ下段8-9行目「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文(昭和四十五年八月十一日、抄録)」に照らして、広島への「原子爆弾投下の翌日」	3-(3)	
				に発した抗議文であるかのように誤解する。)		
524	309	上17-18	原子爆弾投下の大統領声明(昭和四十五年八月九日、抄録) 309ページ下段8-9行目「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文(昭和四	誤りである。 (「昭和四十五年」)	3-(1)	
			十五年八月一日、抄録)」も同様。			
525	311	上11-13	国家統治の権限は…(中略)…連合軍最高司令官の制限の下に置かれる。最終的な日本国の政府の形態は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略が示された箇所以上の中略がある箇所に中略記号が示されていない。)	3-(3)	
526	312	上9-10	日本の約二〇〇万人の軍人と約一〇〇万人の民間人が死亡した	不正確である。 (太平洋戦争での日本の死者数)	3-(1)	
527	312	下19	祖宗(そしゅう)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
528	315	囲み上18-下13	当時、…電話交換業務は、戦闘中でも継続する必要があり、残留組を決め…交換台の前で静かに青酸カリを飲み、…九名が自決しました。…職務に対する責任感を見た…真岡郵便局の殉職者	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。	1-(5)	
			は一九人に上ります。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
529	323	表	年表中、「1873 板垣退助らが民選議員設立の建白書を提出」	不正確である。 (年次、及び「民選議員」)	3-(1)				
530	326	囲み	「近代のまとめ」の「産業」中、「国の事業政策を行う中央銀行」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「事業政策」)	3-(3)				
531	326	囲み	「近代のまとめ」の「産業」中、「明治三十余年には、」	誤植である。 (264ページ上段17-下段2行目「明治三十四年（一九〇一）には官営の八幡製鉄所が開業し、」に照らして、誤植である。)	3-(2)				
532	329 - 331	上2- 下2	「イ GHQの占領政策」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Cの(2)のアの(ア)の「我が国の民主化と再建の過程…を基に、第二次世界大戦後の諸改革の特	2-(1)				
				色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。)」					
533	329 - 331	上2- 下2	「イ GHQの占領政策」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(4)のイの「国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるよ	2-(1)				
				うにすること。)」					
534	329	下4- 7	農業については農地改革が行われ、不在地主から強制的に土地を接収し、小作人に与えられました。これにより地方の資産家は没落し、新興農家が力をつけました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「不在地主」と「地方の資産家」との関係)	3-(3)				
535	329	下4- 5	不在地主から強制的に土地を接収し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「接収」及び土地「接収」の適用範囲)	3-(3)				
536	329	下7	農地解体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「解体」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
537	329	下12-13	外地に出兵していた兵士たちが次々に帰国しました。	誤記である。 (「出兵」)	3-(2)	
538	331	下10-11	憲法起草を担当するGHQ民生局 331ページ下段16行目「民生局」も同様。	誤記である。 (「民生局」)	3-(2)	
539	332	下1-3	貴族院でも若干の修正を加えて可決し、参議院が貴族院での修正に同意し、帝国議会での審議が終わりました。	誤りである。 (「参議院」)	3-(1)	
540	333	囲み下20	「昭和天皇とマッカーサー元帥の会談」中、「Foreign Relation of the United States)	脱字である。	3-(2)	
541	334	下8-10	連合国の米・ソ (現在はロシア) ・英・仏・中の主要五カ国は、国連の常任理事国となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国連機構の構造について誤解する。)	3-(3)	
542	335	上7-9	国民党は敗退して海を渡って台湾に落ちのび、昭和二十四年に、毛沢東が中華人民共和国の成立を宣言しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
543	335	下2-3	朝鮮半島は、ポツダム宣言で日本が領有権を放棄したため、	生徒にとって理解し難い表現である。 (ポツダム宣言と日本との関係)	3-(3)	
544	336	上4-13	昭和二十六年 (一九五一) 九月八日、吉田茂首相がサンフランシスコ講和会議に出席し、サンフランシスコ講和条約に署名しました。…ソ連とは領土問題が解決していないため、ソ連は平和	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソ連がサンフランシスコ講和会議に出席しつつも平和条約に「参加」しなかった理由が領土問題にあったかのように誤解する。)	3-(3)	
			条約に参加しませんでした。			
545	336	上17-18	強制労働させました。	誤植である。 (「労働」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
546	337	上13-14	韓国はその隙を突いて竹島を奪い、現在も実効支配を継続し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島の現況)	3-(3)				
547	337-339	下19-上3	昭和三十四年（一九五九）までには、…イギリスの植民地だったマレーシアが独立しました。アフリカも同様です	生徒にとって理解し難い表現である。 (マレーシア、アフリカ諸国の独立年)	3-(3)				
548	339	下15-17	昭和四十三年（一九六八）、日本は国民総生産（GNP）でソ連を抜いて世界第二位の経済大国になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (世界第二位の経済大国になった経緯)	3-(3)				
549	342	上2	民法放送局	誤記である。 (「民法」)	3-(2)				
550	343	囲み下17-18	「古代オリンピックと近代オリンピック」中、「武漢肺炎」 358ページ上段16行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本での一般的呼称ではなく、理解し難い。)	3-(3)				
551	344	上16	伊藤深水	誤記である。 (「伊藤」)	3-(2)				
552	344	下11-14	朝鮮半島では朝鮮戦争があったため、国交を結ぶのに時間を要しました。日本政府は昭和四十年（一九六五）、韓国政府を承認して韓国と日韓基本条約を締結しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (日韓基本条約締結の経緯)	3-(3)				
553	345	囲み上11-12	「昭和天皇の全国巡幸と沖縄への心残り」中、「昭和天皇がシルクハットを高く掲げて」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (帽子の種類)	3-(3)				
554	346	上2-3	約一億ドルの無償資金と借款の援助を実施しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金額)	3-(3)				
555	346	下1-2	中国大陸では内戦を経て、中華人民共和国が国連に加盟しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国連「加盟」の経緯)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
556	346	下2-4	日本は、昭和四十七年（一九七二）の日中共同声明により、中華人民共和国との国交を樹立しました。	不正確である。 (中華人民共和国との国交を「樹立」と表現することは正しくない。)	3-(1)				
557	347	下13-14	六四天安門事件	生徒にとって理解し難い表現である。 (347ページ下段2行目のタイトル「イ 天安門事件」に照らして、日本での一般的呼称として分かりにくい。)	3-(3)				
558	348	下14	先鞭を切った	生徒にとって理解し難い表現である。 (意味が不明である。)	3-(3)				
559	349	下16-17	アフガン戦争とイラク戦争です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アフガン戦争」では、別の歴史事象の名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
560	350	上1-2	平成二十一年（二〇〇九）にはアメリカで黒人初となるオバマ大統領が当選し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2009年にオバマ大統領が当選したかのように誤解する。)	3-(3)				
561	353	囲み	「朝日新聞の誤報で蒸し返された韓国の請求権」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (韓国の請求権が蒸し返され、慰安婦像が建てられた経緯)	3-(3)				
562	353	囲み上12-中1	「朝日新聞の誤報で蒸し返された韓国の請求権」中、「ソウルの日本大使館に慰安婦像が建てられ、世界の多くの都市にも次々に建てられつつあります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (慰安婦像設置の主体)	3-(3)				
563	355	上17-19	日本は昭和五十年（一九七五）の第一回先進国首脳会議からのメンバーで当初は五カ国でしたが	誤りである。 (第一回先進国首脳会議のメンバー国数)	3-(1)				
564	358	上11-14	日本の被災者の様子は世界に注目されました。外国から日本人の「和」の精神が称賛されることがたびたびありました。日本人が自分たちを見つめる大切な機会をいただいたのではないでし	生徒にとって理解し難い表現である。 (東日本大震災の「被災者の様子」に対する捉え方)	3-(3)				
			ようか。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
565	358	上15-16	東日本大震災の翌年、二〇二〇年の東京オリンピックの招致が決定しましたが、	不正確である。 (招致決定の年代)	3-(1)				
566	366	表	年表中、1968年の項「GDPが資本主義国2位まで急成長」	不正確である。 (「GDP」)	3-(1)				
567	366	表	年表中、「1991 阪神・淡路大震災」	誤りである。 (発生年)	3-(1)				
568	369-392		巻末資料1~42	学習上必要な縮尺が示されていない。	2-(10)				
569	369	図1	「紀元前2世紀後半の世界」中、「該下」	誤植である。 (「該」)	3-(2)				
570	369	図2	隋の統一	生徒にとって理解し難い図である。 (永済渠を示す線、「日本」の呼称及び範囲)	3-(3)				
571	370	図3	7世紀終わりの世界	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ヴァルダナ朝(609-647)」,「日本」の範囲)	3-(3)				
572	371	図5	7~9世紀の東アジアと日唐交通	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)				
573	371	図5	「7~9世紀の東アジアと日唐交通」中、「安東都護符」「単于都護符」「鎮北都護符」「安北都護符」	誤植である。 (「符」)	3-(2)				
574	371	図6	8世紀の世界	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
575	372	図7	東北地方の城柵	誤記である。 (「奥陸」)	3-(2)				
576	372	図8	11世紀の東アジア	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)				
577	372	図8	「11世紀の東アジア」中、「西京大同府」「南京析津府」	生徒にとって理解し難い表現である。 (北宋の中に遼の二京があるのは理解し難い。)	3-(3)				
578	372	図8	「11世紀の東アジア」中、バガン朝の首都「バガン」	誤植である。 (「バガン」)	3-(2)				
579	372	図8	「11世紀の東アジア」中、「ブラハ」 375ページ図12「モンゴル帝国の最大領域」中の「ブラハ」も同様。	誤記である。 (都市名)	3-(2)				
580	373	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中、「①以仁王・源頼政の挙兵」の欄外注「天皇宣下を受けていないので以仁王」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇宣下」)	3-(3)				
581	373	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中、「②石橋山の戦い」中の「淡路安房に逃れる」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「淡路安房」)	3-(3)				
582	373	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中、「③富士川の戦い」中の「平氏軍は水鳥の飛び立つ羽音を敵の従来と誤認し敗走する」	誤記である。 (「従来」)	3-(2)				
583	373	図9	「源平の争乱(治承・寿永の内乱)」中、「④俱利伽羅峠の戦い…兵士は西国へ都落ち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「兵士」)	3-(3)				
584	373	図9	源平の争乱(治承・寿永の内乱)	誤記である。 (「蛙ヶ小島」「燧ヶ島」)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
585	374	図10	「守護の配置」中、伊予の「佐々木政綱」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政綱」)	3-(3)				
586	375	図12	モンゴル帝国の最大領域	生徒にとって理解し難い表現である。 (高麗の塗色)	3-(3)				
587	376	図13	蒙古襲来の侵攻ルート	生徒にとって理解し難い図である。 (国名・地名・島名の区別がつかない。)	3-(3)				
588	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「外様」)	3-(3)				
589	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒にとって理解し難い表現である。 (「38国」「45国」「46国」「56国」「57国」)	3-(3)				
590	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒にとって理解し難い図である。 (年次がない。)	3-(3)				
591	377	図16	守護抑制 (室町時代)	生徒にとって理解し難い表現である。 (緑・オレンジの塗色の意味)	3-(3)				
592	377	図16	「守護抑制 (室町時代)」中の「明徳の乱」中、「山名家は参院を中心に一族で11カ国の守護をつとめており、」	誤記である。 (「参院」)	3-(2)				
593	378	図17	明代のアジア (15世紀半ば)	生徒にとって理解し難い表現である。 (朝鮮の首都名「漢陽」及び日本の範囲)	3-(3)				
594	378	図17	「明代のアジア (15世紀半ば)」中、「ヘイラート」	誤記である。 (都市名)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
595	379	図20	「仏教の伝播」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「中国」から「日本」へと向かう矢印と「4世紀ころ」の文字との関係)	3-(3)	
596	380	図21	「大航海時代 (15～16世紀)」中、「教皇子午線」の「ポルトガル領」「スペイン領」, 「トルデシヤス条約分界線」の「ポルトガル領」「スペイン領」, 「サラゴサ条約分界線」の「ス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「領」)	3-(3)	
			ペイン領」「ポルトガル領」			
597	381	図23	「信長の領土拡張」中、「⑤石山戦争 元亀元年 (1570～80)」, 「⑩安土城築城 天正4年 (1576～79)」及び「⑫中国攻め 天正5年 (1577～82)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (年代の示し方)	3-(3)	
598	382	図24	「秀吉の全国統一関係図」中、凡例の「太閤検地の実地 (天正年間) のみ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実地」)	3-(2)	
599	382	図24	「秀吉の全国統一関係図」中、九州の「備後」	誤記である。 (旧国名)	3-(2)	
600	383	図26	大名の配置 寛文4年 (1664)	誤記である。 (「幕僚」「本田忠平」「松平長光」「蜂巣賀光隆」)	3-(2)	
601	384	図29	「アメリカ独立戦争時の13植民地 (1775～1783)」中、「ウィリアム＝ベン」	誤記である。 (「ベン」)	3-(2)	
602	385	図31	「欧米列強に支配された19世紀の東南アジア」中、マレー半島	生徒にとって理解し難い図である。 (「マレー連合州」の範囲)	3-(3)	
603	387	図33	「廃藩置県」中、年表中の「1888年 市政・町村制を公布 (1道3府43県)」	誤植である。 (「市政」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



# 検定審査不合格理由書

受理番号 102-306	学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
--------------	--------	-------	--------------	--------

## 1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年8月10日文部科学省告示第105号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号。以下、学習指導要領という。）の社会科の目標、社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の社会科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。また、社会科の歴史的分野の目標においても、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して同様の資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。これらに照らして本申請図書は、学習する上で必要な課題の設定と主たる記述である本文との関係が不明であるため、学習指導要領に明示された活動を行うことが非常に困難な構成となっている。

しかも、特定の時代や題材に偏った構成となっており、全体として調和がとれていない。

さらに、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などを活用して、調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けさせるには不十分である。

また、「2. 欠陥箇所」のとおり欠陥が著しく多く、教科用図書として適切性を欠いている。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(1)のイの「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集	1-(3)				
				し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。その際、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などの活用を十分に行うこと。)」					
2	全体		全体	学習指導要領に示す目標に照らして、扱いが不適切である。  (目標「課題を追究したり解決したりする活動を通して、」に照らして、ヘッダー部分にある課題の、	2-(1)				
				申請図書中における位置付けが不明であるために、主たる記述である本文との関係が分からず、目標を達成するには扱いが不適切である。)					
3	3 目次		第一章 神代・原始  13ページの章タイトル、15ページ、17ページ、19ページ、21ページ、23ページ、25ページ、27ページ、29ページ、	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
			31ページ、33ページ、35ページ、37ページ、39ページの各フッター「第一章 神代・原始」及び369ページ「巻末資料」中の「第一章 神代・原始——弥生時代」も同様。	付かせるよう留意すること。)」					
4	4 - 5		「巻頭言」及び「注釈」(全体)  42ページ下段11-18行目、87ページ囲み下段15行目 - 88ページ囲み上段1行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。  (「国」の定義、「国」と「王朝」「王権」との関係)	3-(3)				
5	4	3	中国大陸の商や殷という王朝	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (商と殷とが別の王朝であるかのように誤解する。)	3-(3)				
6	4	6 - 10	日本が成立したのが何年前であるか、その年代を示すことは困難です。なぜなら、古すぎてよく分からないからです。…日本の建国は五世紀より前のことなので…固有名詞や年月日はいっさ	生徒にとって理解し難い表現である。  (「日本」の指す意味が不明である。)	3-(3)				
			い伝わりません。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
7	4	7 - 8	日本列島で最初に文字が書かれたのは、五世紀のことです。それより前に日本列島に文字はありませんでした。 40ページ下段5-7行目、46ページ下段	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (5世紀以前の文字の使用状況)	3-(3)	
			16行目-47ページ上段2行目、49ページ上段15行目-下段2行目も同様。			
8	4	11 - 12	考古学の成果により、最も短く見ても過去一八〇〇年間、一度も王朝交代がなかったことが分かっています。 42ページ下段11-13行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (考古学の成果と王朝交代の有無との関係)	3-(3)	
9	4	12 - 14	一八〇〇年前の大王（後に天皇と呼ばれる）の居所や墓がかなり巨大であることから、起源はさらに数百年遡れると考えるのが一般的です。我が国は二〇〇〇年以上続いているといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の起源について誤解する。)	3-(3)	
			5ページ4-6行目、同ページ14-15行目、42ページ下段14-18行目、87ページ囲み上段1-5行目、249ページ囲み中段5-6行目、361ページ上段2-4行目、同			
			ページ下段3-4行目も同様。			
10	5	3 - 6	これは初代天皇から第一二六代の現在の天皇陛下までの皇位継承図です。このなかには一部の歴史学者が実在を疑問視している天皇も含まれますが、少なくとも二〇〇〇年前の天皇の子孫が	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
			現在の天皇陛下であり、万世一系の皇統が切れ目なく現在に継承されていることが分かるでしょう。	付かせるよう留意すること。）」)		
11	6	表	「世界各国略年表」中、「李氏朝鮮」 142ページ年表中の「李氏朝鮮が朝鮮半島を統一（1392）」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記が適切でないため理解し難い。)	3-(3)	
12	6	表	「世界各国略年表」中、「イギリス領」	不正確である。 (同表中、すぐ上の「イングランド王国（プランタジネット朝）」に照らして、国名が正確ではない。)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
13	6	表	「世界各国略年表」中、「(ローマ教皇領) イタリア王国」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「ローマ教皇領」と「イタリア王国」との関係)	3-(3)				
14	7	表	「世界各国略年表」中、「三競」	誤記である。 (「競」)	3-(2)				
15	7	表	「世界各国略年表」中、二つの「新羅」	生徒にとって理解し難い表である。 (二つの「新羅」の関係)	3-(3)				
16	7	表	「世界各国略年表」中、「↑前方後円墳出現」	生徒にとって理解し難い表である。 (「前方後円墳出現」と「日本」との関係)	3-(3)				
17	7	表	「世界各国略年表」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」及び「東ローマ帝国」との境界	生徒が誤解するおそれのある表である。 (同表中、「フランク王国」「西フランク王国」「東フランク王国」の表記に照らして、「ローマ帝国」「西ローマ帝国」「東ローマ帝国」の関係について誤解する。)	3-(3)				
18	8 - 9	図	「歴代天皇の皇位継承図」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (系図の表記法)	3-(3)				
19	8 - 9	図	「歴代天皇の皇位継承図」中、丸囲み中の数字	生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠)	3-(3)				
20	8	図	「歴代天皇の皇位継承図」中、「宮」と「親王」	生徒にとって理解し難い図である。 (宮と親王との関係)	3-(3)				
21	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」(全体)	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。  (内容Aの(1)のイの(ア)の「小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切	1-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				なものを取り上げ，時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。）」					
22	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」（全体）	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  （内容の取扱い(2)のアの「小学校での学習を踏まえ，扱う内容や活動を工夫すること。」）	1-(3)				
23	10 - 12		「序 国史を学ぶにあたって」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして，扱いが不適切である。  （内容Aの(1)のアの(イ)の「資料から歴史に関わる情報を読み取ったり，年表などにまとめたりする	2-(1)				
				などの技能を身に付けること。）」					
24	11	中6	元号は，我が国独自の紀年法です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （元号が日本の生み出した特有の紀年法であるかのように誤解する。）	3-(3)				
25	11	下8-9	イエス・キリストが誕生した年を紀元として表す 11ページ下段13-16行目「イエス・キリストが生まれる前を「紀元前〇〇年	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （紀元1年がイエス・キリストの実際に誕生した年であるかのように誤解する。）	3-(3)				
			」と表し，それより後を「紀元〇〇年」と表します。」も同様。						
26	12	上6-8	現在から二一〇〇年までは「二十一世紀」と表すことができます。	生徒にとって理解し難い表現である。  （「現在」がどの時点なのか分からない。）	3-(3)				
27	12	上14-15	干支は，中華王朝の殷の時代から使われている紀年法で、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （殷の時代における干支の使用法について確定しているかのように誤解する。）	3-(3)				
28	12	上14	中華王朝 14ページ囲み「外交」中の「中華王朝」，36ページ上段3行目，4行目，17行目，18行目，37ページ上段8行目，40	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （36ページ上段16行目「中国王朝」などに照らして，一般的な呼称であるかのように誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			ページ下段8行目, 43ページ下段14行目, 47ページ上段4行目, 48ページ上段18行目, 55ページ上段10行目, 12行目, 13-14行目, 56ページ上段8行目, 下段2行目, 58ページ下段3行目, 59ページ下段15行目, 16行目, 62ページ下段16行目, 66ページ上段3行目, 6行目, 70ページ上段3行目, 71ページ囲み上段7行目, 243ページ下段2行目も同様。						
29	13 - 40		「第一章 神代・原始」(全体)	題材の選択が神話・伝承に偏っており, 全体として調和がとれていない。	2-(5)				
30	14	表	年表中, 「BC五 打製・磨製石器」 94ページ年表中の「BC5 打製・磨製石器」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (打製・磨製石器について紀元前5年の事象として特定されているのは理解し難い。)	3-(3)				
31	14	表	年表中, 「BC三 米の伝来」 94ページ年表中の「BC3 米の伝来」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (紀元前3年に「米」が伝来したかのように誤解する。)	3-(3)				
32	14	表	年表中, 「七～八C 撰閣政治が誕生する」 95ページ年表中の「7～8C 撰閣政治が誕生」も同様。	誤りである。 (年代)	3-(1)				
33	14	表	年表中, 「八九四 遣唐使の廃止」 85ページ上段1行目, 5行目, 13-14行目, 95ページ年表中894年の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (96ページ「古代のまとめ」の「文化」中, 「遣唐使の派遣が中止された」に照らして, 遣唐使を廃止したかのように誤解する。)	3-(3)				
34	15 - 17	上2- 下7	「イ 日本列島の誕生」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して, 当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)					
35	15	ヘッダー	課題 古来日本人が持っている信仰や自然観はどのようなものだろう。 『古事記』『日本書紀』から何が読み取れるだろう。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして, 扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「古事記, 日本書紀, …などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				, 当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。）」		
36	15	上3-5	天武天皇の命令によって編纂された二つの文書が完成しました。『古事記』と『日本書紀』です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の性格)	3-(3)	
37	15	上6-8	『古事記』は日本の神話と日本の国の成り立ちを伝えるため、また『日本書紀』は日本の歴史を公式に伝えるために編纂されたと考えられています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の性格)	3-(3)	
			73ページ上段10-14行目, 同ページ表「対象」の項も同様。			
38	15	下11-12	地球は約四十六億年前に隕石同士が衝突してできたことが分かっています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地球誕生の経緯)	3-(3)	
39	16	上16-17	神代七代の神々は、伊耶那岐神と伊耶那美神に、	生徒にとって理解し難い表現である。 (16ページ上段14-15行目「伊耶那岐神と伊耶那美神までの七代の神を神代七代と申し上げます。」との関係)	3-(3)	
40	16-17	下5-上2	このとき、伊耶那岐神は「あなたの体はどのように成っているか」とお尋ねになりました。…そして、二柱の神は神殿の寝室で、まぐわいをなさいました。	生徒の心身の発達段階に適応していない。 (妊娠の経過)	1-(5)	
41	17	上3	生まれてきたのは手足のない水蛙子でした。	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。 (出産及び身体障害児に関する情操)	1-(5)	
42	17	下4-7	考えよう それぞれの神話は何を伝えようとしているのだろうか？ ヒント→「事実かどうか」が重要なのだろうか？	学習指導要領に示す目標に照らして、扱いが不適切である。 (目標の「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、」)	2-(1)	
			40ページ下段8-14行目「地域に口伝によって伝承された逸話、後世に書かれた記紀などを総合的に眺めることで、この時代のことがぼんやりと見えてく			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			るのです。記紀の神話は、どこまでが事実であるかということより、そのような神話が長年伝承されてきたことを押さえておきましょう。」も同様。						
43	18	上19 -下2	地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきましたが、一番近いところでは、約一〇〇万年前から地球は氷河期に入っていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「氷河期」の年代)	3-(3)				
44	18 - 19	下19 -上1	猿人と原人との中間種が一体も発見されていないこと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (猿人と原人との中間種が一体も発見されていないかのように誤解する。)	3-(3)				
45	19	上18 -下5	このように、人の起源については、…人は猿から進化したのか、それとも最初から人だったのか簡単に答えは出ないかもしれません。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「人の起源」をめぐる学説状況)	3-(3)				
			20ページ下段12-14行目「もし、人は最初から人だったという見地に立ったなら、その最初の人日本列島で生じた可能性もあるのです。」も同様。						
46	19	下6	タイトル「ハ 日本の磨製石器は世界最古」 20ページ上段16-18行目「現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本の磨製石器が世界最古であるかのように誤解する。)	3-(3)				
			世界最古の磨製石器になります。」、同ページ下段10-11行目「いまのところ世界最古の磨製石器が日本列島で出土している」、26ページ下段9-10行目「日本列島から最古の磨製石器…が発						
			見されている」も同様。						
47	19	下12	洪積世	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地質年代の呼称)	3-(3)				
48	19	表	「人類の類型」中、猿人・原人・旧人・新人の各「年代」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「年代」の意味及び「約500万年前」「約180万年前」「約20万年前」「約4万年前」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
49	19	表	「人類の類型」中、猿人・原人・旧人・新人の各「脳の容量」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての猿人・原人・旧人・新人の「脳の容量」がそれぞれ400cc, 1,000cc, 1,300cc, 1,500ccであるかのように誤解する。)	3-(3)				
50	20	上8-9	日本ではなぜか最も古い年代の石器が磨製石器で、その理由は謎とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (打製石器の存在)	3-(3)				
51	20	下9-10	今に伝わる人類最初の道具は磨製石器であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人類最初の道具が磨製石器であるかのように誤解する。)	3-(3)				
52	21	ヘッダー	課題 日本文明はどのように起こり発展したのだろうか。 25ページ上段1行目「ニ 日本の文明	学習指導要領に示す内容に照らして扱いが不適切である。 (内容Bの(1)のAの(イ)の「東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったこ	2-(1)				
			と世界の文明」, 同ページヘッダー「課題 日本文明と世界の文明にはどのような違いがあるのだろうか。」, 26ページ下段8-12行目「日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れ	とを理解すること。)」					
			ましたが、日本列島から最古の磨製石器と最古級の土器が発見されているのですから、日本は独自の文明の起源を持っていたこととなります。これを日本文明といいます。」も同様。						
53	21	ヘッダー	課題 日本文明はどのように起こり発展したのだろうか。 25ページ上段1行目「ニ 日本の文明	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のAの「世界の古代文明」については、…諸文明の特徴を取り扱い、生産技術の	2-(1)				
			と世界の文明」, 同ページヘッダー「課題 日本文明と世界の文明にはどのような違いがあるのだろうか。」, 26ページ下段8-12行目「日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れ	発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようにすること。)」					
			ましたが、日本列島から最古の磨製石器と最古級の土器が発見されているのですから、日本は独自の文明の起源を持っていたこととなります。これを日本文明といいます。」も同様。						
54	21	上2	タイトル「イ 世界最古級の土器は日本の縄文土器」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての世界最古級の土器が日本の縄文土器であるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
55	21	下10-14	大気中の炭素一四の量はほぼ一定ですが、炭素一四は五七三〇年ごとに半減する性質を持っているので、動植物の遺物に含まれる炭素一四を測定すれば、死んだ年代を特定することができます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (放射性炭素年代測定法の説明)	3-(3)				
56	21	下15-16	世界史においては、磨製石器と土器を使う時代を新石器時代といいます。 22ページ上段8-10行目「磨製石器と土器が揃いました。それにより、日本は人類史上で最初期に新石器時代を迎えました。」も同様。	不正確である。 (学説状況に照らして、「磨製石器と土器を使う時代を新石器時代」とすることは正しくない。)	3-(1)				
57	22	上3-4	水田稲作が広まる紀元前十世紀ごろ	相互に矛盾している。 (33ページ下段1-2行目「水田稲作が始まった紀元前十世紀」)	3-(1)				
58	24	下5-7	屈葬とは、手足を折り曲げて葬ることです。死霊の活動を防ぐためにも、寒さに耐えるための姿勢ともいわれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (屈葬の理由)	3-(3)				
59	25	囲み 中 14-下3	「縄文時代の大规模集落・三内丸山遺跡」中、「住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていることから、その規模も、これまでの縄文遺跡の常識を破るものでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (3000棟以上の住居が同時期に存在していたかのように誤解する。)	3-(3)				
60	26	上15-19	農耕を開始して、都市を形成し、文字を用いて、広範囲な貿易をしていることなどをもって文明の成立と考えられてきました。しかし、どの文明が世界の文明の祖であるかについては研究の	生徒にとって理解し難い表現である。 (「しかし」でつなぐ前後の文が逆接の関係になっていないため、文意が不明である。)	3-(3)				
			途上にあり、まだ定説はありません。						
61	27	上11-12	青銅器（銅と鉛で作った固い合金）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (青銅の成分)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
62	27	下15-17	六世紀のアラビア半島では、ムハンマドがユダヤ教とキリスト教をもとに、神アラーのお告げを受けたとしてイスラム教を起こしました。	不正確である。 (ムハンマドがイスラム教を起こした時期)	3-(1)				
63	28-31	上1-上3	「ホ 天孫降臨」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)					
64	28	下1-2	葦原中国は天照大御神が知らずことになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (30ページ下段12-13行目には「吾が子孫の王たるべき地なり。」とある。)	3-(3)				
65	28-29	囲み	「『古事記』の国譲り神話」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝説などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)					
66	30	上10-11	『日向国風土記』	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (史料の性格)	3-(3)				
67	30	上14-18	天孫降臨神話は、…まもなく社会の基盤となる稲作の起源は、天皇の先祖からもたらされたことを伝えようとしています。皇室が稲作と深い関係があることが分かります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (現在の皇室と「稲作の起源」との関係)	3-(3)				
68	30	下8-10	「読み下し文」とは、…ふり仮名やおくり仮名を付けて読みやすくしたものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (読み下し文の説明)	3-(3)				
69	30	下14	行矣(ゆきくませ)	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (ルビ)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
70	31	上5	支那大陸 32ページ上段2行目, 70ページ囲み中段5行目, 316ページ囲み下段16行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (4ページ3行目「中国大陸」などに照らして, 一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
71	31	上15	紀元前一五〇〇年ごろには殷の国が興り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
72	32	上4-10	平成十五年(二〇〇三)に国立歴史民俗博物館が発表した研究成果は、弥生時代の開始年代を約五〇〇年早めることになりました。…本格的な水田稲作の開始は…紀元前一〇〇〇年ごろであることが分かったのです。 22ページ上段3-4行目「縄文時代は水田稲作が広まる紀元前十世紀ごろまで続きます。」、33ページ上段5-6行目	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の開始時期に関する学説状況)	3-(3)	
			「水稲栽培…が約三〇〇〇年前まで遡れることとなります。」、33ページ下段1-2行目「水田稲作が始まった紀元前十世紀から始まり、」も同様。			
73	32	下3-12	従来、水田稲作は朝鮮半島経由で日本にもたらされたとされてきましたが、…殷と周の政変で日本に亡命した人々が、大陸から直接日本に持ち込み、日本人が朝鮮半島に伝えたことが判明しました。 32ページ上段2-3行目のタイトル「イ稲作は支那大陸から伝わり朝鮮半島に伝えた」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作伝来ルートの学説状況)	3-(3)	
74	33	上14-下1	北部九州で水田稲作が始まると、比較的短期間のうちに、東北まで広がっていきました。そして、約二三〇〇年前になると、…弥生土器が用いられるようになり、稲作といっしょに全国に普及していきました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (稲作の普及の過程)	3-(3)	
75	33	下2-3	三世紀前期に巨大古墳が造営されはじめる	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
76	34	囲み下 17-19	「環濠集落を代表する「吉野ヶ里遺跡」」中、「吉野ヶ里遺跡はその後、…消滅・解散したと見られています。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「消滅・解散」)	3-(3)	
77	35	下7	支那の統一	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「支那」が一般的な表現であるかのように誤解する。)	3-(3)	
78	36	下5- 6	皇帝が金印を授けたと書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (37ページ下段4行目には「光武賜ふに印綬を以てす。」とある。)	3-(3)	
79	36	下11	後に統一王権となる大和朝廷 42ページ下段9行目, 44ページ下段2行目, 45ページ囲み下段4行目, 46ページ下段12行目, 47ページ下段14行目,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「統一王権」)	3-(3)	
			49ページ上段15行目, 50ページ上段9-10行目, 同ページ下段1行目, 56ページ上段1行目, 58ページ下段2行目, 70ページ囲み下段6-7行目も同様。			
80	37	上5- 6	約四〇〇年の間、朝鮮半島に漢四郡が置かれます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「漢四郡」の存続期間)	3-(3)	
81	38 - 40	上3- 上17	「『二 日向三代と神武天皇の東征伝説』(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		
82	39	囲み	「『古事記』神武天皇東征の物語」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」)		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
83	39	囲み下 10-14	「『古事記』神武天皇東征の物語」中、「御子は長い東征を終え、橿原宮にて初代の天皇に即位なさいました。天皇の誕生です。神倭伊波礼毘古命は後に「神武天皇」と呼ばれるようになります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇号の成立時期)	3-(3)	
84	40	下1- 4	神代・原始は、…までを扱いました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (92ページ下段1-2行目「第二章「古代」では、古墳時代から平安時代までを扱いました。」に照らして、「神代・原始」は章名であることが理解し難い。	3-(3)	
85	42	上13- 下1	大きい墓を造っても、防衛には役立たないことから、平和な時代が訪れたことが分かります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大きい墓」の築造と「防衛」との関係)	3-(3)	
86	42	下6- 8	現在の天皇陛下は、この時代の前方後円墳に埋葬された大王の男系の子孫にあたります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の天皇と「前方後円墳に埋葬された大王」との関係)	3-(3)	
87	42	下8- 10	このときに成立した王権をヤマト王権といいます。これは、まもなく統一王権となる大和朝廷の前身となる王権です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ヤマト王権」と「大和朝廷」との関係)	3-(3)	
88	43	上5- 6	この形の古墳は日本民族独自のものといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (43ページ上段2-5行目には「朝鮮にある前方後円墳は、…日本の影響を受けた朝鮮人…が造ったものと考えられます。」とある。)	3-(3)	
89	44	上16- 17	ヤマト王権の存在を証明する前方後円墳は三世紀前期に造られていて、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代、及びヤマト王権と前方後円墳との関係)	3-(3)	
90	45	囲み上 2-8	「初期の前方後円墳が密集する「纏向遺跡」」中、「『日本書紀』は第十代崇神天皇の宮を…記述しています。いずれも、三輪山の麓に位置していて、これらの記述は考古学的事実と一致し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『日本書紀』の記述と考古学的事実との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			ます。						
91	46	図	3世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 （「黄河」「長江」を示す線、「匈奴」「楽浪」「帯方」の表現及び「魏」と「匈奴」の塗色）	3-(3)				
92	47	上8	高句麗の三九一年の好太王碑文	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （三九一年に好太王碑文が作成されたかのように誤解する。）	3-(3)				
93	47	上15 -下4	好太王碑文によると、…ここには、日本が三九一年に朝鮮半島に出兵して百済と新羅を従え、…と書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （好太王碑文の解釈）	3-(3)				
			48ページ下段12-13行目も同様。						
94	47	下9- 15	また『日本書紀』にも、神功皇后が朝鮮半島に出兵したところ、新羅は戦わずして降伏し、高句麗と百済も朝貢を約束したという記事があります（三韓征伐）。…大和朝廷も統一王権として	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
			の国家基盤をすでに整えていたと思われます。	付かせるよう留意すること。）」					
95	47 - 48	下19 -上2	この時期から五六二年に任那（加羅）が新羅に滅ぼされるまでの間、大和朝廷は朝鮮半島南部の任那に拠点を持っていたと考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （当時の朝鮮半島の状況）	3-(3)				
			48ページ上段15-17行目「半島南部に大和朝廷の支配が及んでいたという説などが主張されています。」も同様。						
96	48	上18 -下1	『魏志』韓伝の記述から、当時の中華王朝は朝鮮半島の南部は倭国が支配していたと認識していたことが分かります（文献史料「『魏志』韓伝」参照）。	生徒にとって理解し難い表現である。 （49ページ上段3-10行目の「文献史料」との関係）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
97	48	下13-14	永楽六年丙申（三九六年）には、倭の王が自ら水軍を率いて百済を討伐した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (好太王碑文の解釈)	3-(3)				
98	49-50	上14-下9	「ニ 記紀が伝える日本統一」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」)					
99	49	下2-5	七世紀に編纂された記紀（完成は八世紀）には王権の勢力が拡大したことについて記述があります。そして、その記述は考古学の成果と一致します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (『古事記』『日本書紀』の記述と「考古学の成果」との関係)	3-(3)				
100	49	下13-15	これらには、神話的要素の強い逸話もありますが、この時期に王権が拡大したことは史実ですから、史実を反映した物語であると考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「神話的要素の強い逸話」と「史実を反映した物語」との関係)	3-(3)				
101	49-50	下17-上5	『古事記』にはかなり詳しい系譜が書かれていて、…事実を反映したものと考えられます。むしろ、戦いを経ずに、話し合いで国を統合していった壮大な日本統合の経緯を浮き彫りにする貴	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (『古事記』の系譜と「日本統合の経緯」との関係)	3-(3)				
			重な記録といえます。						
102	50	上6-下1	前方後円墳が造られるようになってから、日本列島では大規模な戦争を示す証拠は発掘されていません。…古墳時代は弥生時代後期と違って、平和な時代でした。…日本では平和な時代に統	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (古墳時代の説明)	3-(3)				
			一王権が成立したのです。						
103	50	下8-9	「出雲の国譲り」は「宗教戦争」なのかな？	生徒にとって理解し難い表現である。  (「宗教戦争」の説明がなく、理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
104	50 - 51	囲み	「『古事記』の倭建命の遠征物語」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。）」					
105	50	囲み上 3-4	「『古事記』の倭建命の遠征物語」中、「父の景行天皇は倭建命のことを恐れ、遠くへ左遷しようとなさいました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （「左遷」）	3-(3)				
106	51 - 52	囲み	「「聖帝」として歴代天皇が模範とした仁徳天皇」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  （内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。）」					
107	53	下6- 9	大和朝廷の大王は、…高句麗に対抗して朝鮮半島南部にある任那（加羅）の軍事指揮権を確実なものにするために、宋（南朝）にたびたび使いを送りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （遣使の目的）	3-(3)				
108	53	下12 -14	倭国が一〇回使者を送ってきたこと…が書かれています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （遣使の回数）	3-(3)				
109	54	下4- 7	諸説ありますが、有力な説によると、讚が第十七代履中天皇、珍が第十八代反正天皇…とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （「讚」「珍」についての学説状況）	3-(3)				
110	54	下14 -16	四七八年に倭王武が使いを送ったとき、「倭国王」だけではなく、初めて朝鮮半島南部の軍政権が認められ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  （倭王武の遣使の成果）	3-(3)				
111	54	下16	安東大將軍（あんどうだいしょうぐん）	誤記である。  （ルビ）	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
112	54	図	5世紀ごろの東アジア	生徒にとって理解し難い図である。 (「黄河」「長江」を示す線、「契丹」の表記及び北魏-高句麗間の塗色)	3-(3)				
113	55	上14 -15	宋が減びて戦乱の世の中に入った 60ページ上段1-2行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (南朝の状況)	3-(3)				
114	55	下10	稲荷山古墳は考古学では六世紀前半とされています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)				
115	56	上11 -下3	推古天皇の時代に、対等外交を目指した遣隋使が派遣されますが、その起点は独自の天下を創り出そうとして、中華王朝とのいっさいの関係を断ち切った、雄略天皇の国家戦略にあったと考えられます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「雄略天皇の国家戦略」と推古朝の遣隋使との関連)	3-(3)				
116	58	上6- 10	『日本書紀』によると、欽明十三年(五五二)に百済の聖明王が、…仏像と経典を贈ったことが記されています。…(宣化天皇治世の宣化三年[五三八]の説もある)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「宣化天皇治世の宣化三年[五三八]」)	3-(3)				
117	58	下9	家族などをあとから追葬できる群集墳	生徒にとって理解し難い表現である。 (「家族などをあとから追葬できる」だけでは群集墳の性格が分からない。)	3-(3)				
118	58	下16 -17	天皇と豪族の区別をはっきりさせる必要があったためです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大化の薄葬令の目的)	3-(3)				
119	58 - 59	下19 -上1	氏寺は、氏族が自ら建立して一門の帰依を受けた仏教の寺院で、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「氏族」と「一門」との関係)	3-(3)				
120	59	上8- 10	七世紀中頃からは正八角形の八角墳や、壁画が描かれた壁画古墳といった別の形式に変化していきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「八角墳」のような墳丘の形による分類と「壁画古墳」との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
121	59	上18	現代においても、天皇は古墳に埋葬されています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現代の天皇陵と歴史上の「古墳」との関係)	3-(3)				
122	59	下8-9	大和朝廷内部の豪族による腐敗した政治を払拭し、 65ページ下段9行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大和朝廷内部の豪族」による政治の説明)	3-(3)				
123	59	下12-13	考えよう 推古天皇が即位した背景を調べてみよう	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (58ページ上12行目から始まる「イ 古墳時代から飛鳥時代へ」の学習内容に対応した内容になっていない。)	2-(13)				
124	59-62	下14-下8	「ロ 聖徳太子の新政」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (推古朝の政治体制)	3-(3)				
125	60	上2-6	隋が大陸統一を果たしたのが五八九年のことです。…強大な軍事力により隋の天下が成立したことで、朝鮮半島の高句麗、新羅、百済はさっそく隋に朝貢しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (隋の統一以前に高句麗、百済が隋に朝貢していなかったかのように誤解する。)	3-(3)				
126	60	上12-14	『日本書紀』によると、聖徳太子は、一度に一〇人の請願者の言うことを漏らさず理解し、的確な答えを返したと伝えています。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「的確な答えを返した」)	3-(3)				
127	60	下11-13	そこで聖徳太子は、…隋から先端の文化と制度を取り入れ、隋の冊封体制に組み込まれず対等な地位を築く方針を固めました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (63ページ上段5-6行目「隋は「朝貢すれども冊封は受けず」という日本の姿勢を黙認し、」との関係)	3-(3)				
128	61	図	「7世紀ごろの東アジアと遣隋使」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (図が凡例と一致していない。)	3-(3)				
129	63	下2-3	外交文書に「天皇」の文字が使われたのは、記録上、これが最初です	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述が断定的で、確定した事実であるかのように誤解する。)	3-(3)				
130	63	下15-19	唐の正史『旧唐書』には…遣唐使が唐の王子と、おそらく席次を争って問題となり、皇帝からの国書を伝えないうちに帰国したという奇妙な記事があります。	不正確である。 (『旧唐書』の内容)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
131	64	囲み上 2-4	仏教が日本に伝えられたのは飛鳥時代でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「飛鳥時代」)	3-(3)				
132	64	囲み上 12-中5	「聖徳太子はなぜ仏教を受容したのか」中、「神道は道の根本、…強いて之を好み之を悪むは是れ私情なり」(『聖徳太子伝暦補註解』)…太子の調和を重んじる「和の精神」を、分かりや	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『聖徳太子伝暦補註解』の成立年代及び性格)	3-(3)				
			すく表現しています。						
133	64	囲み中 15-16	「聖徳太子はなぜ仏教を受容したのか」中、「十七条の憲法も聖徳太子の著作です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「著作」)	3-(3)				
134	65	下6- 7	薨去(皇族が亡くなること)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「薨去」の語義)	3-(3)				
135	66	上9- 10	翌六四六年に改新の詔が出され、公地公民制がとられ、班田収授法が施行されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (班田収授法の実施時期)	3-(3)				
136	66	上13	租は田の広さによって米を納めること、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「米」)	3-(3)				
137	66	下1- 2	聖徳太子が目指した律令国家への道に立ち戻ることができました。 70ページ上段2行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖徳太子と律令国家との関係)	3-(3)				
138	67- 68	下11- 上1	この戦争では…結果として天皇の権威が高まりました。また、白村江の戦いの論功で一部土地の私有が認められていましたが、ここで…公地公民を復活させることができました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (公地公民制の経緯)	3-(3)				
139	67	表	税の負担	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「土地税」「人頭税」「物納税」「労働税」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
140	68	上12-14	「令」は政治の仕組みを定めた、憲法の統治機構と行政法、そして民法などの要素を持つものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (令の説明)	3-(3)	
141	68	図	「律令政治の仕組み」中、「太政官(だじょうかん)」、「太政大臣(だじょうだいじん)」 114ページ下段6行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ルビ)	3-(3)	
142	68	図	「律令政治の仕組み」中、「群/郡司」	誤記である。 (「群」)	3-(2)	
143	69	下11-14	天照大御神という太陽の性格を持った神を皇室の先祖として仰ぐ我が国にとって、「日本」の国号は相応しいものと言うべきでしょう。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」		
144	69	下15-17	このときの日本は、かつての日本とは違う立派な国に成長していました。中央集権化した律令国家をすでに築き上げていたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二つの「日本」の関係)	3-(3)	
145	69	下17-18	この後の約一〇〇年間、日本は冊封を受けることなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本が冊封を受けた時期)	3-(3)	
146	69-70	下17-上1	この後の約一〇〇年間、日本は冊封を受けることなく、二十年に一度程度、遣唐使を送りつづけました。ここに日本は完全なる独立を手に入れました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「遣唐使」の派遣と「完全なる独立」との関係)	3-(3)	
147	70	上3-4	これから先、日本は中華王朝の冊封体制に組み込まれることなく、今日に至ります。	相互に矛盾している。 (124ページ上段5-10行目「義満は…応永八年(一四〇一)、明の皇帝に臣下となる旨を申し出て、王の称号を求めました。翌年、明の皇帝から、義満を「	3-(1)	
				日本国王」に任命する返書が届けられ、明との交易が許されました。)」		

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
148	70	囲み上 7-8	「日本語の起源」中、「もともと縄文語が存在していたところ、」	生徒にとって理解し難い表現である。  (70ページ囲み上段1-3行目「日本の先土器時代と縄文時代にどのような言葉が話されていたか、よく分かっていません。」との関係)	3-(3)				
149	70	囲み上 9	「日本語の起源」中、「オーストネシア語系言語」	脱字である。  (「オーストネシア」)	3-(2)				
150	70	囲み中 10-14	「日本語の起源」中、「総じて、日本語は縄文時代には日本列島に存在していて、長年にわたり他の地域の言語の影響を受けて徐々に現代語に変化したものです。そのため、どの語族にも属	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (日本語と語族との関係についての諸説の存在)	3-(3)				
			さず、」						
151	70	囲み下 2-5	「日本語の起源」中、「神道の考えによると神武天皇より前は神代ですから、日本語は高天原に通じる「神の言葉」ということになります。」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
152	70	囲み下 7-10	「日本語の起源」中、「大和朝廷が成立して以来、日本列島の隅々にまで和語が行き届き、日本人は一つの言語を共有して結束してきました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (大和朝廷と「言語」との関係)	3-(3)				
153	71	囲み中 8-下2	「日本語の起源」中、「アメリカ先住民、ケルト、アボリジニーなど、日本の縄文時代に他の地域に存在していた…民族は現存します。しかし、彼らは国土と国家を持たず、言語すら失われ	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (ケルトの例)	3-(3)				
			つつあります。」						
154	71	囲み下 2-5	「日本語の起源」中、「原始民族で国土、国家、言語を持ち、一億人以上の人口を擁しているのは世界で日本民族だけであり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「原始民族」と「日本民族」との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
155	71	囲み下 6-7	「日本語の起源」中、「日本は現存する唯一の古代国家といえるでしょう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本」と「古代国家」との関係)	3-(3)				
156	72	図	平城京 見取図	誤記である。 (図中の「平城京」)	3-(2)				
157	72	図	平城京 見取図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北辺及び長屋王邸の形状)	3-(3)				
158	73	上3- 6	この時期に遷都したのは、国の政務が多くなり官庁の設備を整える必要があっただけでなく、朝廷の儀式も荘厳となり、それを執り行う宮殿が必要になったからと思われます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遷都の理由)	3-(3)				
159	73	上7- 9	遷都からまもない和銅五年(七一二)、天武天皇の命令によって編纂された『古事記』『日本書紀』が完成しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『日本書紀』の完成年)	3-(3)				
160	73	上14 -16	『古事記』は万葉漢字を用いて、外国人には判読不能ですが、『日本書紀』は完全なる漢文(古代中国語)で書かれているため、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』『日本書紀』の表記法)	3-(3)				
			73ページ「記紀の対照表」中の「表記」の項も同様。						
161	73	上16	支那王朝 73ページ上段16行目、98ページ囲み「外交」中の「支那王朝」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (36ページ上段16行目「中国王朝」などに照らして、一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
162	73	上19 -下1	『古事記』は稗田阿礼が日本各地の神話を覚え、それを太安万侶が文字に書き表しました。 73ページ表「記紀の対照表」中の「編	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『古事記』の編纂過程)	3-(3)				
			纂」の項も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
163	74	上11-16	現在でも皇居で歌会始の儀が毎年行われていて、優れた和歌を詠んだ民間人が招かれています。平成二十五年（二〇一三）の歌会始の儀では、…和歌が入選して話題となりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (万葉集と現代の歌会始の儀との関係)	3-(3)	
164	74	下3	国原は煙立ち立つうまし国ぞ	不正確である。 (脱文がある。)	3-(1)	
165	75	上10-15	不比等は…娘である宮子を文武天皇に嫁がせ、その息子を…聖武天皇として即位させ、自ら天皇の外祖父となりました。…後妻との間に生まれた光明子を聖武天皇の皇后とすることに成功し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原不比等の没年と聖武天皇の即位年及び光明子の立后との前後関係)	3-(3)	
			ます。			
166	75	上19-下2	正妻である皇后については、皇室外からは皇別氏族（皇族から分かれた氏族）以外の家から迎え入れたことは先例がなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「氏族」と「家」との関係)	3-(3)	
167	76	下4-5	天平勝宝四年（七五七）	誤りである。 (西暦)	3-(1)	
168	76	下7-8	新羅からは七〇〇人の使節が参加し、盛大な儀式が執り行われました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (新羅使が大仏開眼供養に参加したかのように誤解する。)	3-(3)	
169	76	下10-12	大仏建立には膨大な資金を要したため…墾田永年私財法を制定して土地の私有を認めて課税することで費用の一部を捻出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (墾田永年私財法制定の意図)	3-(3)	
170	77	囲み上1-2	「男系で継承されてきた皇統」中、「天皇の皇位継承の原理は、血統です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述が断定的で、確定した事実であるかのように誤解する。)	3-(3)	
171	77	囲み上3-4	「男系で継承されてきた皇統」中、「父と子の間の皇位継承を男系継承といいます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「男系継承」の定義)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
172	77	囲み上 19-中1	「男系で継承されてきた皇統」中、「初代神武天皇から一二五回の皇位継承があったこととなります」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
173	77	囲み中 16-下 11	「男系で継承されてきた皇統」中、「その最初が第二十五代武烈天皇から第二十六代継体天皇への継承でした。…これが古代の人の知恵でした。」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」					
174	78	上2- 6	当時、天皇は神のような存在と考えられていましたが、その天皇が出家して仏にひざまづくことで、仏の偉大さを広く伝えることになりました。以降、神仏習合が加速します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (天皇の出家と神仏習合との関係)	3-(3)				
175	78	下13 -14	女帝は中継ぎであり、皇位の正当な継承者にはなれないという一致した考えがありました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (女帝についての学説状況)	3-(3)				
176	79	下10 -14	その信託は…まったく正反対の内容でした。	誤記である。  (「信託」)	3-(2)				
177	80	上4- 9	光仁天皇の即位は、…先祖を同じくする二つの系統の家が一つに融合したことを意味します。…綱渡りの的であるとはいえ、見事な皇位継承を成し遂げたといえます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「家」)	3-(3)				
178	80	下16 -18	各地方と都は、そういった役人が往来し、また各地域が庸と調を都に納めるために、街道が整備されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (「街道」が整備される時期及び背景)	3-(3)				
179	81	下10 -13	また、諸国では民衆に兵役を課し、国司や郡司らが私的な仕事に使うことが横行していました。そのため桓武天皇は、辺境を防衛する兵士以外は、すべて廃止させました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (兵士廃止の理由)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
180	81	下14-15	桓武天皇は、長年の懸案だった蝦夷征伐でも成果をあげました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「蝦夷征伐」)	3-(3)				
181	82	図	平安京 見取図	生徒にとって理解し難い図である。 (大内裏の位置, 条坊の形状)	3-(3)				
182	82	図	平安京 見取図	誤記である。 (図中の「平安京」「一北大路」「大辻大路」)	3-(2)				
183	83	表	「天台宗と真言宗」中, 「金剛峰寺」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (83ページ上段10行目には「金剛峯寺」とある。)	3-(3)				
184	84	上12-13	これまで、天皇が子供や女性るとき、あるいは病気るときに、天皇の役割を担う摂政が置かれてきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂政が常置されていたかのように誤解する。)	3-(3)				
185	84	下5-7	そこで光孝天皇は、関白という新しい役職を作り、政治は関白に一任することにしたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「一任」)	3-(3)				
186	85	上13-14	遣唐使が廃止されると、国風文化が発達しました。 96ページ囲み「古代のまとめ」の「文化」中, 「遣唐使の派遣が中止された	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣唐使「廃止」と国風文化発達との関係)	3-(3)				
			ことから、…栄えた日本特有の文化」も同様。						
187	85	上14-16	宮廷では建設や服装まで、国風のもの好まれるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「建設」)	3-(3)				
188	85	上16-17	貴族の間では和歌よりも漢詩が好まれる傾向がありましたが、それも変化します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (貴族にとっての漢詩の意味)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
189	85	下14-15	世界最古のSF作品ともいわれる『竹取物語』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「世界最古のSF作品」)	3-(3)				
190	85	下16-18	『日本書紀』に続いて『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』が編纂されたのもこの時代です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (六国史の編纂時期)	3-(3)				
191	86	上9-12	安定した摂関政治が続くと、政治はしだいに腐敗していきました。それに対して朝廷は、天皇の親政、上皇の院政の二つの段階を踏んで政治の実権を取り戻していきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇と摂関政治との関係)	3-(3)				
192	86	上15-下11	奈良時代に墾田永年私財法を定めたことで、貴族や寺院などの有力者らは、農民を使って開墾に励み、私有地を広げていきました。…こうして、徐々に政治体制は腐敗し、公地公民制は崩れ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (私有地の拡大と政治体制の腐敗との関係、及び政治体制の腐敗と公地公民制の崩壊との関係)	3-(3)				
			ていきました。						
193	86	上17	輪祖田と不輪祖田 86ページ下段1行目、3行目、8-9行目も同様。	誤記である。 (「祖」)	3-(2)				
194	86	下13-15	藤原氏を中心とする貴族らが荘園を大量に所有して、贅沢な暮らしをするようになり、政治を顧みなくなっていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治期の政治の実態)	3-(3)				
195	87	囲み上5-7	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「むしろ歴史的に天皇は軍を持たない存在だったのです。」 87ページ囲み中段14-16行目「御所内	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇を警護する兵士がいなかったかのように誤解する。)	3-(3)				
			には兵を駐屯させる施設ですら存在しません。京都御所はまったくの丸腰なのです。」も同様。						
196	87	囲み中3-8	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「そのことが視覚的によく分かるのが、京都御所のたたずまいです。…平安時代から明治初期までの一〇〇〇年以上、機能してきた京都御所こそが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (京都御所の位置及び「機能」の意味)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			本来の皇居の姿といえます。」			
197	87	囲み中 8-下3	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「その京都御所にはお堀がありません。…京都御所は設計の段階から、敵が攻めてくることなど考慮していませんでした。…民衆の蜂起に怯えるよ	生徒にとって理解し難い表現である。 (「設計」時の状況を勘案せずに断定しており、理解し難い。)	3-(3)	
			うな事態も起きたことはありません。」			
198	87	囲み中 12	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「天守閣」	表記が不統一である。 (180ページ下段2行目「天守」)	3-(4)	
199	87	囲み下 3-5	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「京都御所の前身である平城京や藤原京、そしてそれ以前の都でも同じでした。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (京都御所と平城京・藤原京及びそれ以前の都との関係)	3-(3)	
200	88	囲み上 2-13	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「天皇や皇族が攻撃の対象となり、また皇居の周辺で戦闘が行われた例はあります。…やはり天皇を殺害し、または王朝を倒すためのものではありませんでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇殺害の例がなかったかのように誤解する。)	3-(3)	
			ませんでした。」			
201	88	囲み上 6	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「承久の変」 98ページ年表中1221年の項、102ページ上段5行目、103ページ上段7行目、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			135ページ下段2行目、141ページ年表中1221年の項、374ページ図10囲み「鎌倉時代の東国」中の「1225承久の変後」、375ページ図11のタイトル「承久の変 承久3年(1221)」、凡例中の			
			「承久の変後の新地頭」及び囲みタイトル「承久の変の結果」、376ページ図14グラフ中の「承久の変後」も同様。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
202	88	囲み下 2-5	「京都御所にはなぜお堀がないのか」中、「日本では歴史上、天皇と国民の利害が対立したことはなく、敵対関係になったこともありません。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (歴史上の「国民」)	3-(3)				
203	88	下3- 6	十世紀中頃には、摂関政治への不満から、北関東では平将門が、瀬戸内では藤原純友がそれぞれ武士団を率いて反乱を起こしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治への不満が反乱の原因であったかのように誤解する。)	3-(3)				
204	89	下3- 4	後三条天皇は藤原氏と縁戚関係にありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後三条天皇と藤原氏との関係)	3-(3)				
205	89	下7- 13	後三条天皇は…院政を行うことによって、摂政や関白の力を抑えようとした。…しかしその前に崩御となり、そのあとの第七十二代白河天皇（後に上皇）が、先帝の意志を継いで院政を	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政開始の経緯)	3-(3)				
			始めました。						
206	89	下15 -17	摂関政治が天皇の母方の祖父（藤原氏）が実権を握るのに対して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (摂関政治における天皇と藤原氏との関係)	3-(3)				
207	89 - 90	下17 -上1	院政は天皇の父方の祖父（上皇）が実権を握ります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政における天皇と上皇との関係)	3-(3)				
208	90	下2	白河上皇は平氏の一族を北面の武士として重用し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平氏の一族」と「北面の武士」との関係)	3-(3)				
209	90	下10 -12	平治の乱は、…後白河天皇について武士の勢力争いにより起きた争乱で、平清盛が源義朝を破りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平治の乱の原因)	3-(3)				
210	90	図説明	腐敗政治の横行を受けて、朝廷が権力を取り戻すために、天皇と摂関家のつながりから抜け出た政治機構を構築する必要があった。そして、上皇とその近臣から成る院政をすることでそれを	生徒にとって理解し難い表現である。 (院政の成立した経緯、及び図との関係)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			実現した。			
211	91	下1-8	清盛は後白河上皇の院政を停止させると、…贅沢な暮らしをするようになりました。これに不満を抱いた以仁王…の平氏追討の令旨…に呼応して源頼政が挙兵しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院政の停止と「贅沢な暮らし」との関係、清盛の「贅沢な暮らし」と以仁王の挙兵との関係、及び以仁王と源頼政との関係)	3-(3)	
212	91	表	タイトル「保元の乱と平治の乱の勢力図」	生徒にとって理解し難い表現である。 (図とすることは理解し難い。)	3-(3)	
213	91	表	「保元の乱」中、「藤原忠道」	誤記である。 (「忠道」)	3-(2)	
214	91 - 92	下16 - 上15	「文献史料 以仁王の令旨」(全体)	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
215	91 - 92	下18 - 上8	「文献史料 以仁王の令旨」中、「平清盛とその一族ら、反逆の輩の追討に早く応じること。以仁王の勅を奉じ、次のように称する。…日本全国を攻略し、天皇、上皇を幽閉し、…諸寺の高	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「応じること」「以仁王の勅を奉じ、次のように称する」「攻略」「天皇、上皇」「取り込んで」)	3-(3)	
			僧を取り込んで修学の僧徒を禁獄し、」			
216	92	下4-5	第一章で扱った「神代・原始」を含めて古代とする分類方法もありますので注意してください。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)」		
217	92	下16 - 17	平氏が滅亡して鎌倉幕府が成立したことで、朝廷から政治権力が切り離されます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉幕府の成立により、朝廷が政治権力を失ったかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
218	93	上2-4	古代は、古墳時代、飛鳥時代、奈良時代、平安時代の四つに区分されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「古代」が、章名であることが分からない。)	3-(3)	
219	93	表	表中、「神功皇后」	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
				付かせるよう留意すること。)		
220	94	表	年表中、「始皇帝による中華統一(BC221)」 94ページ年表中の「隋が中華を統一(589)」, 「唐が中華を統一(618)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称と誤解する。)	3-(3)	
			」, 95ページ年表中の「宋が中華を統一(960)」, 142ページ年表中の「明が中華を統一(1368)」も同様。			
221	94	表	年表中、「イエス・キリストが誕生(?)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「誕生(?)」では、生年についての疑問符であることが分からない。)	3-(3)	
222	94	表	年表中、「イスラム教が起こる(610)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (イスラム教の発生について年代を確定できるように誤解する。)	3-(3)	
223	95	表	年表中、「1051 平等院鳳凰堂が完成」	不正確である。 (完成の年代)	3-(1)	
224	95	表	年表中、「1075 法然が浄土宗を開く」	不正確である。 (年代)	3-(1)	
225	95	表	年表中、「1160 平治の乱」	不正確である。 (年代)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
226	99	下3-4	頼朝は平泉に派兵し、奥州藤原氏とともに義経を討ちました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (頼朝が奥州藤原氏を討つまでの過程)	3-(3)				
227	99	下5-7	建久三年（一一九二）、…後鳥羽天皇が頼朝を征夷大將軍に任命し、政権を委任しました。ここに鎌倉幕府が成立し、武家政権が誕生しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (鎌倉幕府の成立過程)	3-(3)				
			98ページ年表中、「一一九二 源頼朝が…鎌倉に幕府を開く」、141ページ年表中、「1192 鎌倉幕府の成立」も同様。						
228	99	下6	政権を委任しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政権の状況)	3-(3)				
229	99	下14-15	頼朝は朝廷から下賜された東国の広大な土地を活用して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (土地に関する、頼朝と朝廷との関係)	3-(3)				
230	99	下14-16	頼朝は…東国の広大な土地を活用して、将軍と御家人の間に御恩と奉公に代表される強い主従関係を結びました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「東国の広大な土地」と「主従関係」との関係)	3-(3)				
231	100	上2-4	鎌倉幕府は約一五〇年間続く長期政権になります。	相互に矛盾している。 (116ページ上段7行目「約一四〇年続いた鎌倉幕府は滅びました。」)	3-(1)				
232	100	図	「鎌倉幕府の仕組み」中、「朝廷監視」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (京都守護の役割)	3-(3)				
233	100	図	「御恩と奉公」中、二つの矢印の向き	生徒にとって理解し難い図である。 (御家人から将軍に向けられた御恩を示す矢印、及び将軍から御家人に向けられた奉公を示す矢印)	3-(3)				
234	101	図	「源氏・北条氏系図」中、源氏の系図	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藤原姓の人物)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
235	102	上1-4	北条氏は…執権の地位を代々独占していくこととなります。これが執権政治です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (105ページ下段7-8行目「合議制だったこれまでの執権政治から、北条得宗家による専制政治に移行します。」に照らして、執権政治について誤解する。)	3-(3)	
				)		
236	102	上6-10	武家政権が成立したこと自体、朝廷にとっては由々しきことでした。…幕府に対抗するために新たに西面の武士を設置するなどして朝廷の実力を回復させることに注力していきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「西面の武士を設置する」経緯と目的)	3-(3)	
237	102	下4	『吾妻鑑』 102ページ下段7行目、103ページ下段6行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (111ページ下段13行目「『吾妻鑑』」に照らして、誤解する。)	3-(3)	
238	102	下5	涙ながらの大演説	不正確である。 (『吾妻鑑』と『承久記』の記述)	3-(1)	
239	103	上9-10	後堀川天皇	誤記である。 (「後堀川」)	3-(2)	
240	103	下2-3	幕府は朝廷を監視するため京都に六波羅探題を置き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (六波羅探題設置の主たる目的)	3-(3)	
241	104	上7-8	幸の嚴重なる事も侍らんに参りあへらば、	不正確である。 (「幸」)	3-(1)	
242	104	上13	弦(げん)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
243	105	上13-14	鎌倉時代の武家社会では、女性も男性と同様に領地を与えられ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (女性への領地分配について「男性と同様に領地を与えられ」では誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
244	105	下6-9	これを宝治合戦といいます。これにより、…北条得宗家による専制政治に移行します。これを得宗政治といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗政治への移行時期)	3-(3)				
245	106	下15-17	布の原料の麻、蚕を育てる桑、…多くの種類の作物が栽培されるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (麻・桑の栽培開始時期)	3-(3)				
246	107	上17-18	同業者たちが集団となり座を結成し、寺社や公家を本拠地として、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「本拠地」)	3-(3)				
247	107-110	下1-10	「ホ 蒙古襲来と亀山上皇の祈り」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Bの(2)のAの(ア)「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。」)	2-(1)				
248	107-110	下1-10	「ホ 蒙古襲来と亀山上皇の祈り」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること	2-(1)				
				。」)					
249	107	下10-11	高麗はフビライを焚きつけ、元は日本にも服従を要求しました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高麗が日本に対する元の服属要求の直接的原因であったかのように誤解する。)	3-(3)				
250	108	上2	対馬守の宗助国	不正確である。 (「対馬守」)	3-(1)				
251	108	上4	壱岐守の平景隆	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「壱岐守」)	3-(3)				
252	109	図説明 右下6-7	巻末には次のような家訓が記されている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「家訓」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
253	109	図説明 右下8	およそ皆勤に預かった者は百二十余人あったが、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「皆勤」)	3-(3)	
254	111	上8-9	北条氏の権力は元寇での全国的な軍事動員によりさらに強まりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北条氏が「全国的な軍事動員」を行ったかのように誤解する。)	3-(3)	
255	111	上9-10	得宗家の家臣である御内人が幕政を主導するようになり(得宗専制政治)、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (得宗専制政治の意味)	3-(3)	
256	111	下9-10	二人の合作となる東大寺南大門金剛力士像が有名です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南大門金剛力士像の制作者)	3-(3)	
257	112	表	「主な鎌倉仏教」中、「只管打座」	表記が不統一である。 (113ページ下段6行目「只管打坐」)	3-(4)	
258	115	上6	後醍醐天皇の討幕運動と建武の中興	表記が不統一である。 (115ページ下段11行目、15行目、18行目、116ページ上段12行目には「倒幕」とある。)	3-(4)	
259	115	上6	建武の中興 116ページ上段11行目「建武の中興(建武の新政)」, 同ページ下段13行目「建武の中興」, 142ページ年表中	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (98ページ年表中1334年の項「建武の新政が始まる」に照らして, 一般的な名称と誤解する。)	3-(3)	
			1333年の項「後醍醐天皇が鎌倉幕府を滅ぼし、天皇親政を再開(建武の中興)」, 377ページ図タイトル「㊦建武の中興のときの戦い」も同様。			
260	115	下6-8	皇位継承のたびに幕府が主導権を握ることになりました。幕府が皇位継承の順序を決定する権限を持ったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「主導権」と「決定する権限」との関係)	3-(3)	
261	115	下9-11	後醍醐天皇は保元の乱以来、朝廷から切り離されていた政治権力を取り戻すため、倒幕を計画しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (保元の乱以降、朝廷が政治権力を失っていたかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
262	116	上14-15	足利尊氏は征夷大將軍の地位を求めましたが、天皇は護良親王を將軍に任じました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (護良親王が征夷大將軍となった経緯)	3-(3)				
263	116	上10	年号を建武と改元したことから、	誤植である。 (「改元したした」)	3-(2)				
264	116	下4-6	尊氏は…後醍醐天皇の討伐を命じる光厳上皇の院宣を携えて兵を募り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (院宣の内容)	3-(3)				
265	117	下10	軍を補佐する管領	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領の職務)	3-(3)				
266	117	下12-13	鎌倉幕府のような御恩と奉公により將軍と武士たちが強く結束することはなく、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「御恩と奉公」と「將軍と武士たち」との関係)	3-(3)				
267	118	上1-2	各地の守護たちは荘園や公領を自らの土地に組み入れ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (118ページ下段1行目「荘園や公領は事実上、守護の所領となり、」との関係)	3-(3)				
268	119	図	「室町幕府の仕組み」中、「奉公衆」の説明	生徒にとって理解し難い表現である。 (「將軍直轄」)	3-(3)				
269	119	図	「室町幕府の仕組み」中、「[中央]」と「鎌倉府」を結ぶ実線	生徒にとって理解し難い図である。 (中央と鎌倉府との関係)	3-(3)				
270	120	図	「天皇権の盛衰」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (「権力」と「権威」の欄の、グラフの示す内容が理解し難い。)	3-(3)				
271	120	図	「天皇権の盛衰」中、「一六〇〇 徳川幕府の成立」	不正確である。 (年代)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
272	120	図	「天皇の盛衰」中、「一一八五 鎌倉幕府の成立」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (鎌倉幕府の成立)	3-(3)				
273	121	上1-2	西園寺寧氏を口説き、	誤植である。  (「寧氏」)	3-(2)				
274	121	上4-7	讓国者に見立てられた人物は上皇でないばかりか、皇族でもなく、天皇の臣下が天皇を任命するという離れ業をやったのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (広義門院藤原寧子の立場)	3-(3)				
275	121	上19-下1	第九九代後龜山天皇	表記が不統一である。  (115ページ下段9行目「第九十六代後醍醐天皇」などに照らして、代数の表記が統一されていない。)	3-(4)				
276	121	下5-14	後円融院（北朝第五代天皇）が崩御となると、上皇の権限は義満が掌握することとなり、…天皇に残された権限は、将軍を任命することただ一点になってしまったのです。朝廷は足利将軍の	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (将軍と天皇との関係)	3-(3)				
			正当性を示すための道具のような扱いを受けるようになりました。						
277	121-123	下17-上5	権力の頂点を極めた義満は、次男の義嗣を天皇に即位させようとしていました。…義満は病に倒れ、数日のうちに死にました。義満の皇位篡奪の野望はおのずと打ち砕かれたのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (足利義満の「皇位篡奪」に関する学説状況)	3-(3)				
278	122	図説明	「室町第（花の御所）」中、「三代将軍・足利義満が崇光上皇の御所跡に建てた足利家の邸宅で、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (義満が図に描かれた建物を建てたかのように誤解する。)	3-(3)				
279	122	図説明	「室町第（花の御所）」中、「（上杉本陶版）『洛中洛外図』」	不正確である。  (「陶版」)	3-(1)				
280	122	図	タイトル「後龜山天皇（1249～1305）」	不正確である。  (生没年)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
281	123	上1- 2	公卿の記録には義嗣のことを「若宮」と記していて、皇族になることが予定されていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「皇族になることが予定されていました」)	3-(3)	
282	123	上11 -15	十四世紀前後から朝鮮半島や中国大陸沿岸部では、…倭寇には日本人も含まれていましたが、明国人や朝鮮人が多くを占めていて、日本人の割合はわずかでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本人の割合)	3-(3)	
283	123	上16 -下2	明は我が国に朝貢と倭寇の取り締まりを求め、南朝の懐良親王に使節を幾度も送ってきました 123ページ下段9-10行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明の外交交渉の相手)	3-(3)	
284	123	下5- 6	勘合と呼ばれる合い札	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「合い札」では誤解する。)	3-(3)	
285	123 - 124	下13 -上1	懐良親王は朝貢を拒絶し、皇帝への返書も渡しませんでした。…親王からの書簡を受け取った洪武帝は…兵を送らなかったと記録されています。	不正確である。 (懐良親王が明から冊封されている事実を踏まえていない。)	3-(1)	
286	124	上2- 8	なりふりかまわず明に通交を求めたのは将軍・義満でした。…義満は天皇から将軍に任命されているにもかかわらず、しかも朝廷の許可も得ずに、応永八年(一四〇一)、明の皇帝に臣下となる旨を申し出て、王の称号を求めました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1401年時点の義満の身分)	3-(3)	
287	124	上10 -12	義満は「日本国王臣源道義」(道義は義満の法号)と明記した上表文を送って	不正確である。 (上表文での義満の署名)	3-(1)	
288	124	上17 -19	足利義持は…日明貿易を廃止しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日明貿易に対する足利義持の行動)	3-(3)	
289	124	下7	蒔絵を輸出しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (輸出品目)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
290	125	下9-15	琉球の人々の由来について…源為朝が琉球に現れ、その子が琉球王家の始祖・舜天（初代中山王）だということです。真偽は不明ですが、…興味深いことです。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」)					
291	126	上16-17	琉球国 125ページ下段10行目、14行目、243ページ上段10行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
292	126	上7	北里大学 (きたざとだいがく)	誤りである。  (ルビ)	3-(1)				
293	126	下11	流歌	誤植である。  (「流」)	3-(2)				
294	127	下13-15	四代将軍・足利義持と五代将軍・足利義量とともに後継者を指名せずに死亡したため、六代将軍はくじ引きによって足利義教が選ばれました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (義量の死に伴ってくじ引きが行われたかのように誤解する。)	3-(3)				
295	127	上4-6	蝦夷地の渡島半島のアイヌ人が津軽 (青森県) の十三湊を往来して津軽人たちと交易するようになりました。  127ページ上段7行目、9行目の「津軽	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (アイヌ人・和人と並ぶものとして津軽人が存在していたかのように誤解する。)	3-(3)				
			人」も同様。						
296	127	上6-9	狩猟を主とするアイヌ人と、農耕を主とする津軽人の中で物々交換をしたのです。アイヌ人からは…買い受け、また津軽人は…譲り渡しました。	生徒にとって理解し難い表現である。  (物々交換の方法)	3-(3)				
297	127	下2-10	正長元年 (一四二八)、最初の土一揆が起きました。…幕府は土一揆の要求に押され、土地の返却や借金の帳消しを認める徳政令をたびたび出しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (正長元年にも幕府が徳政令を出したかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
298	128	下8	禁裏御料や公家の所領の多くが剥奪され、	生徒にとって理解し難い表現である。 (166ページ上段3-4行目「朝廷の御料地（領地）も下剋上の風潮の影響で減っていきました。」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
299	128	下17-18	幕府が事実上の機能を停止したため幕府に頼れるものは何もなくなり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (応仁の乱後の室町幕府の実態について誤解する。)	3-(3)				
300	129	上2-5	山城国一揆では、…守護大名の北畠氏を追放して	誤りである。 (「北畠氏」)	3-(1)				
301	129	表	「応仁の乱の対立関係」(全体)	生徒にとって理解し難い表である。 (対立関係の時点が明示されておらず理解し難い。)	3-(3)				
302	129-132	下12-上2	「ト 破綻した朝廷の財政」(全体)	題材の選択が具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)				
303	130	下11	主紀(ぬしき)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
304	134	下16	上杉憲実が足利学校を創設しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (上杉憲実が足利学校を創設したかのように誤解する。)	3-(3)				
305	135	上10-11	盆踊りや節分・七夕の行事…もこのころ生まれたものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「節分・七夕の行事」が「生まれた」時期)	3-(3)				
306	135	上16-17	第三章では、…室町幕府が滅亡するまでを扱いました。 135ページ下段12-14行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (第三章の内容に含まれていない。)	3-(3)				
307	135	下1-2	鎌倉幕府が成立した直後は、まだ幕府の支配は西日本には及んでいませんでしたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (99ページ上段14行目-下段1行目には「頼朝は全国の武士を掌握しようとした」、同ページ下段12-13行目には「九州には鎮西奉行を…置きました」と	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				ある。)					
308	135	下2-4	承久の変によって幕府の権力が拡大し、朝廷から政治権力が切り離されることになりました。	相互に矛盾している。 (92ページ下段16-17行目「平氏が滅亡して鎌倉幕府が成立したことで、朝廷から政治権力が切り離されます。」)	3-(1)				
309	138	表	年表中、「健保7(1219)年」	誤記である。 (「健保」)	3-(2)				
310	138	表	年表中、「源頼義が京都の石清水八幡宮を移して建てる」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「移して建てる」)	3-(3)				
311	139	表	年表中、「12月 天長祭」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開催月)	3-(3)				
312	141	表	年表中、「1253 日蓮が法華宗を開く」	生徒にとって理解し難い表現である。 (113ページ下段1行目「日蓮は日蓮宗の開祖となり、」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
313	141	表	年表中、「1297 永仁の徳政令 元寇に出征した御家人らの困窮を救済」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (徳政令の説明)	3-(3)				
314	142	表	年表中、「1392 南北線が統一」	誤植である。 (「南北線」)	3-(2)				
315	142	表	年表中、「1392 能や狂言」 223ページ年表中、「1573 茶の湯」 224ページ年表中、「1612 人形浄瑠璃」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (1392年の事象として「能や狂言」という記述のみでは理解し難い。)	3-(3)				
316	145-162		「承久の変」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Bの(2)のイのイ)「中世の日本を大観して…表現すること。」の次には内容Bの(3)「近世の	2-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				日本」が続くが、本申請図書は、143ページの「中世のまとめ」と163ページの「第四章 近世」との間に挿入ページがある。）		
317	164		「政治」中、「幕府の政治は、後の明治政府の政治と比べてはたして劣ったものだったのでしょうか」	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世学習の課題設定として、未学習の内容と比較した価値評価を求めるのは理解し難い。)	3-(3)	
318	164	表	年表中、「一六一五 三代将軍・家光が武家諸法度を制定する」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代と発布者との関係)	3-(3)	
319	165 - 166	上2- 上4	「イ 戦国大名の登場」(全体) 165ページ上段1行目のタイトル「一戦国時代」、218ページ上段17行目「第四章は、戦国時代と江戸時代を扱い	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うように	2-(1)	
			ました。」も同様。	すること。)」		
320	165	上4- 5	身分を問わず実力のある者が国を支配する	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦国大名の登場について誤解する。)	3-(3)	
321	165	上6- 8	彼らは朝廷の信任を得ることによって、全国の支配権を獲得しようと争うようになります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦国大名の性格)	3-(3)	
322	165	図	戦国大名と分国支配・分国法	生徒にとって理解し難い図である。 (武田信玄・今川義元・北条氏康それぞれの分国支配を示す塗色)	3-(3)	
323	165	図	「戦国大名と分国支配・分国法」中、「朝倉義景(朝倉孝景条々)」及び「今川義元(今川仮名目録)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (義景が朝倉孝景条々を定めたかのように、また義元が今川仮名目録を定めたかのように、誤解する。)	3-(3)	
324	168	上12- 13	偶然にアメリカ大陸を発見しました。 223ページ年表中の「コロンブスがアメリカ大陸を発見(1492)」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発見」されるまでアメリカ大陸が存在していなかったかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
325	168	上13 -14	アメリカ大陸に到達したスペイン人は武力によって先住民族を滅ぼし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン人が先住民族を「滅ぼし」たかのように誤解する。)	3-(3)				
326	168	上17 -下1	この十五世紀後半の海洋進出と植民地拡大の時代をヨーロッパでは大航海時代といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヨーロッパで大航海時代とっているかのように誤解する。)	3-(3)				
327	168	下2- 5	一四九四年、スペインとポルトガルはトルデシリャス条約を結びました。これは…両国が世界を二分して支配し、互いの領土を認め合うというものです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルデシリャス条約の説明)	3-(3)				
328	168	下8- 9	台湾はフェリペ二世の名のもとにスペインに支配されていきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (台湾がスペインに支配されたかのように誤解する。)	3-(3)				
329	168	下10 -11	考えよう 「出雲の国譲り」と比べてみよう	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)				
				付かせるよう留意すること。)」)					
330	170	下1- 2	キリシタン大名はキリスト教を保護するとともに領地をイエズス会に寄進しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (キリシタン大名と寄進との関係)	3-(3)				
331	170	下4- 6	スペインやポルトガルのアジア進出は日本にも伝わっていました。そのため、一刻も早く天下を統一する必要が出てきました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン・ポルトガルの動きと天下統一との関係)	3-(3)				
332	171	図説明	「南蛮人渡来図(右隻)」中、「支那の生糸や絹」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (170ページ上段11行目「生糸、絹織物などの中国の品物」に照らして、一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
333	172	上1	大坂本願寺 173ページ下段7行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
334	174	図説明 右1	大東亜戦争 228ページ年表1941年の項，289ページ 図説明右段2行目，295ページ下段12行 目，312ページ上段11行目，340ページ	生徒にとって理解し難い表現である。 (広く普及している名称との関係)	3-(3)				
			囲み上段9行目，中段8行目も同様。						
335	175	上2- 5	天正十三年（一五八五）、秀吉は…惣 無事令を発令して大名間の私闘を禁じ ました。これにより、…戦国時代は終 わりを告げました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (惣無事令「発令」の効果)	3-(3)				
336	175	上14	天瑞院を人質として浜松城に差し出す 意思を示した	誤りである。 (「浜松城」)	3-(1)				
337	176	表	「信長の天下統一事業」中，「天正10 年（1582）3月 本能寺の変」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3月」)	3-(3)				
338	177	上1	岩見（島根県）	誤植である。 (「岩見」)	3-(2)				
339	177	上12	秀吉は刀狩令を出して、戦争を禁止し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (刀狩令の目的)	3-(3)				
340	178	囲み下 1-4	「明の滅亡を早めた文禄・慶長の役」 中，「明は朝鮮に出兵したことで東部 方面が手薄になり、女真の統一を許し たため、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明の朝鮮出兵と女真統一との関係)	3-(3)				
341	179	上1- 5	秀吉は、北京を陥落させたら、北京に 遷都する計画でした。…これを止めた のが正親町上皇でした。朝鮮半島へ渡 航する予定だった秀吉に、渡海論止の 勅書を発したのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勅書の発布者)	3-(3)				
342	180	図説明	浴中浴外図屏風…狩野永徳筆	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (作品名及び作者)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
343	183	下3-4	大名の領地とその統制を藩といい、	生徒にとって理解し難い表現である。 (藩の定義)	3-(3)	
344	186	上15-17	スペインとポルトガルの来航を禁止しました。この結果、朱印船貿易も停止されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スペイン・ポルトガルの来航禁止と朱印船貿易停止との関係)	3-(3)	
345	186	下1-7	キリシタンを見つけ出すための絵踏みをはじめとした厳しい弾圧に抵抗したのは、キリシタンの多かった九州の島原と天草地方の百姓とキリシタン教信者の百姓でした。…島原・天草一揆が起	生徒にとって理解し難い表現である。 (「キリシタン教信者の百姓」以外に区別して記述される「島原と天草地方の百姓」が一揆に加わった理由が理解し難い。)	3-(3)	
			こりました。			
346	186	下7-9	幕府は大軍を送り、三カ月かけてこれを鎮圧すると、…宗門改を強化しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (宗門改が島原・天草一揆以前から行なわれていたかのように誤解する。)	3-(3)	
347	186	下10-13	島原・天草一揆では、キリシタン教徒たちが寺社に放火し、僧侶を殺害しました。江戸幕府が、布教のためにこのような残虐な行為に及ぶキリシタン教徒たちに危機感を抱いたのも無理はありま	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江戸幕府がキリシタン教徒に「危機感を抱いた」理由)	3-(3)	
			せんでした。			
348	187	下2	日本に渡海するとき、	不正確である。 (「日本に」)	3-(1)	
349	187	下4	異議なく	不正確である。 (「異議」)	3-(1)	
350	188-191	上1-上4	「ハ 鎖国下の対外窓口」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(3)のウの「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
				易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」)					
351	188	上2- 下1	慶長七年（一六〇二）に、難破した琉球船が仙台藩に漂着する事件が起きました。…（文献史料「島津氏から尚氏への最後通牒」参照）。	題材の選択が具体の事項に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)				
			190ページ下段7行目-191ページ上段4行目も同様。						
352	188	上10- 11	幕府から薩摩藩に琉球征伐の命令が下りました。 240ページ下段12行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「征伐」）	3-(3)				
353	188	下2- 4	慶長十四年（一六〇九）、薩摩藩は琉球に出兵して薩摩の附属国としました。 240ページ下段13行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （「附属国」）	3-(3)				
354	188	下8- 9	日本列島に一〇〇ほどの小国が分立していた三世紀初頭	生徒にとって理解し難い表現である。 （36ページ上段14-15行目「紀元前一世紀ごろの日本は、一〇〇以上の小国が分立していて、」に照らして、理解し難い。）	3-(3)				
355	188	下10- 12	江戸時代になって琉球が薩摩に組み込まれたことにより、日本の統一が完成したといえます。	生徒にとって理解し難い表現である。 （240ページ上段17-18行目「中央集権国家を目指す新政府は、蝦夷地や琉球についても、同様に中央集権に組み込みました。」との相互関係）	3-(3)				
356	188	下13	蝦夷地は松前藩が領地とし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （蝦夷地と松前藩との関係）	3-(3)				
357	190	上8- 9	松前藩の商人が交易の大部分を請け負うようになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「松前藩の商人」）	3-(3)				
358	190	上13- 14	九州の出島では、キリスト教を布教しない清国とオランダのみは貿易が許可されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （出島で清国との貿易が行われたかのように誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
359	190	上14-16	幕府はオランダに「オランダ風説書」を提出させ海外の情報を得ていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「オランダ風説書」を提出した主体)	3-(3)				
360	191	下1-3	人々の暮らしを豊かにした綱吉の治世を、その功績を讃えて天和の治といます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天和の治」の時期)	3-(3)				
361	191	下6	正徳(せいとく)の治	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
362	191	下18-19	屏風や蒔絵などに…装飾画を描きました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (装飾画を描く対象物)	3-(3)				
363	192	下2-3	朱熹によって再構築された朱子学	生徒にとって理解し難い表現である。 (朱熹が朱子学を2回構築したかのように理解し難い。)	3-(3)				
364	192	下3-4	林羅山を重用して、これを幕府の正学としました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (正学とした時期)	3-(3)				
365	192	下16-17	大塩平八郎や吉田松陰は陽明学の教科書を書きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (元禄時代の出来事と誤解する。)	3-(3)				
366	192	下18-19	『論語』などの経典(きょうてん)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)				
367	195	上12-13	それまで禁止されていた洋書の輸入制限も緩和され、 200ページ上段17行目-201ページ上段1行目「徳川吉宗は…洋書の輸入を許し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「洋書」)	3-(3)				
			たため、」も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
368	196	上4	安永元年(一七七二)に徳川吉宗が將軍を退くと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代)	3-(3)	
369	196	下14-19	湯島(東京都)に幕府直轄の昌平坂学問所を作って朱子学を学ばせ、…しかし、…朱子学以外の学問を禁じる寛政異学の禁を発令して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
370	196	下18-19	昌平坂での朱子学以外の学問を禁じる寛政異学の禁を発令して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朱子学以外の学問を禁じる範囲)	3-(3)	
371	198	上7-11	当時の総人口の八割以上を占めていたのは百姓でした。彼らは農地を持ち年貢を納める本百姓と、農地を持たない水呑百姓などに分かれていて、…農民には年貢を藩や幕府に納め、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「百姓」と「農民」との関係)	3-(3)	
372	198	上9-10	村の有力者は名主・組頭・村方三役といった役に就き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (名主・組頭と村方三役との関係)	3-(3)	
373	198	上11-13	農民には年貢を藩や幕府に納め、幕府や藩は五人組を作り年貢の納入に連帯責任を取らせました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (年貢納入をめぐる「農民」と幕府・藩との関係)	3-(3)	
374	198	上15-16	このなかで百姓や町人に組み入れられなかった一部の人々はえた・ひにんと呼ばれる被差別階級とされ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「被差別階級」と197ページ下段7行目のタイトル「ト身分制社会」との関係)	3-(3)	
375	200	上4-5	打ちこわしなどの実力行動をとまうと百姓一揆といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (127ページ下段3行目「ある目的のために団結して行動することを一揆といい、」に照らして、百姓一揆と打ちこわしとの関係を誤解する。)	3-(3)	
376	200	上13-16	宣長は…「漢心(からごころ)」を排し「真心(やまごころ)」の重要性を説いています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (通常の読み方とは異なるため、「真心(やまごころ)」では理解し難い。)	3-(3)	
377	201	囲み	「真の勉強とは」(全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。 (200-201ページの主たる記述に対応した内容になっていない。)	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
378	201	上4	平賀源内はエレキテルを発明し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平賀源内がエレキテルを「発明」したかのように誤解する。)	3-(3)				
379	202 - 218	下1- 上16	「ル イギリス革命とアメリカ独立戦争」「ヲ 啓蒙思想とフランス革命」「ワ イギリス産業革命と資本主義」「カ 欧米諸国の世界進出」「タ ペリー来航と開国」「レ 幕府の衰退と	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Cの(1)「近代の日本と世界」のAの(ア)の「欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸	2-(1)				
			大政奉還」(全体)  222ページ囲み「幕末新聞」も同様。	国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。」及び(イ)の「開国とその影響…を基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。」)					
380	203	上16 - 下2	十八世紀に入ると、すべての人は生まれながらに自由・平等であり、そうした基本的人権を尊重する公正な社会を作ろうとする啓蒙思想が盛んになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (啓蒙思想の説明)	3-(3)				
381	208	下2- 12	一八五七年、…インド大反乱を起こしました。しかしイギリスはこれを鎮圧すると…アジアへの進出を加速させました…やがて江戸時代には、幕府が許したオランダ以外の国々の船が日本の	生徒にとって理解し難い表現である。  (時系列)	3-(3)				
			周囲にも姿を現すようになります。十八世紀末から日本の沿岸には、ロシア、イギリス、アメリカなどの外国船が頻繁に現れるようになりました。						
382	208	下12 - 14	特にロシアの使節レザノフは日本人漂流民の大黒屋光太夫らをともなって来航し、彼らの返還を口実に通商を求めました。	誤りである。  (大黒屋光太夫らをともなって来航した使節)	3-(1)				
383	209	図	「押し寄せる列強」中、「歯舞諸(群)島」  241ページ図「北方領土、千島列島、樺太の領有」中の「歯舞諸島」、巻末	生徒にとって理解し難い表現である。  (240ページ上段14行目「歯舞群島」に照らして、理解し難い。)	3-(3)				
			資料の図41中の「歯舞諸島」も同様。						
384	211	上15 - 下4	アメリカの東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーは嘉永六年(一八五三)に浦賀(神奈川県)に軍艦四隻で来航すると、…幕府は日米和親条約を結び、下田(静岡県)と箱館(函館、北海	生徒が誤解するおそれのある表現である。  (日米和親条約の締結年及び開港年)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			道)の二港を開きました。			
385	213	上9-12	井伊は朝廷の意向を無視して、日米修好通商条約を締結し、箱館に続いて新たに神奈川（横浜）、新潟、兵庫（神戸）、長崎の四港を開港してしまいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (開港時期)	3-(3)	
386	213	下14-17	井伊は…攘夷派の志士や政敵をも次々と逮捕し処罰しました。このときに処刑された人のなかには梅田雲濱…がいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (梅田雲浜を処刑したかのように誤解する。)	3-(3)	
387	214	上3-5	幕府も井伊の跡を継いだ安藤信正が薩摩藩の島津久光の助言を受けて、孝明天皇の妹である皇女・和宮の降嫁を仰ぎ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (和宮降嫁の経緯)	3-(3)	
388	214	下4	変事（じへん）	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
389	216	下13-14	八一八の政変	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
390	217-218	上18-上5	文久三年（一八六三）に薩英戦争が起きました。…このころに薩摩藩では西郷隆盛や大久保利通らが実権を掌握し、第二次長州征伐の失敗などもあって幕府を見限り、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (薩摩藩が幕府から離反する時期)	3-(3)	
391	218	上8	慶応元年（一八六六）	誤りである。 (「元年」)	3-(1)	
392	219	上17-18	これまで学んできた古代の知識と照らし合わせながら考えることも大切です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (219ページ上段2行目「ここまで、我が国の近世まで学習してきました。」との関係)	3-(3)	
393	220		「たとえば——正倉院展について調べたとき」（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世学習に関わる「フィールド・ワーク」の例として天平文化を扱っているのは、理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受審番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
394	222	囲み	「幕末新聞」中、「ペリーをも驚愕させた明治期の奇跡的な急成長」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ペリーが明治期に生存していたかのように誤解する。)	3-(3)				
395	222	囲み	「幕末新聞」中、見出し「幕臣・阿部正弘、明治維新の礎を築く」、小見出し「安政の改革」及び本文(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (221ページ上段2-5行目「ここまで、我が国の近世について学習してきました。…新聞にまとめてみましょう。」に照らして、学習本文中に記述がない内容のまとめであり、理解し難い。)	3-(3)				
396	223	表	年表中、「1586 羽柴秀吉、後陽成天皇から関白の地位と豊臣姓を賜る」	不正確である。 (173ページ下段13-14行目「正親町天皇から関白の位を授けられ」に照らして、関白の位を賜った年代が正しくない。)	3-(1)				
397	223	表	年表中、「スペインとポルトガルが世界を二分して支配することを認め合う」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルデシリャス条約の性格について誤解する。)	3-(3)				
398	223	表	年表中、「マゼランの一行が世界一周を達成(1519)」	不正確である。 (世界一周達成の年代)	3-(1)				
399	224	表	年表中、「アメリカ独立(1776)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1776年にアメリカ独立が国際的に承認されたかのように誤解する。)	3-(3)				
400	224	表	年表中、「1615 禁中並公家所法度」	誤植である。 (「所法度」)	3-(2)				
401	224	表	年表中、「1671 川村瑞賢が東廻り航路を開く」	誤植である。 (「川村」)	3-(2)				
402	224	表	年表中、「1782 浅間山大噴火」	不正確である。 (年代)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
403	226	囲み	「近世のまとめ」の「文化」中、「Q. ア～オをそれぞれ当てはまる文化に正しく分類しなさい。A. 元禄文化 B. 北山文化」	生徒にとって理解し難い表現である。 (近世のまとめの設問として理解し難い。)	3-(3)	
404	226	囲み	「近世のまとめ」中の「産業」中、「脇街道」	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に記述がない内容のまとめであり、理解し難い。)	3-(3)	
405	227 - 326		「第五章 近代」(全体)	題材の選択が終戦の過程に偏っており、全体として調和がとれていない。	2-(5)	
406	228	表	年表中、「一九一四 第一次世界大戦」 同ページ表「一九三七 支那事変(日中戦争)」「一九四一 大東亜戦争」の項も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ表「一八九四 日清戦争が起こる」に照らして、1年間の出来事であるかのように誤解する。)	3-(3)	
407	228	表	年表中、「一九三七 支那事変(日中戦争)」 283ページ下段10行目、同ページ「課題」、284ページ下段13行目、285ページ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
			ジ下段5行目、286ページ下段3行目、287ページ下段5行目、295ページ下段11行目、312ページ上段10行目、325ページ年表中1937年の項も同様。			
408	228	表	年表中、「八月十五日 ポツダム宣言受諾」	不正確である。 (ポツダム宣言受諾の日付)	3-(1)	
409	229	上9-12	鳥羽伏見の戦いが起き、各地で戦端が開かれ、内戦状態になりました。しかし、慶喜には天皇に背く意思はなく、錦の御旗(天皇を象徴する旗)を見ると、戦闘を放棄しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「各地」と慶喜の関係及び慶喜の行動)	3-(3)	
410	229	下3-5	特に会津藩などの旧幕府軍を構成する奥羽越列藩同盟には多くの死者が出ました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (会津藩と奥羽越列藩同盟との関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
411	229	下7-9	榎本武揚は、そこで独立国の建国を目指して、イギリスなどの諸外国にその地位を認めさせましたが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「イギリスなどの諸外国」の実際の態度)	3-(3)				
412	229	下14	国を二分する内戦を制して新政府が発足し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)				
413	229	下14	新政府が発足し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ上段3-7行目「慶応三年(一八六七)…新たな政府を組織することを宣言しました。新政府は…徳川慶喜は加えられませんでした」との関係)	3-(3)				
414	229	下14-15	新政府が発足し、明治維新と呼ばれる変革が行われていきます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (明治維新の定義)	3-(3)				
415	230	上8-9	慶応四年・明治元年三月十四日	生徒にとって理解し難い表現である。 (元号の二重表記)	3-(3)				
416	231	上7	新政府は士農工商の身分を改めて、 232ページ「明治初期の人口構成」の説明中、「士・農・工・商の身分制度を廃止し、」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (197ページ下段8-9行目「幕府は武士・百姓・町人の身分の区別を進めました。」に照らして、江戸時代の身分制度が理解し難い。)	3-(3)				
417	231	上9-10	氏族の特権である帯刀が禁止されました。	誤記である。 (「氏族」)	3-(2)				
418	231	下11-13	明治六年(一八七三)に徴兵制を定めて、士族に限らず満二十歳の男子に兵役の義務を課しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (満20歳に限られるかのように誤解する。)	3-(3)				
419	231	下15-18	徴兵に反対した農民らの一揆や、税負担が幕府の年貢と変わらないことを不満に思った平民らの一揆などの反発を招きつつも、	生徒にとって理解し難い表現である。 (農民と平民の並記)	3-(3)				
420	232	図	「明治新政府の構成」中、「右院」中の「山形有朋」	誤記である。 (「山形」)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
421	232	図	「明治新政府の構成」中、「司法卿 江藤新平」	誤りである。 (明治4年8月10日時点での司法卿)	3-(1)	
422	233	上15-16	建国以来の道徳的支柱となっていた神道	生徒にとって理解し難い表現である。 (「建国」と「神道」概念との関係)	3-(3)	
423	234	表	「明治初期の年表」中、「解放令交付」 「学制交付」「徴兵令交付」「地租改正条例交付」も同様。	誤記である。 (「交付」)	3-(2)	
424	235	上8-15	岩倉使節団を欧米に派遣しました。…しかし、当時の我が国は憲法などの法整備の不足や、明治天皇の委任状を持参し忘れていたことなどから、条約改正の交渉は受けつけられず、欧米諸国	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (岩倉使節団の当初の目的)	3-(3)	
			の進んだ技術や社会の視察へと目的を変更して			
425	235	上16-17	帰途に欧米諸国に植民地化されたアジア諸国の惨状も視察し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (視察したアジア諸国の中にアメリカ合衆国に植民地化された国も入っていたかのように誤解する。)	3-(3)	
426	239	下1	北里柴三郎(きたざとしばさぶろう)	不正確である。 (「きたざと」)	3-(1)	
427	239	下4-9	また、工学者の宇田新太郎と八木秀次によって共同開発された「八木・宇田アンテナ」は、…原子爆弾投下の際にも用いられました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (236ページ下段3行目のタイトル「ニ 明治時代の文化」と合致しない。)	3-(3)	
			238ページ表「近代学問の発展」中、「工学 宇田新太郎 八木秀次：八木・宇田アンテナの発明(1926)」も同様。			
428	239-244	下10-上7	「ホ 領土確定と朝鮮政策」(全体)	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。  (内容の取扱い(4)のアの「領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れると	1-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
				ともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。）」		
429	239	下10	領土確定 同ページ下段12行目、240ページ下段19行目も同様。	表記が不統一である。 (240ページ下段には「画定」とある。)	3-(4)	
430	239	下14-16	広大な土地を擁する樺太ではなく、ロシアの太平洋進出を阻むように位置する千島列島に重きを置いて、交渉に臨みました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (樺太・千島交換条約締結の意図)	3-(3)	
431	241	図	「北方領土、千島列島、樺太の領有」中、「宗谷海峡(ラベルズ海峡)」	誤記である。 (「ラベルズ」)	3-(2)	
432	242	表	「明治・大正期の北海道」中、「【明治】4年 蝦夷地を北海道と改称」	不正確である。 (年代)	3-(1)	
433	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】7年 征台の役(台湾出兵)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
434	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】4年 琉球藩を設置(尚泰を藩王とする)」	不正確である。 (年代)	3-(1)	
435	242	表	「明治・大正期の沖縄」中、「【明治】3年 琉球が鹿児島県の管轄となる台湾で琉球漂流民殺害事件が起きる」	不正確である。 (年代)	3-(1)	
436	243	上18-19	政治的に断絶していたため、本土との同化政策がとられました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (薩摩藩の琉球支配との関係)	3-(3)	
437	243	下16-17	ついに日本の艦艇が朝鮮の砲台から砲撃を受ける江華島事件が起き、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (江華島事件発生の経緯)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
438	246	下12-14	行政は各大臣の輔弼（助言）、立法は議会の翼賛（助言）に基づいて行わなければならない、 248ページ図「帝国憲法下の統治機構」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「議会の翼賛（助言）とするのは、大日本帝国憲法下の議会の役割を誤解する。）	3-(3)				
			」中の「翼賛」も同様。						
439	247	写真説明	「タイトル：帝国憲法の御名御璽と大臣の署名」中、「国立古文書館蔵」 248ページ写真「帝国憲法第一条」説明も同様。	誤記である。 （所蔵館名）	3-(2)				
440	247	写真説明	「タイトル：帝国憲法の御名御璽と大臣の署名」中、「陸仁」とは明治天皇の御名。」	誤りである。 （「陸仁」）	3-(1)				
441	248	図	「帝国憲法下の統治機構」中、「常時輔弼」	誤記である。 （「常時」）	3-(2)				
442	249	囲み下8-10	「修身道德の根本規範『教育勅語』」中、「天皇と国民が一体となって歩んできた日本を支えなさい」	生徒にとって理解し難い表現である。 （249ページ囲み中段17行目「皇運ヲ扶翼スヘシ」の現代語訳）	3-(3)				
443	250	上1-3	多くの国民はこれをよく守り、修身道德の根本規範としました。 249-250ページ囲み「修身道德の根本規範『教育勅語』」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 （教育勅語の失効）	3-(3)				
444	250	上4-9	明治二十三年（一八九〇）、…制限選挙でした。このころは欧米列強でも制限選挙が行われていました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アメリカ合衆国でも男子の制限選挙が行われていたかのように誤解する。）	3-(3)				
445	251	下6-7	不平等条約の改訂	誤記である。 （「改訂」）	3-(2)				
446	251	下11-12	大隈重信や青木周蔵、榎本武揚といった、その時々々の外務卿も	不正確である。 （「外務卿」）	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
447	253	下2-4	暴動はすぐに鎮圧されますが日清両国はついに軍事衝突し、…日清戦争が勃発しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)	
448	253	下3-4	遼島半島	誤記である。 (「遼島」)	3-(2)	
449	253	図	「日本とロシアの関係図」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (海南島の向かいの地形が理解し難く、また方位、縮尺、境界線、図中の太い実線の説明がないため「関係」を理解し難い。)	3-(3)	
450	254	囲み上2	「トルコと日本の意外なつながり」中、「オスマン・トルコ」 254ページ囲み中段18行目及び21行目の「オスマン・トルコ」、6ページ「	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (王朝の呼称と「トルコ」表記の意味)	3-(3)	
			世界各国略年表」中、「オスマントルコ」も同様。			
451	255	囲み中11-13	当時の駐日トルコ大使のネジアティ・ウトカン氏は次のように語ったといます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「当時の」)	3-(3)	
452	256	上16-下1	我が国は、ロシア・イギリスなど八カ国とともに軍隊を派遣し、…鎮圧しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「我が国は、ロシア・イギリスなど八カ国とともに」では、日本がいわゆる8カ国連合軍の中に含まれていないかのように誤解する。)	3-(3)	
453	257	上4-6	アジアにおいて有色人種で国家の独立を保っていたのは日本を含め、シヤム(タイ)とトルコしかありませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のアジアにおける独立国の状況及び「トルコ」における人種の状況)	3-(3)	
454	257	上6	トルコ 262ページ下段7行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国名)	3-(3)	
455	258	下8-10	明治天皇はおびたしい数の兵士が命を落としていることを知り、戦争の最中、次の御製を詠みました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (御製が読まれた時期)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
456	260	上12	『日露戦役記録』	誤記である。 (書名)	3-(2)				
457	263	上1	朝鮮併合 263ページ上段3行目「朝鮮の外交権」 、同ページ上段8行目「朝鮮の併合」 、同ページ上段11行目「朝鮮併合」及	生徒にとって理解し難い表現である。 (263ページ上段12行目「日韓併合条約が締結され」 に照らして、国名の表記法が理解し難い。)	3-(3)				
			び同ページ上段12-13行目「朝鮮を統 治下に置く」も同様。						
458	263	上2- 7	明治三十八年（一九〇五）、日本は大 韓帝国と保護条約を締結し、朝鮮の外 交権を取得しました。…大韓帝国を保 護国とし、近代化を進めていきました 。このとき、伊藤博文が初代統監に就	生徒にとって理解し難い表現である。 (外交権の「取得」と近代化との関係及び伊藤博文 の統監就任の時期)	3-(3)				
			任しました。						
459	263	上8- 下1	しかし、明治四十二年（一九〇九）、 …この事件をきっかけに日本でも朝鮮 でも朝鮮併合の機運が高まり、…併合 後に置かれた朝鮮総督府は、鉄道の開 発や土地調査を行いました。また、学	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮併合に至る経緯と併合後の統治の実態)	3-(3)				
			校も開設し、日本語とともに、…ハン グル文字の教育も行いました。						
460	263	上17 -下1	当時は衰退し忘れられていたハングル 文字の教育も行いました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の「ハングル文字」をめぐる状況)	3-(3)				
461	264	上15 -17	紡績織物業や製紙業などの軽工業が発 展し綿糸や生糸、織物は輸出品の主軸 になりました。	誤植である。 (「製紙業」)	3-(2)				
462	264	ヘッダ ー	「課題」中、「近代産業の発展は、近 代文化の形成にどのように影響を与え たのだろう。」	課題は、主たる記述と適切に関連付けて扱われてい ない。	2-(13)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
463	268	下4-6	それでも交渉は妥結の目途が立たず、日本は要求項目を十カ条にまで減らしました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (要求項目縮減の経緯)	3-(3)				
464	268	上9-10	自主存亡に関わる中国大陸に本土防衛のための拠点を確保したいと考えました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時の日本の中国政策)	3-(3)				
465	268	上5	対支要求 268ページ下段3行目, 4行目, 16行目も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (324ページ年表1915年の項「対華二十一カ条の要求」に照らして, 一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)				
466	268	下9-10	我が国は後のワシントン会議において山東半島を返還しますが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ワシントン会議において山東半島を返還したかのように誤解する。)	3-(3)				
467	268	下1-3	イギリスやアメリカが日本に味方したため、我が国は計二十一カ条を要求しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (二十一カ条の要求に関する経緯)	3-(3)				
468	269	下3-8	ロシア革命は…二月革命と、…十月革命の総称です。ここに世界史で初めての社会主義・共産主義国家であるソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)が成立しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソ連の成立時期)	3-(3)				
			269ページ下段13行目, 17行目, 18行目及び270ページ上段11行目「ソ連」も同様。						
469	269	下9-11	社会主義は…民主主義や資本主義といった価値観に替わる新しい思想として期待されました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (民主主義の捉え方)	3-(3)				
470	270	上5-16	スターリンが国家主導のもと五カ年計画を実施し、…粛清や弾圧によって流された血はあまりに大きな代償として記憶されることになります。このような状況下で我が国でもソ連のコミンテ	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)				
			ルン日本支部として、秘密裏に日本共産党が結成されました。…治安維持法を制定しました。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
471	270	上14-19	日本共産党を中心とする共産主義勢力が反天皇制、反私有財産制を主張する破壊活動を抑止するために、治安維持法を制定しました。…制定当時は暴力を抑え込む目的がありました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (治安維持法制定の目的)	3-(3)	
472	271	下2-7	国際連盟の設立にあたり、我が国は人種差別撤廃を規約に盛り込むように提案しました。…アジア地域での有色人種への迫害を目の当たりにしてきた我が国としては何としても採択を目指し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (人種差別撤廃提案の意図)	3-(3)	
			たい思いがありました、			
473	272	表	「国際協調時代の主な条約」中、「九カ国条約」「参加国」の「支」及び「条約の内容」の「支那」、また「山東懸案解決条約」「参加国」の「支」及び「条約の内容」の「支那」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な名称であるかのように誤解する。)	3-(3)	
474	273	上4-下5	世界大戦によって、我が国の経済は大戦景気と呼ばれる活況を呈していました。…米騒動と呼ばれる暴動にも発展しました。また、このころには護憲運動が盛り上がりを見せていました。…	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
			桂太郎が組閣した際にそれは大きな波となって第一次護憲運動として現れました。			
475	273	下7-8	平民出身の原敬が内閣を組閣しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「平民出身」)	3-(3)	
476	273	下8-17	原敬は…初の本格的な政党内閣を成立させました。これを期に、…「憲政の常道」が、犬養毅首相がテロリストの凶弾に倒れるまでの八年間続きました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原敬内閣と「憲政の常道」との関係)	3-(3)	
477	273	下12	これを期に、	誤記である。 (「期」)	3-(2)	
478	278	上10-13	この事件は、…関東軍の一部軍人による暗殺といわれていますが、ソ連の特務機関が関東軍の仕業に見せかけて行ったとの説もあります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (張作霖爆殺事件についての学説状況)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
479	280 - 281	下15 -上4	世界がブロック経済に移行すると、日本、ドイツ、イタリアのような世界中に植民地を持たない工業国は大打撃を受けました。…日本はこの事態に対処するため、金の輸出を解禁しますが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金解禁の経緯)	3-(3)	
480	281	上7- 8	また北海道と東北の冷害が拍車をかけ深刻なデフレ不況が起き、昭和恐慌に突入します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (時系列)	3-(3)	
481	281	下5- 9	昭和五年（一九三〇）、アメリカとイギリスと協調してロンドン軍縮条約を批准し、補助艦を制限することが決まりました。ところが、海軍の統帥部…から不興を買ったほか、	不正確である。 (「批准」)	3-(1)	
482	281	下8- 9	海軍の統帥部（軍の作戦を担当する部署） 281ページ下段9-10行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (海軍の統帥機関名)	3-(3)	
483	281	下12 -13	統帥権干犯問題です。軍の編成にまで統帥部の承認を要するというこの考えは、	不正確である。 (「編成」)	3-(1)	
484	281	下13 -14	軍の予算にまで軍が関与できることになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (陸軍省、海軍省が所管の予算を編成してきた経緯に照らして誤解する。)	3-(3)	
485	281	下16 -17	政府は海軍と野党の反対を押し切って、条約を履行しようとしたが、	生徒にとって理解し難い表現である。 (政府の行動)	3-(3)	
486	283	上2- 3	イタリアでは大正十一年（一九二二）にムッソリーニ率いるファシスト党が選挙で政権を獲得し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (政権獲得の経緯)	3-(3)	
487	284	上4- 5	昭和天皇は「徹底的ニ圧鎮セヨ」と勅命を発せられ、	誤記である。 (「圧鎮」)	3-(2)	
488	284	上17 -18	日本軍が北京郊外の盧溝橋付近で銃撃を受けたのがきっかけとなり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (盧溝橋事件発生の際の経緯)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
489	284	下4-7	当初、政府は不拡大の路線を取りましたが、現地では拡大の一途をたどり、やがて全面戦争に発展してしまいます。その要因として七月二十九日未明に起きた通州事件がありました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (現地の状況及び全面戦争に発展する要因)	3-(3)	
490	285	上4-6	国民政府は、アメリカ、イギリス、ドイツなどの支援を受けて抗日戦争を継続しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国民政府の支援国)	3-(3)	
491	285	上7-下3	現在、中華人民共和国政府は、…これに対しては、市民の虐殺は一部あったという主張や、市民の虐殺はまったくなかったという主張も根強く、…三〇万人大虐殺の根拠はいまだ示されたこ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「主張」と学説との区別)	3-(3)	
			とがありません。			
492	286	上1-2	昭和十五年（一九四〇）から砂糖、マッチ、衣類、木炭などが切符制に、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (昭和15年から切符制になった品目)	3-(3)	
493	286	上4-6	第二次近衛内閣は昭和十五年、新体制運動を推進するために大政翼賛会を発足させました。ほとんどの政党は解党して合流し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大政翼賛会発足と諸政党の解党との時系列)	3-(3)	
494	286	上6	一国一党の体制になりました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (286ページ上段8-9行目「大政翼賛会は政府に指導される結社に成り下がり」との関係)	3-(3)	
495	286	上13-16	昭和十五年は日本にとって特別な年でした。『日本書紀』によると、初代神武天皇即位から二六〇〇年にあたる年だったからです。紀元二六〇〇年を祝うために、国を挙げた祝賀行事が行わ	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気	2-(1)	
			れました。	付かせるよう留意すること。）」)		
496	286	上17-18	「ゼロ戦」は正式名称を「零式（ぜろしき）艦上戦闘機」といいます。	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
497	286	下9-13	ナチス・ドイツが、…周辺地域を併合していきました。…ラインラント…などです。	不正確である。 (併合地域)	3-(1)				
498	287	下12-14	アメリカが蒋介石に物資を送る輸送線を援蔣ルートといいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (援蔣ルートの利用国)	3-(3)				
499	288	上3-4	アメリカは昭和十四年（一九三九）には日米通商航海条約の破棄を通告し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「破棄」を通告したかのように誤解する。)	3-(3)				
500	288	上7-16	昭和十六年（一九四一）四月には日ソ中立条約を締結しました。ところが、そのわずか二カ月後、ドイツは独ソ中立条約を破ってソ連に攻め込みました。…日本は日米関係を修復しようと、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日米交渉の開始時点)	3-(3)				
			この月、ワシントンでの日米交渉に臨みました。						
501	288	上8-9	ドイツは独ソ中立条約を破ってソ連に攻め込みました。	誤りである。 (「中立条約」)	3-(1)				
502	288	下4-11	日米交渉が継続している最中の七月、日本軍は南部仏印に進駐しました。…しかし、このことは、日米関係を決裂させてしまいます。…アメリカは早くも七月二十五日に在米日本資産を凍結	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (時系列)	3-(3)				
			し、						
503	288	下5-7	日本軍は南部仏印に進駐しました。石油やゴムなどの資源も確保しつつ、開戦拠点を確保するのが目的でした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (南部仏印進駐の目的)	3-(3)				
504	288	下14-16	この三カ国と中華民国を加えた四カ国による対日経済封鎖は、その頭文字をとってA B C D包囲網と呼ばれます	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「A B C D包囲網」と呼んだ主体)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
505	289	図説明	「タイトル：戦艦大和」中、「大神神社蔵」	誤記である。 (所蔵者名)	3-(2)				
506	290	下10-12	原嘉道枢密院議長が政府と統帥部に、外交と戦争準備のどちらを軸にするか問うたところ、明確な返事ができませんでした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原枢密院議長の質問を受けた際の政府の態度)	3-(3)				
507	291	上11-13	近衛内閣は総辞職になりました。そして、翌日、東條が内閣総理大臣に就任しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (総辞職の翌日に就任したかのように誤解する。)	3-(3)				
508	291	上13-18	昭和天皇は、東條を首相に任命するにあたり、九月六日の御前会議の決定を白紙に戻すように命ぜられました。近代日本の憲政史上、政府と統帥部が決定した国策が天皇の言葉によって覆つ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「白紙還元の御詔」の意義)	3-(3)				
			た最初で最後の出来事です。これを白紙還元の御詔とといいます。						
509	294	上14-下1	「考えよう」(全体)	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。 (ヒントがアメリカ側の要因に偏っている。)	2-(6)				
510	295	上17-18	巡洋艦レパルス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「巡洋艦」)	3-(3)				
511	295	下18-19	このように日本の影響下にある地域を大東亜共栄圏とといいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大東亜共栄圏」と呼んだ主体)	3-(3)				
512	296	下6-10	しかし、日本軍がアジア地域で欧米の軍隊と戦うにあたり、民衆の多くが犠牲になった地域もあります。…民衆と戦闘になることもあり、また、市街戦に巻き込まれた民衆もいました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍とアジアの民衆との関係)	3-(3)				
513	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」(全体)	生徒にとって理解し難い図である。 (凡例と縮尺)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
514	296	図	タイトル「我が国の最大領土と主な要地」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「最大領土」と図との関係)	3-(3)				
515	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」中、カムチャツカ半島の南及び東	不正確である。 (境界線の位置)	3-(1)				
516	296	図	我が国の最大領土と主な要地	誤りである。 (台湾の塗色)	3-(1)				
517	296	図	「我が国の最大領土と主な要地」中、「バタヴィア（ジャカルタ）島」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (島名)	3-(3)				
518	300	囲み	「対米戦争に勝算はあったのか」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容Cの(1)のAの(カ)の「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解すること」)	2-(1)				
519	300	囲み	「対米戦争に勝算はあったのか」（全体）	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(4)のAの「国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるよ	2-(1)				
				うにすること」)					
520	300 - 301	下4- 上2	日本軍の戦死者は約六万五〇〇〇人、島民の死者は約一〇万人に上りました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「約六万五〇〇〇人」, 「約一〇万人」の内容)	3-(3)				
521	305	下3- 5	広島に原子爆弾が投下されたことで、一〇万人から一四万人が即死し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「即死」と人数との関係)	3-(3)				
522	307	下7- 11	アメリカ政府はこの日、事前に用意してあった大統領声明を発表しました。それは、戦争を早く終わらせてアメリカ人の命を救うために原子爆弾を投下したという内容でした（文献史料「原	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (309ページ上段17-18行目「原子爆弾投下の大統領声明（昭和四十五年八月九日、抄録）」に照らして、広島へ原子爆弾を投下した「この日」に発表した	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			子爆弾投下の大統領声明」参照)。	かのように誤解する。)		
523	307	下14-16	原子爆弾投下の翌日、日本政府は中立国スイスを通じて、アメリカ政府に抗議文を寄りました(文献史料「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文」参照)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (309ページ下段8-9行目「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文(昭和四十五年八月十一日、抄録)」に照らして、広島への「原子爆弾投下の翌日」	3-(3)	
				に発した抗議文であるかのように誤解する。)		
524	309	上17-18	原子爆弾投下の大統領声明(昭和四十五年八月九日、抄録) 309ページ下段8-9行目「原子爆弾使用に関する米国政府への抗議文(昭和四	誤りである。 (「昭和四十五年」)	3-(1)	
			十五年八月一日、抄録)」も同様。			
525	311	上11-13	国家統治の権限は…(中略)…連合軍最高司令官の制限の下に置かれる。最終的な日本国の政府の形態は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略が示された箇所以上の中略がある箇所に中略記号が示されていない。)	3-(3)	
526	312	上9-10	日本の約二〇〇万人の軍人と約一〇〇万人の民間人が死亡した	不正確である。 (太平洋戦争での日本の死者数)	3-(1)	
527	312	下19	祖宗(そしゅう)	誤記である。 (ルビ)	3-(2)	
528	315	囲み上18-下13	当時、…電話交換業務は、戦闘中でも継続する必要があり、残留組を決め…交換台の前で静かに青酸カリを飲み、…九名が自決しました。…職務に対する責任感を見た…真岡郵便局の殉職者	健全な情操の育成について必要な配慮を欠いている。	1-(5)	
			は一九人に上ります。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
529	323	表	年表中、「1873 板垣退助らが民選議員設立の建白書を提出」	不正確である。 (年次、及び「民選議員」)	3-(1)				
530	326	囲み	「近代のまとめ」の「産業」中、「国の事業政策を行う中央銀行」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「事業政策」)	3-(3)				
531	326	囲み	「近代のまとめ」の「産業」中、「明治三十余年には、」	誤植である。 (264ページ上段17-下段2行目「明治三十四年（一九〇一）には官営の八幡製鉄所が開業し、」に照らして、誤植である。)	3-(2)				
532	329 - 331	上2- 下2	「イ GHQの占領政策」(全体)	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。  (内容Cの(2)のアの(ア)の「我が国の民主化と再建の過程…を基に、第二次世界大戦後の諸改革の特	2-(1)				
				色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。)」					
533	329 - 331	上2- 下2	「イ GHQの占領政策」(全体)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。  (内容の取扱い(4)のイの「国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるよ	2-(1)				
				うにすること。)」					
534	329	下4- 7	農業については農地改革が行われ、不在地主から強制的に土地を接収し、小作人に与えられました。これにより地方の資産家は没落し、新興農家が力をつけました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「不在地主」と「地方の資産家」との関係)	3-(3)				
535	329	下4- 5	不在地主から強制的に土地を接収し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「接収」及び土地「接収」の適用範囲)	3-(3)				
536	329	下7	農地解体	生徒にとって理解し難い表現である。 (「解体」)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
537	329	下12-13	外地に出兵していた兵士たちが次々に帰国しました。	誤記である。 （「出兵」）	3-(2)	
538	331	下10-11	憲法起草を担当するGHQ民生局 331ページ下段16行目「民生局」も同様。	誤記である。 （「民生局」）	3-(2)	
539	332	下1-3	貴族院でも若干の修正を加えて可決し、参議院が貴族院での修正に同意し、帝国議会での審議が終わりました。	誤りである。 （「参議院」）	3-(1)	
540	333	囲み下20	「昭和天皇とマッカーサー元帥の会談」中、「Foreign Relation of the United States）」	脱字である。	3-(2)	
541	334	下8-10	連合国の米・ソ（現在はロシア）・英・仏・中の主要五カ国は、国連の常任理事国となり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国連機構の構造について誤解する。）	3-(3)	
542	335	上7-9	国民党は敗退して海を渡って台湾に落ちのび、昭和二十四年に、毛沢東が中華人民共和国の成立を宣言しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （時系列）	3-(3)	
543	335	下2-3	朝鮮半島は、ポツダム宣言で日本が領有権を放棄したため、	生徒にとって理解し難い表現である。 （ポツダム宣言と日本との関係）	3-(3)	
544	336	上4-13	昭和二十六年（一九五一）九月八日、吉田茂首相がサンフランシスコ講和会議に出席し、サンフランシスコ講和条約に署名しました。…ソ連とは領土問題が解決していないため、ソ連は平和	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソ連がサンフランシスコ講和会議に出席しつつも平和条約に「参加」しなかった理由が領土問題にあったかのように誤解する。）	3-(3)	
			条約に参加しませんでした。			
545	336	上17-18	強制労働させました。	誤植である。 （「労働」）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
546	337	上13-14	韓国はその隙を突いて竹島を奪い、現在も実効支配を継続し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (竹島の現況)	3-(3)				
547	337-339	下19-上3	昭和三十四年（一九五九）までには、…イギリスの植民地だったマレーシアが独立しました。アフリカも同様です	生徒にとって理解し難い表現である。 (マレーシア、アフリカ諸国の独立年)	3-(3)				
548	339	下15-17	昭和四十三年（一九六八）、日本は国民総生産（GNP）でソ連を抜いて世界第二位の経済大国になりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (世界第二位の経済大国になった経緯)	3-(3)				
549	342	上2	民法放送局	誤記である。 (「民法」)	3-(2)				
550	343	囲み下17-18	「古代オリンピックと近代オリンピック」中、「武漢肺炎」 358ページ上段16行目も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本での一般的呼称ではなく、理解し難い。)	3-(3)				
551	344	上16	伊藤深水	誤記である。 (「伊藤」)	3-(2)				
552	344	下11-14	朝鮮半島では朝鮮戦争があったため、国交を結ぶのに時間を要しました。日本政府は昭和四十年（一九六五）、韓国政府を承認して韓国と日韓基本条約を締結しました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (日韓基本条約締結の経緯)	3-(3)				
553	345	囲み上11-12	「昭和天皇の全国巡幸と沖縄への心残り」中、「昭和天皇がシルクハットを高く掲げて」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (帽子の種類)	3-(3)				
554	346	上2-3	約一億ドルの無償資金と借款の援助を実施しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金額)	3-(3)				
555	346	下1-2	中国大陸では内戦を経て、中華人民共和国が国連に加盟しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国連「加盟」の経緯)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
556	346	下2-4	日本は、昭和四十七年（一九七二）の日中共同声明により、中華人民共和国との国交を樹立しました。	不正確である。 （中華人民共和国との国交を「樹立」と表現することは正しくない。）	3-(1)				
557	347	下13-14	六四天安門事件	生徒にとって理解し難い表現である。 （347ページ下段2行目のタイトル「イ 天安門事件」に照らして、日本での一般的呼称として分かりにくい。）	3-(3)				
558	348	下14	先鞭を切った	生徒にとって理解し難い表現である。 （意味が不明である。）	3-(3)				
559	349	下16-17	アフガン戦争とイラク戦争です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アフガン戦争」では、別の歴史事象の名称であるかのように誤解する。）	3-(3)				
560	350	上1-2	平成二十一年（二〇〇九）にはアメリカで黒人初となるオバマ大統領が当選し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （2009年にオバマ大統領が当選したかのように誤解する。）	3-(3)				
561	353	囲み	「朝日新聞の誤報で蒸し返された韓国の請求権」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （韓国の請求権が蒸し返され、慰安婦像が建てられた経緯）	3-(3)				
562	353	囲み上12-中1	「朝日新聞の誤報で蒸し返された韓国の請求権」中、「ソウルの日本大使館に慰安婦像が建てられ、世界の多くの都市にも次々に建てられつつあります。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （慰安婦像設置の主体）	3-(3)				
563	355	上17-19	日本は昭和五十年（一九七五）の第一回先進国首脳会議からのメンバーで当初は五カ国でしたが	誤りである。 （第一回先進国首脳会議のメンバー国数）	3-(1)				
564	358	上11-14	日本の被災者の様子は世界に注目されました。外国から日本人の「和」の精神が称賛されることがたびたびありました。日本人が自分たちを見つめる大切な機会をいただいたのではないでし	生徒にとって理解し難い表現である。 （東日本大震災の「被災者の様子」に対する捉え方）	3-(3)				
			ようか。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
565	358	上15-16	東日本大震災の翌年、二〇二〇年の東京オリンピックの招致が決定しましたが、	不正確である。 (招致決定の年代)	3-(1)	
566	366	表	年表中、1968年の項「GDPが資本主義国2位まで急成長」	不正確である。 (「GDP」)	3-(1)	
567	366	表	年表中、「1991 阪神・淡路大震災」	誤りである。 (発生年)	3-(1)	
568	369-392		巻末資料1~42	学習上必要な縮尺が示されていない。	2-(10)	
569	369	図1	「紀元前2世紀後半の世界」中、「該下」	誤植である。 (「該」)	3-(2)	
570	369	図2	隋の統一	生徒にとって理解し難い図である。 (永済渠を示す線、「日本」の呼称及び範囲)	3-(3)	
571	370	図3	7世紀終わりの世界	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ヴァルダナ朝(609-647)」,「日本」の範囲)	3-(3)	
572	371	図5	7~9世紀の東アジアと日唐交通	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)	
573	371	図5	「7~9世紀の東アジアと日唐交通」中、「安東都護符」「単于都護符」「鎮北都護符」「安北都護符」	誤植である。 (「符」)	3-(2)	
574	371	図6	8世紀の世界	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
575	372	図7	東北地方の城柵	誤記である。 (「奥陸」)	3-(2)	
576	372	図8	11世紀の東アジア	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本の範囲)	3-(3)	
577	372	図8	「11世紀の東アジア」中、「西京大同府」「南京析津府」	生徒にとって理解し難い表現である。 (北宋の中に遼の二京があるのは理解し難い。)	3-(3)	
578	372	図8	「11世紀の東アジア」中、バガン朝の首都「バガン」	誤植である。 (「バガン」)	3-(2)	
579	372	図8	「11世紀の東アジア」中、「ブラハ」 375ページ図12「モンゴル帝国の最大領域」中の「ブラハ」も同様。	誤記である。 (都市名)	3-(2)	
580	373	図9	「源平の争乱（治承・寿永の内乱）」中、「①以仁王・源頼政の挙兵」の欄外注「天皇宣下を受けていないので以仁王」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「天皇宣下」)	3-(3)	
581	373	図9	「源平の争乱（治承・寿永の内乱）」中、「②石橋山の戦い」中の「淡路安房に逃れる」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「淡路安房」)	3-(3)	
582	373	図9	「源平の争乱（治承・寿永の内乱）」中、「③富士川の戦い」中の「平氏軍は水鳥の飛び立つ羽音を敵の従来と誤認し敗走する」	誤記である。 (「従来」)	3-(2)	
583	373	図9	「源平の争乱（治承・寿永の内乱）」中、「④俱利伽羅峠の戦い…兵士は西国へ都落ち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「兵士」)	3-(3)	
584	373	図9	源平の争乱（治承・寿永の内乱）	誤記である。 (「蛙ヶ小島」「燧ヶ島」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会 (歴史的分野)		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
585	374	図10	「守護の配置」中、伊予の「佐々木政綱」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政綱」)	3-(3)				
586	375	図12	モンゴル帝国の最大領域	生徒にとって理解し難い表現である。 (高麗の塗色)	3-(3)				
587	376	図13	蒙古襲来の侵攻ルート	生徒にとって理解し難い図である。 (国名・地名・島名の区別がつかない。)	3-(3)				
588	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「外様」)	3-(3)				
589	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒にとって理解し難い表現である。 (「38国」「45国」「46国」「56国」「57国」)	3-(3)				
590	376	図14	鎌倉末期の守護の配置	生徒にとって理解し難い図である。 (年次がない。)	3-(3)				
591	377	図16	守護抑制 (室町時代)	生徒にとって理解し難い表現である。 (緑・オレンジの塗色の意味)	3-(3)				
592	377	図16	「守護抑制 (室町時代)」中の「明徳の乱」中、「山名家は参院を中心に一族で11カ国の守護をつとめており、」	誤記である。 (「参院」)	3-(2)				
593	378	図17	明代のアジア (15世紀半ば)	生徒にとって理解し難い表現である。 (朝鮮の首都名「漢陽」及び日本の範囲)	3-(3)				
594	378	図17	「明代のアジア (15世紀半ば)」中、「ヘイラート」	誤記である。 (都市名)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

受理番号 102-306		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
595	379	図20	「仏教の伝播」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「中国」から「日本」へと向かう矢印と「4世紀ころ」の文字との関係)	3-(3)				
596	380	図21	「大航海時代(15～16世紀)」中、「教皇子午線」の「ポルトガル領」「スペイン領」,「トルデシージャ条約分界線」の「ポルトガル領」「スペイン領」,「サラゴサ条約分界線」の「ス	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「領」)	3-(3)				
			ペイン領」「ポルトガル領」						
597	381	図23	「信長の領土拡張」中、「⑤石山戦争 元亀元年(1570～80)」,「⑩安土城築城 天正4年(1576～79)」及び「⑫中国攻め 天正5年(1577～82)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (年代の示し方)	3-(3)				
598	382	図24	「秀吉の全国統一関係図」中、凡例の「太閤検地の実地(天正年間)のみ」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「実地」)	3-(2)				
599	382	図24	「秀吉の全国統一関係図」中、九州の「備後」	誤記である。 (旧国名)	3-(2)				
600	383	図26	大名の配置 寛文4年(1664)	誤記である。 (「幕僚」「本田忠平」「松平長光」「蜂巣賀光隆」)	3-(2)				
601	384	図29	「アメリカ独立戦争時の13植民地(1775～1783)」中、「ウィリアム＝ベン」	誤記である。 (「ベン」)	3-(2)				
602	385	図31	「欧米列強に支配された19世紀の東南アジア」中、マレー半島	生徒にとって理解し難い図である。 (「マレー連合州」の範囲)	3-(3)				
603	387	図33	「廃藩置県」中、年表中の「1888年 市政・町村制を公布(1道3府43県)」	誤植である。 (「市政」)	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。



## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	3	囲み	「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間工業立国をめざして成功した」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (黒船来航から150年であるかのように誤解する。)	3-(3)	
2	8	11 - 14 左	これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代記と歴史の関係)	3-(3)	
3	14	2 - 3 右	こうして堺は琉球などを仲介とする明との貿易が盛んになり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣明船の航路の実態)	3-(3)	
4	19	表	「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」	生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトル「登場人物紹介コーナー」との関係)	3-(3)	
5	22	側注	「3 文明」中、「Cviltization」	脱字である。	3-(2)	
6	26	写真	「①古代アテネ復元図」中、「全市民が参加した民会を月2回開くのが慣習でした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテネ民会の頻度)	3-(3)	
7	28 - 29	15 - 1	遊牧民族のヘブライ人（古代ユダヤ人）は、・・・彼らは新バビロニア王国に征服され、新バビロニア王国に滅ぼされ、多くはバビロンに連行されましたが、紀元前6世紀後半には解放され	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヘブライ人がバビロンに連行された経緯)	3-(3)	
			、エルサレムに神殿を建設しました。			
8	29	囲み	「⑦三大宗教の教義」中、「自らの隣人を愛することによって教義とされる。」	脱字である。	3-(2)	
9	29	囲み	「⑦三大宗教の教義」中、「人は、・・・自らの隣人を愛することによって教義とされる。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「人は・・・教義とされる。」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	31	16 - 17	稲作は、おもに長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (水田稲作の伝来ルートについての学説状況)	3-(3)	
11	35	囲み	「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を授けた」という記事が『後漢書』にのっています。」	不正確である。 (「金印」)	3-(1)	
12	35	囲み	「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ囲み「⑦魏志倭人伝より」及び34ページ15～17行目との関連)	3-(3)	
13	37	囲み	「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がり関係していると考えられます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「古墳の大小」と「農地の広がり」との関係)	3-(3)	
14	42	囲み	「③大和朝廷(倭国)と東アジアの関係年表」中、「399 新羅に侵入し王を臣下とする。新羅は高句麗に応援を求め。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (史料原文の内容に照らして)	3-(3)	
15	43	図	「④任那(加羅)」とキャプション中「(朴天秀『加耶と倭』をもとに作成)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (図と朴天秀氏の説との関係)	3-(3)	
16	44	1 - 3	百済の聖明王は、日本との同盟を強固なものにする決め手として、仏教伝来の年については、538年とする説もある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が不明)	3-(3)	
17	46	表	「④聖徳太子事績年表」中、「611～615 仏教の研究書「三経義疏」成る」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
18	55	写真	「⑤長安の城壁跡」中、「随・唐時代」	誤記である。 (「随」)	3-(2)	
19	60	囲み	「③菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由(894年)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (①～④の全てを菅原道真が提唱したかのように誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
20	65	囲み	「奈良の東大寺と京都の平等院を比較してわかったこと」中、「京都の平等院---優雅で繊細で趣を持つ神殿造り風の国風文化建築様式」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平等院と「神殿造り」の関係)	3-(3)				
21	70	図	「②源氏・平氏の系図と武士の争乱」中、「後三年年合戦」	誤記である。	3-(2)				
22	70	写真	①キャプション中、「僧兵たち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「僧兵」)	3-(3)				
23	73	図	「④源平合戦の戦場」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (いつの時点を示す地図かがわからない。)	3-(3)				
24	78	図	「②モンゴル帝国の版図（1400年頃の世界）」全体	生徒が誤解するおそれのある図である。 (年代及び大都南方の長城)	3-(3)				
25	79	囲み	「⑦フビライの国書（1268年）」中、「高麗もわが東の藩属国として、その君臣は朕に感謝し、父子のようにしている。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原文の内容に照らして)	3-(3)				
26	92	囲み	「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (毛利輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのよう に誤解する。)	3-(3)				
27	93	18 - 20	戦国時代ののち、戦国大名の中から全国を統一する者が現れ、幕府を開いて平和で安定した社会をつくった、16世紀から19世紀前半までの約350年間を近世といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ17行目「16世紀の約100年間を戦国時代とい います。」に照らして)	3-(3)				
28	105	表	「登場人物紹介コーナー」中、「武田信玄 上杉謙信 戦国武将の雄」	生徒にとって理解し難い表現である。 (武田信玄、上杉謙信は「第3章 近世の日本」では なく、「第2章 中世の日本」92～95ページでとりあ げられている。)	3-(3)				
29	109	7 - 10	1494年、ローマ教皇は大西洋を東西に分け、・・・と決めました。これをトルデシリャス条約といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルデシリャス条約締結の経緯)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	115	図	さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵 って16世紀では世界最大規模の戦争だ ったのね。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立した見解であるかのように誤解する。)	3-(3)				
31	129	18 - 20	この日本式数学は、町人のみならず、 きこりや樽職人までもが問題を出し合 って楽しみ、しかもその内容は当時の 世界的水準をこえていたといわれてい ます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (町人などが問題を出し合った数学の内容が世界水 準をこえていたかのように誤解する。)	3-(3)				
32	134	1 - 17 左	「読めなくなっていた『古事記』」(全 体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
33	134	6 - 7 左	勅撰和歌集の『日本書紀』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「勅撰和歌集」)	3-(3)				
34	138	表	「②主な外国船の接近」中、「フェー トン号……薪水強奪」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フェートン号事件の目的等)	3-(3)				
35	142	14 - 15 右	飢饉のときを除いて米価は2倍を超え ず、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (基準の問題及び地域差)	3-(3)				
36	146	図	「地図問題2」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (塗色 125ページ図⑧も同様)	3-(3)				
37	147	囲み	「歴史用語ミニ辞典の作成」中、 「p99の赤字の説明」(209ページ 「p99の解説」, 253ページ「p99の書き 方」, 287ページ「p99の書き方」も同 様)	生徒にとって理解し難い表現である。 (99ページに説明箇所がない。)	3-(3)				
38	155	21 - 23	それでも、マルクスの理論と思想は、 19世紀から20世紀にかけて広い影響 力を持ちました。しかし、それは20世 紀には、理想とは逆の悲惨な結果をも たらしました。	生徒にとって理解し難い表現である。 (20世紀にマルクス主義がもたらした結果について , 一面的に過ぎる。)	3-(3)				
39	156	図	「①19世紀後半のヨーロッパ列強の アジア進出地図」中、マレー半島の塗 色	生徒が誤解するおそれのある図である。 (19世紀後半におけるイギリス領)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	162	写真	「⑤坂本龍馬」中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (坂本龍馬の実際の行動)	3-(3)	
41	164	写真	「③錦の御旗」中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や建武の新政の後醍醐天皇がかかげました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的に過ぎる。)	3-(3)	
42	174	1 - 4 右	沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (伊波普猷のいう「奴隷」状態)	3-(3)	
43	183	側注	「2 藩閥・藩閥政府」中、「藩閥とは、……要職を占めようとしたことを差します。」	誤字である。 (「差します」)	3-(2)	
44	192	図	「①日露戦争の戦場」中、「シベリア鉄道（ハルビンからの支線、のちの南満州鉄道）」	生徒にとって理解し難い表現である。 (190ページ図①「シベリア鉄道の延伸」中、「東清鉄道」に照らして)	3-(3)	
45	198	図	「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李氏朝鮮の時代にはあまり普及していなかった文字ハングル」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハングル普及の程度)	3-(3)	
46	199	20 - 21	清朝滅亡後の中国大陸は、軍閥の割拠し内戦が絶えませんでした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「軍閥の割拠し」)	3-(3)	
47	221	7 - 9	中国における権益問題では、領土保全、門戸開放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約のもとになっている過去の条約を一方的に廃棄しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国が一方的に廃棄した「九か国条約」のもとになっている「過去の条約」について)	3-(3)	
48	228	囲み	「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)	
49	229	8 - 9	しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。(同ページ右側のさくらさんの吹き出し中のせりふも同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (協調外交と排日運動の関係)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
50	229	17 - 18	1928（昭和3）年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業といわれ、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （張作霖爆殺の学説状況）	3-(3)	
51	230	囲み	「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州国建国の理由として一面的である。）	3-(3)	
52	232 - 233	14 - 15	「日中戦争の始まり」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （第二次上海事変及び日中戦争の実態）	3-(3)	
53	232	囲み	「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中間の和平が実現しなかった原因として一面的である。）	3-(3)	
54	233	囲み	「⑥通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました（張慶余「冀東保安隊通県反正始末記」）。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「史料の解釈について」）	3-(3)	
55	233	囲み	「⑥通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （同囲み中の「北京東方の城壁都市・通州には親日的な地方政権がありました」との関係が理解し難い。）	3-(3)	
56	235	写真	「⑥フライング・タイガースの戦闘機」中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めたと見ることもできます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （実際の日米戦争開始との関係）	3-(3)	
57	236	図	「②第二次世界大戦開始後・日米開戦前の国際関係」	学習上必要な凡例が示されていない。 （青矢印の凡例不備）	2-(10)	
58	237		下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包囲網を敷いた4つの国」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （同ページ2～3行目「日本の新聞はこれを国名の頭文字から「ABCD包囲網」とよびました。」との関連）	3-(3)	
59	240 - 241	18 - 16	「アジア諸国と日本」（全体）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日本の戦争目的及び占領の実態）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会	種目 社会 (歴史的分野)	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
60	242	囲み	「④創氏改名とは何か」中、「家族の名である「氏」」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (氏の説明について)	3-(3)	
61	244	側注	「1」中、「日本軍にも住民にも、それぞれ9万人あまりの死者を出す激戦の末」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本軍の死者の内訳)	3-(3)	
62	247		「日本軍の戦争犯罪」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (日本軍の戦争犯罪の実態)	3-(3)	
63	254	囲み	兄の二段目の吹き出し中、「これに脅威を感じたスターリンは、日本を挑発して、日中戦争に引きずり込むことに成功したんだね。同様に、日本はアメリカとの戦争にも引きずり込まれたわ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争・太平洋戦争の原因と経緯)	3-(3)	
			けだ。」			
64	254	図	「第5章 2つの世界大戦と日本・まとめ図」中、「アジアの独立」	生徒にとって理解し難い表現である。 (249ページ表「アジア諸国の欧米からの独立」に照らして)	3-(3)	
65	254	図	「第5章 2つの世界大戦と日本・まとめ図」中、「日本提案の人権平等案否決」	誤記である。 (「人権平等案」)	3-(2)	
66	264	表	「①冷戦の経過」中、「1949」の列の「中華人民共和国(共産党政権)成立」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成立時の中華人民共和国の性格)	3-(3)	
67	264	表	「②戦後から1960年代までの主要な内閣の総理大臣と主な仕事」中、「1948 吉田茂(第2次) サンフランシスコ講和条約締結(1951)」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条約締結・発効時の吉田内閣)	3-(3)	
68	275	囲み	囲み⑤全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (両大戦及びファシズムの犠牲者数について断定的に過ぎる。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 102-307		学校 中学校		教科 社会		種目 社会（歴史的分野）		学年 1-3	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
69	275	グラフ	「⑥自由主義と共産主義の比較」中のグラフのタイトル「人あたりの1GNP（国民総生産）の推定額」	誤植である。 （「人あたりの1GNP（国民総生産）」）	3-(2)				
70	276	図	「②中東を中心とした主な地域紛争の地図」	地図に、学習上必要な年次が示されていない。 （「難民発生国（10万人以上）」の年次）	2-(10)				
71	277	写真	「④東日本大震災（2011年3月11日）」中、「震源は三陸沖の南北500km、東西200kmに及ぶ巨大なものでした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「震源」）	3-(3)				
72	278	7 - 8	2012（平成24）年には、GDP（国民総生産）がアメリカに次ぐ第2位になったとされます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （年次及びGDPの日本語訳）	3-(3)				
73	278	図	「②中国による民族弾圧と周辺地域との紛争」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （当該地域の現況）	3-(3)				
74	289 右		「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道（⇒p.246）などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴をもっているのか、意見を出し合ひましょう」中、「武士道」	生徒にとって理解し難い表現である。 （246ページ「武士道」に照らして）	3-(3)				
75	290	23 - 27 中	西欧の皇帝（エンペラー）の語源は、ラテン語のインペラートルです。帝政時代以前の元老院政治の時代に筆頭議員を表す称号として用いられたもので、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「インペラートル」の性格）	3-(3)				
76	290	33 - 38 右	帝国（エンパイア）とは皇帝が統治する国のことです。・・・帝国は複数の民族をその統治下におく国をさします。	生徒にとって理解し難い表現である。 （帝国の定義が錯綜している。）	3-(3)				
77	291	37 - 39 左	文明化（シビライゼーション）とは都市化を意味します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「文明化（シビライゼーション）」の意味）	3-(3)				
78	291	1 - 2 中	領域国家（中央集権国家）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （領域国家と中央集権国家が同じものであるかのよう に誤解する。）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

# 検 定 意 見 書

9 枚中 9 枚目

受理番号 102-307		学校 中学校	教科 社会	種目 社会（歴史的分野）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
79	300		「人名さくいん」中、「渡辺華山」	誤記である。	3-(2)
80	折込み	年表	一〇五一・前九年の役（～六二）（「一〇八三・後三年の役（～八七）」も同様）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (70ページ「②源氏・平氏の系図と武士の争乱」中、「前九年合戦」に照らして)	3-(3)
81	折込み	年表	二〇二〇・二度目の東京オリンピック開催	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「二度目の東京オリンピック開催」)	3-(3)
82	裏見返		「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」および「東ローマ帝国」の境界	生徒が誤解するおそれのある図である。 (同図中、「フランク王国」、「西フランク王国」、「東フランク王国」の表記に照らして、「ローマ帝国」「西ローマ帝国」「東ローマ帝国」の関係について誤解する。)	3-(3)
83	裏見返		「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「イタリア王国」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「イタリア王国」の系譜)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。